

ご契約のしおり 定款・約款

契約概要／注意喚起情報

しゅうしんワイド

5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）

この冊子には、ご契約にともなう大切なことがらを記載しています。
ぜひ、ご一読ください。

～ はじめに ～

この冊子をご契約にともなう大切なことから記載しています。必ずご一読いただき、内容を十分ご確認ください。また、ご契約成立後にお送りする「保険証券」とともに大切に保管してご活用ください。

この冊子の内容は、次の5つの部分に分かれています。

契約概要

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。

注意喚起情報

ご契約のお申し込みの際に特にご注意ください事項を記載しています。

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項、諸手続き、税制上の取り扱いなど、知っておいただきたい事項を記載しています。

定 款

朝日生命の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。
(保険契約者がご契約の当事者となると同時に、「社員(構成員)」として会社の運営に参加することになるため掲載しています。)

約 款

ご契約のとりきめを記載しています。

お申し込みの商品の約款・特約にチェックをして、内容をご確認されるときにご活用ください。

約 款	チェック欄	ご契約のしおり	約款・特約
5年ごと利差配当付 引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)	<input checked="" type="checkbox"/>	24ページ	54ページ

特 約	チェック欄	ご契約のしおり	約款・特約
リビング・ニーズ特約	<input type="checkbox"/>	25ページ	77ページ
指定代理請求特約 (2016)	<input type="checkbox"/>	27ページ	92ページ

※約款・特約のお支払事由等の詳細については上記該当ページをご確認ください。
※お申込内容等については「保険証券」でもご確認くださいので、もう一度よくお確かめください。

朝日生命における個人情報の利用目的について

保険契約等申し込みの際に、お客様からいただいた個人情報は、以下の目的で利用させていただきます。

- 朝日生命の保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 朝日生命または関連会社・提携会社の各種保険商品・金融商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 朝日生命の業務の情報提供・運営管理、市場調査、商品・サービスの開発・研究

※朝日生命の個人情報の取り扱いにつきましては、朝日生命ホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) にも掲載しておりますので併せてご確認ください。

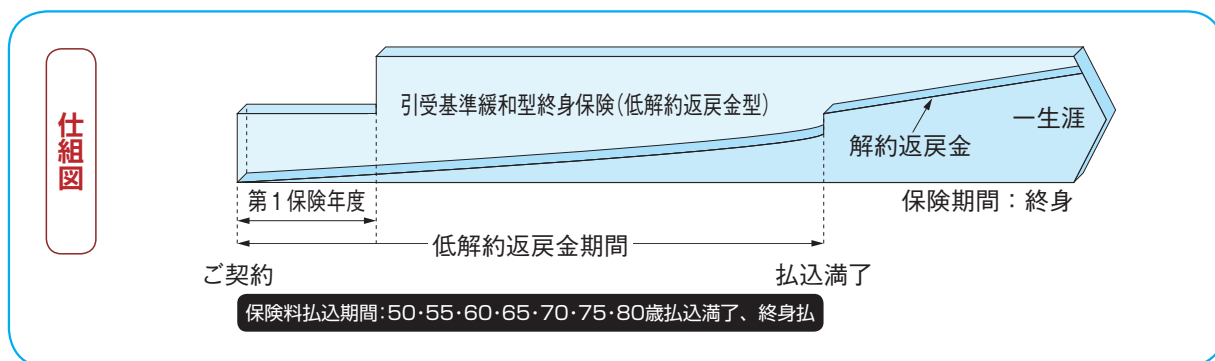
この「契約概要」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご留意いただきたい事項を記載しています。内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。「契約概要」に記載の支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり-定款・約款」に記載していますので、ご確認ください。なお、「ご契約のしおり-定款・約款」につきましては、朝日生命ホームページ(<https://www.asahi-life.co.jp>)にも掲載していますのでご確認ください。

1 引受保険会社

- 名 称 朝日生命保険相互会社
- 連絡先 お客様サービスセンター ☎ 0120-714-532
- ホームページアドレス <https://www.asahi-life.co.jp>

2 商品の特徴としくみについて

- 商品名称 「しゅうしんワイド」
- 正式名称 5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)
- 特徴 この保険は、被保険者が死亡された場合の一生の保障を一時金にてご準備いただける商品です。



(注)第1保険年度とは、責任開始の日から、契約成立日の1年後の応当日の前日までの期間のことをいいます。

第1保険年度中の死亡保険金は、「責任開始以後の不慮の事故による傷害を直接の原因とする場合」または「責任開始以後の感染症を直接の原因とする場合」を除いて、保険金額の50%削減支払となります。

■お取り扱い(募集代理店によって異なります)

死亡保険金額	30歳～64歳 100万円～300万円、65歳～79歳 50万円～300万円 ※朝日生命の同種の保障(引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)、引受基準緩和型定期保険(非更新型))を通算して、1,500万円限度となります。
契約年齢	30歳～79歳 ※契約年齢はご契約日における満年齢で計算しますが、1年未満の端数が6か月を超えるとときは満年齢に1歳を加えます。
保険期間	終身
保険料払込期間	50・55・60・65・70・75・80歳払込満了(最低払込期間10年)、終身払
保険料払込方法(回数)	口座振替扱(月払・年払)

3 ご契約のお引き受けについて

- 告知書の質問事項の「はい」に該当する方はお引き受けできません。
- 5つの告知にすべて該当しない場合でも、ご職業、過去の契約状況等によりご加入できないことがあります。
- 日本国内にお住まいの方のご契約のみ、お引き受けいたします(ご契約後の転居につきましては、国内外を問わず保障は継続いたします)。
- その他朝日生命の基準により、他の保険契約者との公平性を保つためご契約をお引き受けできないことがあります。

4 保障内容

<5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)>

- 支払事由は以下のとおりです。くわしくは「ご契約のしおり-一定款・約款」をご確認ください。

お支払いする保険金	支払事由	受取人
死亡保険金	被保険者が責任開始の時以後保険期間中に死亡したとき ※第1保険年度(責任開始の日から契約成立日の1年後の応当日の前日までの期間)中に支払事由に該当した場合の保険金は、「責任開始以後の不慮の事故による傷害を直接の原因とする場合」または「責任開始以後の感染症を直接の原因とする場合」を除いて、保険金額の50%削減支払となります。	死亡保険金受取人

- この保険は、健康上の理由(持病・既往歴)により、通常の保険にご加入いただけない方のために設計された引受基準緩和型の終身保険(低解約返戻金型)です。そのため、朝日生命の他の終身保険に比べて保険料が割高となっています。
- 健康状態によっては、当保険よりも保険料が割安な朝日生命の他の終身保険にご加入いただける場合があります。

■保障内容に関する注意事項

- この保険には、満期保険金はありません。また、延長保険への変更、保険料払込期間の変更のお取り扱いはありません。
- この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金額の水準を低く設定することで、保険料を割安にしています。
- 低解約返戻金期間は保険料払込期間とします。ただし、保険料払込期間が終身の場合には、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日(年単位)の前日までの期間とします。
- 低解約返戻金期間経過後でも、次の場合には解約返戻金の金額を抑制します。
 - ・保険料の払込方法が有期払の場合、保険料払込期間中の最終の保険料が払い込まれていないとき。
 - ・保険料の払込方法が終身払の場合、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日(年単位)を含む払込期月までの保険料が払い込まれていないとき。

5 特約について

引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)には、リビング・ニーズ特約、指定代理請求特約(2016)を付加することができます。

<リビング・ニーズ特約>

- 被保険者の「余命が6か月以内」^(注)と判断される場合に、特約保険金受取人からのご請求により、死亡保険金の一部または全部に代えて、この特約による保険金を特約保険金受取人にお支払いする特約です。
(注)余命が6か月以内とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内であることを意味します。
- 特約保険金をお支払いしたときは、指定保険金額の部分については特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。なお、残った部分の保障は継続します。
- リビング・ニーズ特約の特約保険金としてお支払いする金額は、朝日生命の定めるところにより特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する所定の「利息」および「保険料相当額」を、指定金額から差し引いた金額となります。
- この特約の保険料は不要です。
- この特約を解約することはできますが、返戻金はありません。
- 引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)に付加した場合、第1保険年度中のご請求はお取り扱いしません。

<指定代理請求特約(2016)>

- 保険金等の受取人となる被保険者が保険金等をご請求できない事情^(注)があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等をご請求することができる特約です。
(注)事故や病気により意識不明の状態意思表示ができない場合など
- 指定代理請求人に保険金等をお支払いした場合、それ以後に重複してその保険金等のご請求を受けてもお支払いいたしません。
- 指定代理請求人に保険金等をお支払いした場合、朝日生命は保険契約者または被保険者にその旨をご連絡いたしませんので、保険契約者または被保険者が認識しないまま、ご契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者からご契約内容について朝日生命宛にご照会を受けたときは、保険金等のお支払いをしていること、またはご契約の一部が消滅していること等を回答せざるを得ない場合があります。このため、被保険者本人がご自身の健康状態(被保険者の病名ががんであることなど)について知る可能性がありますので、お含み置きください。

6 保険料について

- 具体的な保険料については、商品パンフレット等をご確認ください。
- 保険料の払込方法(回数)が年払のご契約が、払い込まれた保険料により保障される期間の途中で、解約等により消滅したときまたは保険料のお払込みが免除されたときに、保険料の未経過分に相当する返還金がある場合にはその返還金をお支払いします。

7 配当金について

- 配当金は、資産の運用成果を5年ごとに通算して剰余金が生じた場合、保険契約者に公平に分配され、通常ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。
- 配当金は、金利水準等により変動(増減)しますので、決算実績によっては配当金をお支払いできないことがあります。

8 配当金の支払方法について

- 配当金は朝日生命所定の利息をつけて積み立てておき、ご契約が消滅したときまたは保険契約者からご請求があったときにお支払いする積立方式です。
- 以下のような場合につきましては、5年ごとの配当金のお支払日以前でも、資産の運用成果に応じて配当金をお支払いします。
 - ◇保険料払込期間が満了する場合
 - ◇保険金等の支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合
 - ◇解約、減額等をされる場合
- 契約成立日から2年以内に解約、減額等をされる場合、配当金はありません。
- 解約、減額等をされる場合にお支払いする配当金は、保険金等の支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。

■この「注意喚起情報」は、ご契約の申し込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了承のうえ、お申し込みください。

◇以下は、お客様にとって不利益となる事項が記載されていますので、特にご注意ください。



- 6. 保険金等をお受け取りいただけない場合について
- 8. 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項
- 9. 解約と返戻金について

■ご契約の際には「ご契約のしおり－定款・約款」とあわせて内容をご確認いただいたうえ、大切に保管してください。

◇「ご契約のしおり－定款・約款」はお支払事由および制限事項の詳細など、ご契約について大切な事項や必要な保険の知識などを説明しています。

1. クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回等)について

■申込者または保険契約者(以下、「申込者等」といいます)は、保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面*の交付日(書面の交付に代替する電磁的方法による提供日を含みます。)のいずれか遅い日から、その日を含めて**20日以内**であれば、書面または電磁的方法により保険契約のお申し込みの撤回または保険契約の解除(以下、「お申し込みの撤回等」といいます)をすることができます。

*「ご契約のしおり(ご契約のしおり(抜粋版)を含みます)」・「注意喚起情報」を指します。

◇書面でお申し込みの撤回等をする場合

お申し込みの撤回等は**書面の発信時(郵便の消印日付)に効力を生じます**ので、次の内容を記載した書面を郵便にて送付ください。

<書面に記載いただく事項>

- ① お申し込みの撤回等をする意思
- ② 申込者等の氏名(自署)・住所・電話番号
- ③ 申込番号(「契約申込書(保険契約者様控)」の上部10桁の数字)
- ④ 保険料
- ⑤ 取扱代理店名
- ⑥ 申込日
- ⑦ 申出日
- ⑧ 返金先口座(銀行名、支店名、店番、預金種目、口座番号、口座名義人(フリガナ))

<書面の送付先>

〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 朝日生命 金融代理店業務グループ

◇電磁的方法でお申し込みの撤回等をする場合

朝日生命では、電磁的方法によるお申し込みの撤回等の主たる窓口として、朝日生命ホームページ(<https://www.asahi-life.co.jp>)に専用のお問い合わせ受付フォームを設置しています。お申し込みの撤回等は**電磁的方法による発信時(申出日)に効力を生じます**ので、入力画面に必要事項を記入し、ご発信ください。

■お申し込みの撤回等があった場合は、申込者等に領収金額を全額お返しいたします。

2. 保障の責任開始の時について

■お申し込みいただいたご契約について、朝日生命がお引き受けすることを決定した場合の保障の責任開始の時は、次のとおりです。

- 「責任開始に関する特約」を付加されたご契約の場合には、お申し込みと告知(診査)が、ともに完了した時からご契約上の責任を開始します。
- 上記以外の場合、お申し込みと告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお払込みが完了した時^(注)からご契約上の責任を開始します。

(注) 第1回保険料相当額のお払込みが完了した時とは、第1回保険料充当金を口座振込みでお払込みいただいた場合は朝日生命所定の金融機関口座に着金した日とします。なお、お申込内容の変更等に伴い、後日、追加で保険料のお払込みをいただいた場合でも、当初のお払込みの時とします。

3. 告知義務について

■保険契約者や被保険者には朝日生命がおたずねする健康状態などについて告知いただく必要があり、これを**告知義務**といいます。

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業に従事されている方などのお申し込みを無条件でお引き受けしますと、保険契約者間の保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態などについて「告知書」(電子機器上の告知画面を含みます。以下、同じとします。)で朝日生命がおたずねすることについて、**事実をありのままに正確にもれなく告知**ください。
- 告知をお受けできる権利(告知受領権)は、朝日生命が有しています。生命保険募集人(朝日生命の担当者や

代理店の担当者、電話等で対応させていただく者も含まれます。以下同じ。)には告知をお受けできる権利がないため、**生命保険募集人に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりません。**

■告知いただいた内容が事実と違っていた場合は、保険金等をお支払いできないことがあります。

●告知いただくことからは、告知書に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合には、責任開始の日または復活の日から2年以内であれば、**朝日生命は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。**

◇責任開始の日または復活の日から2年を経過していても、保険金等のお支払事由等が2年以内に発生していた場合には、**ご契約または特約を解除することがあります。**

◇ご契約または特約を解除したときは、たとえ保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いできません。また、保険料の払込免除事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。

ただし、「保険金等のお支払事由または保険料の払込免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、「保険金等をお支払い」または「保険料のお払込みを免除」することがあります。

◇ご契約(特約)を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

●ご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約の締結状況等により、保険金等をお支払いできないことがあります。

◇例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往歴・現病歴について故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取り消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料はお返ししません。

4. ご契約内容等の確認制度について

■ご契約のお申し込みにあたり、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者が、**お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。**

■保険金等のお支払いおよび保険料払込免除などのご請求に際しても、朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者が**保険金等をお支払いするための確認・照会に、保険契約者等や医療機関・公的機関等を訪問させていただく場合があります。**

5. 生命保険募集人について

■生命保険募集人は、お客様と朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。そのため、保険契約は、お客様からの保険契約のお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。

生命保険募集人に関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。

朝日生命 お客様サービスセンター ☎ 0120-714-532

6. 保険金等をお受け取りいただけない場合について

次のような場合には、**保険金等をお受け取りいただけません。**

■ご契約が告知義務違反により解除となった場合

■保険金等を詐取る目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または保険金等受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由により契約(特約)が解除された場合

■保険料のお払込みがなくご契約が失効した場合

■詐欺によりご契約が取り消しとなった場合

■保険金等の不法取得目的があつてご契約が無効となった場合

■保険契約者・受取人などの故意により保険金の支払事由が生じた場合

■責任開始の日または復活の日から3年以内の自殺の場合

■戦争その他の変乱により保険金の支払事由が生じた場合

7. 保険料払込みの猶予期間と失効、失効取消、復活について

■保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも、次の猶予期間がありますが、お払込みがないまま猶予期間を過ぎ、保険料のお立替え(保険料の振替貸付)ができない場合、失効となり、ご契約の効力が失われます。

(1) 年払の場合

払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日(月単位)までとなります。応当日(月単位)がない場合は、その月の末日までとします(ただし、契約成立日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです)。

(2) 月払の場合

払込期月の翌月1日から末日までとなります。

■ご契約が失効となり、効力が失われた場合でも、失効した日からその日を含めて1か月以内に延滞保険料等のお払込みがあり、かつ、朝日生命が認めたときは、ご契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。

■ご契約が失効となり、効力が失われた場合でも、失効した日からその日を含めて3か月以内なら、朝日生命の定めるお手続きを取っていただき、ご契約の復活をお申し込みすることができます。この場合には、復活に伴う所定の金額のお払込みに先立って、あらためて告知または朝日生命指定の医師による診査をしていただきます。なお、被保険者の健康状態によっては、ご契約の復活をお断りすることがあります。

■ご契約の復活を朝日生命が承諾した場合には、告知（診査）と復活保険料の払込みが、ともに完了した時から契約上の責任を開始します。

8. 現在のご契約を新たなご契約に見直す場合のご留意事項について

一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約された場合の返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 新たにお申し込みの契約の責任開始の日からその日を含めて3年以内の自殺により支払事由が発生したときは、保険金等のお支払いはしません。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、告知した内容が事実と異なる場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。
- 保険料は、保険料算出用利率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たなご契約のお申し込みをされることにより、保険料算出用利率が下がったときは、保険種類（終身保険等）によっては保険料が引き上げられることがあります。

9. 解約と返戻金について

- ご契約の解約はいつでもお取り扱いできますが、以後の保障はなくなります。
- この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金額の水準を低く設定することで、保険料を割安にしています。
- 低解約返戻金期間は保険料払込期間とします。ただし、保険料払込期間が終身の場合には、被保険者年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日までの期間とします。
- 低解約返戻金期間経過後でも、次の場合には解約返戻金の金額を抑制します。
 - ・保険料の払込方法が有期払の場合、保険料払込期間中の最終の保険料が払い込まれていないとき。
 - ・保険料の払込方法が終身払の場合、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）を含む払込期月までの保険料が払い込まれていないとき。

10. 相互会社の社員の権利について

- 朝日生命は、ご契約者が社員となり（無配当保険のみのご契約者となられた場合を除く）、会社を構成する相互会社です。
- 朝日生命は、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。
- 社員の権利には、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利などがあります。

11. 生命保険契約者保護機構について

- 生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。
- 朝日生命は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。ただし、この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構（TEL 03-3286-2820）までお問い合わせください。
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～17:00
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

12. 保険金等のお支払いに関する手続き等の留意事項について

- 保険金等の支払事由が生じた場合やお支払いの可能性があると思われる場合、お支払いに関する手続等でご不明な点が生じた場合は、すみやかにお客様サービスセンターまでお問い合わせください。
- 支払事由、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合、お支払いできない場合については、「ご契約のしおり一定款・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。
- 保険金等の支払事由が生じたときは、ご加入内容によっては、複数の保険金等の支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 「指定代理請求特約（2016）」を付加されますと被保険者が受取人となる保険金等について、受取人がご請求できない事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人がご請求することができます。くわしくは「ご契約のしおり一定款・約款」をご確認ください。
- 「指定代理請求特約（2016）」を付加されたときは、指定代理請求人に対し、支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

保険金等のご請求手続きについて

このようなときにはご連絡ください

次の場合には下記連絡先（お客様サービスセンター）へ、ご連絡ください。

※ 保障内容によっては、支払事由に該当しない場合があります。

- 亡くなられた場合
- 病気やケガで障害が残っている場合
- その他の支払事由に該当するかどうかご不明の場合

〈連絡先〉

●お客様サービスセンター ☎[®] 0120-714-532

受付時間：月曜日～土曜日 9：00～17：00

（日曜日、祝日、年末年始を除きます）

保険金等ご請求手続きの流れ

保険金をもれなくご請求いただくためには、お客さまからのご連絡が重要な情報となります。病気やケガで障害が残っている場合、亡くなられた場合など、保険金等をお受け取りいただける可能性があると思われる場合やご不明な点につきましては、お客様サービスセンターまでご連絡ください。

1. お客さま	朝日生命へのご連絡 受取人より、お客様サービスセンターにご連絡ください。 ●お手元に、ご契約の証券記号番号が分かる書類（保険証券・インフォメールあさひ等）をご用意ください。 ●保険金等をもれなくご請求いただくために、以下の内容をお伺いします。 ・証券記号番号・お電話いただいた方のお名前・被保険者名 ・入退院日、死亡日、事故日、病名、手術名、手術日、通院の有無など ※病名等は、必要書類をご案内するためにお伺いするものですので、差支えない範囲でお申出ください。
2. 朝日生命	請求のご案内 ご連絡いただいた内容に基づき、ご請求のくわしいご案内と請求書類をお届けします。
3. お客さま	請求書類のご提出 ご案内した必要書類をお取りそろえのうえ、ご提出ください。
4. 朝日生命	保険金等のお支払い 保険金等をお支払いします。または、保険料のお払込みを免除します。
5. お客さま	お支払明細書をご確認ください お支払金額などを記載したお支払明細書またはお支払通知書をご郵送しますので、ご確認ください。

もくじ

ご契約のしおり

ご契約についての大切な事項、諸手続き、税制上の取り扱いなど、ぜひ知っておいていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

目的別もくじ（主な項目について、知りたい内容の記載箇所が確認できます。）	4
--------------------------------------	---

主な保険用語の説明	6
-----------	---

朝日生命は相互会社です	8
-------------	---

お知らせとお願い

1. 保険契約の締結および生命保険募集人について	10
2. ご契約お申込手続きの際の留意点について	11
3. クーリング・オフ制度（ご契約のお申し込みの撤回等）について	12
4. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方へ	13
5. ご契約の取り消し、無効、解除について	14
6. 保険金等をお受け取りいただける場合、お受け取りいただけない場合の具体的事例について	14
7. 契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度について	15
8. 生命保険契約者保護機構について	18

ご契約に際して

9. 告知について	20
10. 保障の責任開始の時について	22
11. ご契約内容等の確認制度について	23

特徴としくみ

12. 引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）の特徴としくみについて	24
13. リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いについて	25
14. 指定代理請求特約（2016）について	27
15. 保険料の払込免除について	29
16. 保険金等をお受け取りいただけない場合について	30

保険料のお払込み

17. 保険料の払込方法について	32
18. 保険料払込みの猶予期間と失効、失効取消、復活について	33
19. 保険料のお払込みが困難になられたときの継続方法について	35
20. 保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱いについて	37
21. 保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときの保険料について	38

ご契約後について

22. 保険契約者、死亡保険金等の受取人の変更について	39
23. 保険契約者に対する貸付について	40
24. 解約・減額と返戻金について	41
25. 配当金のお支払いについて	42
26. 生命保険と税金について	43
27. 保険金等のご請求に関する訴訟について	45
28. 諸請求に必要な書類について	46
29. 保険金等のお支払期限について	48

定款・約款

「定款」は、朝日生命の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。
「約款」は、ご契約のとりきめを記載したものです。

定款	50
5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款	54
リビング・ニーズ特約	77
指定代理請求特約（2016）	92
保険料口座振替特約	99
責任開始に関する特約	105

朝日生命からのお願い	113
------------	-----

しゅうしんワイド

5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)

ご契約のしおり

ご契約のしおり は、ご契約についての大切な事項、諸手続き、税制上の取り扱いなど、知っておいていただきたい事項を記載しています。

ご一読のうえ、ご契約内容を十分にご理解ください。特にご確認いただきたい項目、約款等のページを「⇒」で示しています。

目的別もくじ

ご契約に際して

ことば（保険用語）の意味を知りたい

主な保険用語の説明

6
ページ

申し込みを撤回したい

3. クーリング・オフ制度（ご契約のお申し込みの撤回等）について

12
ページ

告知義務について知りたい

9. 告知について

20
ページ

いつから保障が開始するか知りたい

10. 保障の責任開始の時について

22
ページ

各保障のしくみや支払事由について知りたい

12. 引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）の特徴としくみについて

24
ページ

保険金等が受け取れない場合について知りたい

6. 保険金等をお受け取りいただける場合、お受け取りいただけない場合の具体的事例について
16. 保険金等をお受け取りいただけない場合について

14
ページ
30
ページ

この保険の特徴と保険金等について

保険金等をご請求されるときは

お手持ちの「保険証券」「通知書」

保険金等の請求者（受取人）は誰か、支払事由に該当しているかをご確認ください

お受け取りいただけない場合に該当していないか、ご確認ください

12. 引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）の特徴としくみについて 24
ページ

6. 保険金等をお受け取りいただける場合、お受け取りいただけない場合の具体的事例について 14
ページ
16. 保険金等をお受け取りいただけない場合について 30
ページ

次のような場合にはご案内のページをご確認ください。

保険料について

保険料の払込みができなかった場合について知りたい	▶	18. 保険料払込みの猶予期間と失効、失効取消、復活について	33 ページ
保険料の負担を減らしたい	▶	19. 保険料のお払込みが困難になられたときの継続方法について	35 ページ

契約後について

効力を失った契約の復活をしたい	▶	18. 保険料払込みの猶予期間と失効、失効取消、復活について	33 ページ
契約者、保険金受取人を変更したい	▶	22. 保険契約者、死亡保険金等の受取人の変更について	39 ページ
解約について知りたい	▶	24. 解約・減額と返戻金について	41 ページ
生命保険料控除、保険金等に係る税金について知りたい	▶	26. 生命保険と税金について	43 ページ
各種手続きに必要な書類について知りたい	▶	28. 諸請求に必要な書類について	46 ページ
契約の手続き等の問い合わせ先について知りたい	▶	お客様サービスセンター 0120-714-532	

等で、ご契約内容をご確認ください

▶ ご請求に必要な書類等をご確認ください

▶ くわしいお手続き方法は、お客様サービスセンターでご案内します

28. 諸請求に必要な書類について	46 ページ
29. 保険金等のお支払期限について	48 ページ

お客様サービスセンター
0120-714-532

主な保険用語の説明

保 険 用 語		説 明
け	契 約 成 立 日	契約年齢や保険期間の計算の基準となる日をいい、通常は責任開始の日を契約成立日とします。なお、保険料の払込方法（経路）によっては、契約成立日を責任開始の日を含む月の翌月1日とすることがあります。
	契 約 成 立 日 の 応 当 日	契約後の保険期間中にむかえる契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（年単位） 毎年の契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（半年単位） 半年ごとの契約成立日に対応する日をいいます。 ○契約成立日の応当日（月単位） 毎月の契約成立日に対応する日をいいます。
	契 約 年 齢	契約成立日における年齢を契約年齢といい、保険料算定等の基準となります。この場合、被保険者の契約年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは切り上げます。 〔例〕40歳7か月の被保険者の契約年齢は41歳となります。 また、ご契約後の年齢は、契約成立日の応当日（年単位）ごとに、契約年齢に1歳ずつ加えて計算します（「ご契約のしおり一定款・約款」で「年齢」または「〇歳」と記載している場合は、ご契約時においては契約年齢を、またご契約後においては契約成立日の応当日（年単位）ごとに契約年齢に1歳ずつ加えた年齢を指します）。
こ	告 知 義 務 と 告 知 義 務 違 反	保険契約者と被保険者には、ご契約のお申し込みや復活のお申し込みの際に、現在の健康状態や過去の傷病歴など朝日生命がおたずねする重要なことごらについて朝日生命に書面（電子機器上の告知画面を含みます）にてお知らせ（告知）していただきます。これを「告知義務」といいます。 朝日生命がおたずねした重要なことごらについて告知がなかったり、故意に事実と異なることを告知された場合などは、告知義務に違反したことになり、朝日生命はご契約の効力を消滅（契約解除）させることができます。
	ご 契 約 内 容 説 明 書	ご契約内容をより一層ご理解いただくために作成したもので、保険証券の内容を補足するものであり、保険証券に同封のうえ、保険契約者あてに送付します。

この冊子をお読みいただくにあたって、ご確認ください。

保 険 用 語		説 明
し	失 効	猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがない等の理由により、ご契約の効力が失われることです。
	指定代理請求人	保険金等受取人が被保険者の場合で保険金等をご請求できない事情があるときに備えて、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した、被保険者に代わって保険金等をご請求することができる人のことをいいます。
	支 払 事 由	保険金等が支払われる条件のことをいいます。
	死 亡 保 険 金	被保険者が死亡された場合にお支払いするお金のことをいいます。
	主 契 約 と 特 約	普通保険約款に記載されている契約内容を主契約といい、特約はその主契約の保障内容をさらに充実させるためや、保険料の払込方法（経路）等主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。
せ	生命保険募集人	生命保険契約の募集を行う人（朝日生命の担当者や代理店の担当者、電話等で対応させていただく者も含みます）のことをいいます。
	責任開始の時（責任開始期）と責任開始の日	朝日生命が契約上の責任を開始する時期を責任開始の時といい、その責任開始の時を含む日を責任開始の日といいます。なお、復活の場合は最終の復活の時を指します。
	責 任 準 備 金	将来の保険金等を支払うために、保険契約者が払込む保険料の中から積み立てられるものをいいます。
た	第 1 回 保 険 料 相 当 額	「責任開始に関する特約」を付加していないご契約のお申込時にお払込みいただくお金のことをいい、ご契約が成立した場合には第1回保険料に充当されます。
て	定 款	朝日生命の組織や事業運営の基本となる規則等を定めたものをいいます。
	電 磁 的 方 法	電子計算機を使用して通知、表示または意思表示を行う方法のことをいいます。
は	配 当 金	資産の運用成果により毎年の決算で生じた剰余金から、公平に保険契約者に分配されるお金のことをいいます。
	払 込 期 月	保険料の払込方法（回数）により、次のとおりとなります。 ○年払契約の場合は、契約成立日の応当日（年単位）を含む月 ○月払契約の場合は、毎月
ひ	被 保 険 者	生命保険の対象として保険がかけられている人のことをいいます。
へ	返 戻 金	保険契約を解約した場合等に、保険契約者にお払戻しするお金のことをいいます。
ほ	保 険 金 受 取 人	保険金等を受け取る人のことをいいます。
	保 険 契 約 者	保険会社と保険契約を結び、ご契約上のいろいろな権利（契約内容変更請求権等）と義務（保険料支払義務等）を持つ人のことをいいます。
	保 険 証 券	ご契約の保険金額や保険期間等の契約内容を具体的に記載したものです。
	保 険 年 度	契約成立日または毎年の契約成立日の応当日から、その日を含めてその翌年の契約成立日の応当日の前日までをいいます。
	保 険 料	保険契約者からお払込みいただくお金のことをいいます。
や	約 款	ご契約のとりきめを記載したものをいいます。

朝日生命は相互会社です

朝日生命は、保険契約者のみなさまが社員となり会社を構成する相互会社です。

1. 相互会社について

保険会社の会社組織形態には「相互会社」と「株式会社」があり、朝日生命は相互会社です。相互会社は、保険業法で認められた保険会社独自の形態で、剰余金の分配のない保険契約を除き、保険契約者をご契約の当事者となると同時に、「社員（構成員）」として会社の運営に参加するというものです。

(1) 総代会について

○相互会社の最高意思を決定するのは、本来、社員総会ということになりますが、何百万人もの社員に集まっていたことは、困難です。そこで、社員総会に代わる代議制の機関として総代会を置いています。総代会における報告事項および決議事項の主なものは次のとおりです。

- 報告事項…… ・ 事業報告、貸借対照表、損益計算書および基金等変動計算書の内容ならびに相互会社制度運営報告
- 決議事項…… ・ 剰余金の処分 ・ 社員配当金の割当 ・ 定款の変更
・ 総代候補者選考委員の選任 ・ 評議員の選任 ・ 取締役、監査役の選任

○総代会における報告および決議についてお知らせしています。

- 総代会で報告された貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書の内容や相互会社制度運営報告ならびに決議された主要な事項は、朝日生命のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) に掲載して社員のみなさまにお知らせしています。

○総代会を傍聴することができます。

- 朝日生命の経営について、社員に一層の理解を深めていただくために、「総代会傍聴制度」を実施しています。
- 毎年、総代会開催前の一定期間、朝日生命のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) に総代会の日程を掲載して希望者を募り、総代会を傍聴していただいております。

(2) 総代の選出方法について

社員の中から選任された選考委員で組織する総代候補者選考委員会が、総代候補者を選考して、推薦に関する公告を朝日生命のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) に掲載するとともに、あわせて全社員に投票用紙等を送付します。

社員は、候補者の中に信任を可としない者がある場合、投票によってその意思を表明します。各候補者は、信任を可としない投票を行った社員の数が投票権を有する社員の10分の1に満たない場合に、総代に選出されません。

総代の選考は、広く社員全体の中から地域、職業、年齢などに偏りがないように行われています。

(3) 総代の定数および任期について

朝日生命の総代の定数は150名、任期は4年で、2年ごとに半数の改選を行います。

(4) 社員の権利・義務について

社員の権利には、保険業法や定款の定めに基づき、総代選出にあたっての信任投票権などのほかに、一定数以上の社員による臨時総代会の招集請求権や総代会の議案提案権などがあります。その他、社員の主な権利として、保険約款に基づく保険金等の支払請求権、定款や保険約款の定めに基づく社員配当金請求権があります。また、社員の主な義務としては、保険約款に基づく保険料の払込義務があります。

2. 経営にご意見・ご提言を寄せる制度について

朝日生命では、保険契約者のご意見を積極的に経営に反映させるため、次の制度を実施しています。

(1) 評議員会について

評議員会は、社員から書面で寄せられた会社経営に関するさまざまなご意見、ご提言等を審議する機関です。さらに、ご契約者懇談会における会社経営に関するご意見等も評議員会で審議いたします。ご遠慮なくご意見、ご提言を朝日生命の本社評議員会事務局あてに書面でお寄せください。

(2) ご契約者懇談会について

ご契約者懇談会は、広く全国各地の保険契約者から生命保険に関するご意見、ご要望や朝日生命の経営に対する諸提言を直接お聞きし、あわせて、朝日生命の事業概況をご報告することにより、朝日生命と生命保険に関し一層のご理解とご認識を深めていただくことを目的として、毎年、朝日生命の全国の支社等で開催しています。

この懇談会で伺いましたご意見、ご提言等は、会社経営に反映させるよう努力を重ねています。

ご契約者懇談会の開催案内は、開催前の一定期間、朝日生命のホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) 等で行っており、広くご出席者を募集しています。

3. 基金の状況について

朝日生命の「基金の総額（基金と基金償却積立金の合計額）」は2023年2月現在2,570億円となっています。

(注)・「基金」とは、保険業法の規定に基づき、基金の拠出者と相互会社との間で締結した契約に基づき、基金拠出者に拠出いただく資金です。

基金拠出者にとっては貸付債権としての性格を有する一方で、相互会社にとっては、保険業法の規定に基づき、資本勘定を構成するものです。

・拠出を受けた基金を返済することを「償却」といいます。保険業法によって、基金を償却する際、同じ金額の積立金（これを「基金償却積立金」といいます）を会社内部に積み立てることが定められています。

1. 保険契約の締結および生命保険募集人について

1. 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。

2. 生命保険募集人について

○生命保険募集人は、お客さまと朝日生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して朝日生命が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後に保険契約者の変更といったご契約の内容を変更等をする場合、保険契約の復活をする場合等にも、原則としてこれらのお手続きに対する朝日生命の承諾が必要になります。

○告知をお受けできる権利（告知受領権）は、生命保険会社（朝日生命所定の書面「告知書」（電子機器上の告知画面を含みます。）にご記入いただく場合）が有しています。

ご注意ください

生命保険募集人には告知をお受けできる権利がないため、**生命保険募集人に口頭でお話しされても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。**

2. ご契約お申込手続きの際の留意点について

1. お申し込みと告知について

- お申し込みにあたっては、保険契約者（被保険者欄は被保険者）がご自身でお手続きください。
- 告知にあたっては、朝日生命がおたずねする告知項目について、被保険者がご自身で正確にお答えください。
- 「告知」について、くわしくは9項（⇒p.20）をご確認ください。

2. 第1回保険料（相当額）のお払込みについて

(1) 口座振替によるお払込み

- 「責任開始に関する特約」を付加した場合には、保険契約者が指定した口座から振り替えます。
- 保険料領収証は発行しません。

(2) 金融機関口座へのお振込み

- 朝日生命所定の金融機関口座へお振込みいただきます。
- 振込金受取書を第1回保険料相当額のお払込みの証とさせていただきますので、大切に保管してください。
- 第1回保険料相当額の領収日は、朝日生命所定の金融機関口座に着金した日となります。

! ご留意ください

生命保険募集人がお客様から現金をお預かりすることや、朝日生命の口座以外へのお振込みをご案内することはありません。

3. 責任開始に関する特約について

- この特約を付加したご契約の第1回保険料は、払込期間（注1）中の振替日に保険契約者が指定した口座から振り替えます。
 - 振替日に振り替えできなかったときは、翌月の振替日に再度振り替えます（保険料の払込方法が月払の場合は、第2回保険料とともに振り替えます）。
 - 猶予期間（注2）満了日までに第1回保険料のお払込みがないときは、ご契約は無効となります。この場合、以後、新たに「責任開始に関する特約」を付加したご契約のお申し込みがあってもお引き受けできない場合があります。
 - 第1回保険料をお払込みいただく前は、主契約の減額、特約のみの解約・減額をすることはできないなど、朝日生命所定の条件があります。
- （注1）責任開始の日からその翌月末日までをいいます。
- （注2）払込期間の翌月1日から末日までをいいます。

4. お申込内容の確認について

ご契約をお引き受けしますと、朝日生命は、「保険証券」等を保険契約者にお送りしますので、お申し込みいただいた内容およびお払込みいただいた保険料と相違ないか、もう一度よくお確かめください。

ご不明な点がございましたら、お手数ですが、すぐに「ご契約のしおり一定款・約款」裏表紙に記載のお客様サービスセンターにご連絡ください。

3. クーリング・オフ制度 (ご契約のお申し込みの撤回等) について

○生命保険契約は長期にわたる契約ですから、ご契約に際しては、十分ご検討ください。

○申込者または保険契約者（以下、「申込者等」といいます）は、保険契約の申込日もしくは保障内容の訂正手続き日またはクーリング・オフ制度に関する事項を記載した書面（注）の交付日（書面の交付に代替する電磁的方法による提供日を含みます。）のいずれか遅い日から、**その日を含めて20日以内**であれば、書面または電磁的方法によりご契約のお申し込みの撤回またはご契約の解除（以下、「お申し込みの撤回等」といいます）をすることができます。

（注）「ご契約のしおり（ご契約のしおり（抜粋版）を含みます）」・「注意喚起情報」を指します。

●書面でお申し込みの撤回等をする場合

お申し込みの撤回等は**書面発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます**ので、次の内容を記載した書面を郵便にて送付ください。

<p><書面に記載いただく事項></p> <ul style="list-style-type: none">①お申し込みの撤回等をする意思②申込者等の氏名（自署）・住所・電話番号③申込番号 （「契約申込書（保険契約者様控）」の上部10桁の数字）④保険料⑤取扱代理店名⑥申込日⑦申出日⑧返金先口座（銀行名、支店名、店番、預金種目、 口座番号、口座名義人（フリガナ）） <p><書面の郵送先></p> <p>〒206-8611 東京都多摩市鶴牧1-23 朝日生命 金融代理店業務グループ</p> <p>※個人情報保護の観点から、封書によりお申し出ください。</p>	<p>（記載例）</p> <p>朝日生命保険相互会社 行 今回の契約申込を撤回します。</p> <p>申込者氏名：○○ ○○ 申込者住所：東京都○○区○○○ 電話番号：*****-**-***** 申込番号：***** 保険料：*****円 取扱代理店名：株式会社○○ ○○店 申込日：20××年○○月○○日 申出日：20××年○○月○○日</p> <p>返金先口座：○○銀行 ○○支店 店番 *** 普通 ***** 口座名義人フリガナ ○○○ ○○○ 口座名義人 ○○ ○○</p> <p>すでに保険料をお払いいただいた場合のみご記載ください。</p>
--	--

●電磁的方法でお申し込みの撤回等をする場合

朝日生命では、電磁的方法によるお申し込みの撤回等の主たる窓口として、朝日生命のホームページ（<https://www.asahi-life.co.jp>）に専用のお問い合わせ受付フォームを設置しています。お申し込みの撤回等は**電磁的方法による発信時（申出日）に効力を生じます**ので、入力画面に必要事項を記入し、ご発信ください。

○お申し込みの撤回等があった場合は、申込者等に領収金額を全額お返しします。申込者等から特にお申し出のない場合は、あらかじめご指定いただいた保険料の振替口座へ返金します。なお、返金できる申込者等の口座をあらかじめご指定いただいていない場合は、返金する口座をご指定いただきます。

○朝日生命は、申込者等に対し、お申し込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。

○お申し込みの撤回等の書面（電磁的方法を含む）発信時に保険金等の支払事由が生じている場合は、お申し込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申し込みの撤回等の書面（電磁的方法を含む）発信時に、申込者等が保険金等の支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。

4. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方へ

- 一般的に次の点について、保険契約者にとって不利益となります。
 - 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の累計額より少ない金額となります。
特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、被保険者の健康状態等によりお断りする場合があります。
- 新たにお申し込みの保険契約について、告知していただいた内容が事実と異なる場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。
- 新たにお申し込みの保険契約の責任開始の日からその日を含めて**3年以内**の自殺により支払事由が発生したときは、保険金等のお支払いはしません。
- 保険料は、保険料算出用利率（予定利率）のほか、将来見込まれる死亡率等により算出しています。保険料算出用利率は、将来の運用収益を見込んであらかじめ一定の割合で割り引く割引率です。現在ご契約の保険契約を解約、減額し、新たな保険契約のお申し込みをされることにより、保険料算出用利率が下がった場合には、保険種類（終身保険等）によっては保険料が引き上げられることがあります。

お知らせとお願い

ご契約に際して

特徴としくみ

保険料のお払込み

ご契約後について

3 クーリング・オフ制度（ご契約のお申し込みの撤回等）について
4 現在「契約の保険契約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みを検討されている方へ」

5. ご契約の取り消し、無効、解除について

1. 詐欺による取り消しについて

「詐欺による取り消し」について、くわしくは16項（⇒p.30）をご確認ください。

2. 不法取得目的による無効について

「不法取得目的による無効」について、くわしくは16項（⇒p.30）をご確認ください。

3. 告知義務違反による解除について

「告知義務違反による解除」について、くわしくは9項（⇒p.20）をご確認ください。

4. 重大事由による解除について

「重大事由による解除」について、くわしくは16項（⇒p.30）をご確認ください。

5. 第1回保険料のお払込みがないことによる無効について



「第1回保険料のお払込みがないことによる無効」について、くわしくは16項（⇒p.30）をご確認ください。

6. 保険金等をお受け取りいただける場合、お受け取りいただけない場合の具体的事例について

以下の事例は、保険金等をお受け取りいただける場合またはお受け取りいただけない場合の代表例をご参考としてあげたものです。

ご契約の保険種類・ご加入の時期によってはお取り扱いが異なる場合がありますので、実際のご契約でのお取り扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。また、記載以外に認められる事実関係等によってもお取り扱いに違いが生じることがあります。

【事例】死亡保険金のお受け取り〈告知義務違反による解除〉

 お受け取りいただける場合	 お受け取りいただけない場合
ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での入院について、正しく告知せずに加入したが、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」とは全く因果関係のない「胃がん」で死亡した場合。	ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での入院について、正しく告知せずに加入し、ご加入1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で死亡した場合。
解 説	
ご契約にご加入いただく際には、被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態、要介護状態などについて正確にもれなく告知いただく必要がありますが、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合には、ご契約は解除となり、保険金等はお受け取りいただけません。ただし、告知義務違反の対象となった事実と、ご請求原因との間に、全く因果関係が認められない場合には、保険金等をお受け取りいただけます。	

7. 契約内容登録制度・契約内容照会制度・ 支払査定時照会制度について

朝日生命は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、以下のとおり、朝日生命の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

1. 契約内容登録制度・契約内容照会制度について

お客様のご契約内容が登録されることがあります。

○朝日生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます)に基づき、朝日生命の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

○保険契約等のお申込みがあった場合、朝日生命は、(一社)生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録内容は消去されます。

(一社)生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、(一社)生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間、お引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約成立日、復活の日、復旧の日、増額の日または特約の中途付加の日から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約成立日等から5年間」と「契約成立日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれが長い期間)とします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。

○朝日生命の保険契約等に関する登録事項については、朝日生命〔朝日生命保険(相)東京都新宿区四谷1-6-1 代表取締役社長：木村 博紀〕が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、朝日生命の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の(ア)～(オ)に記載の事由を理由とする場合、朝日生命の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。

(ア) 朝日生命があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合

(イ) 朝日生命が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合

(ウ) 本人が識別される保有個人データを朝日生命が利用する必要がなくなった場合

(エ) 朝日生命が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合

(オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】

次の事項が登録されます。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
- (2) 死亡保険金額および災害死亡保険金額
- (3) 入院給付金の種類および日額
- (4) 契約成立日（復活の日、復旧の日、増額の日および特約の中途付加の日）
- (5) 取扱会社名

その他、正確な情報の把握のため、ご契約およびお申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

- 「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、（一社）生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

2. 支払査定時照会制度について

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 朝日生命は、（一社）生命保険協会、（一社）生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、朝日生命を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、（一社）生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開しません。
- 朝日生命が保有する相互照会事項記載の情報については、朝日生命〔朝日生命保険（相）東京都新宿区四谷1-6-1 代表取締役社長：木村 博紀〕が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、朝日生命の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次の（ア）～（オ）に記載の事由を理由とする場合、朝日生命の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。
- （ア）朝日生命があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - （イ）朝日生命が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - （ウ）本人が識別される保有個人データを朝日生命が利用する必要がなくなった場合
 - （エ）朝日生命が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
 - （オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過したご契約に係るものは除きます。

- (1) 被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
- (2) 保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日および対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします。）
- (3) 保険種類、契約成立日、復活の日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、（一社）生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

8. 生命保険契約者保護機構について

朝日生命は「生命保険契約者保護機構」に加入しております。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、保険業法等法令に定める手続きを経たうえで、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

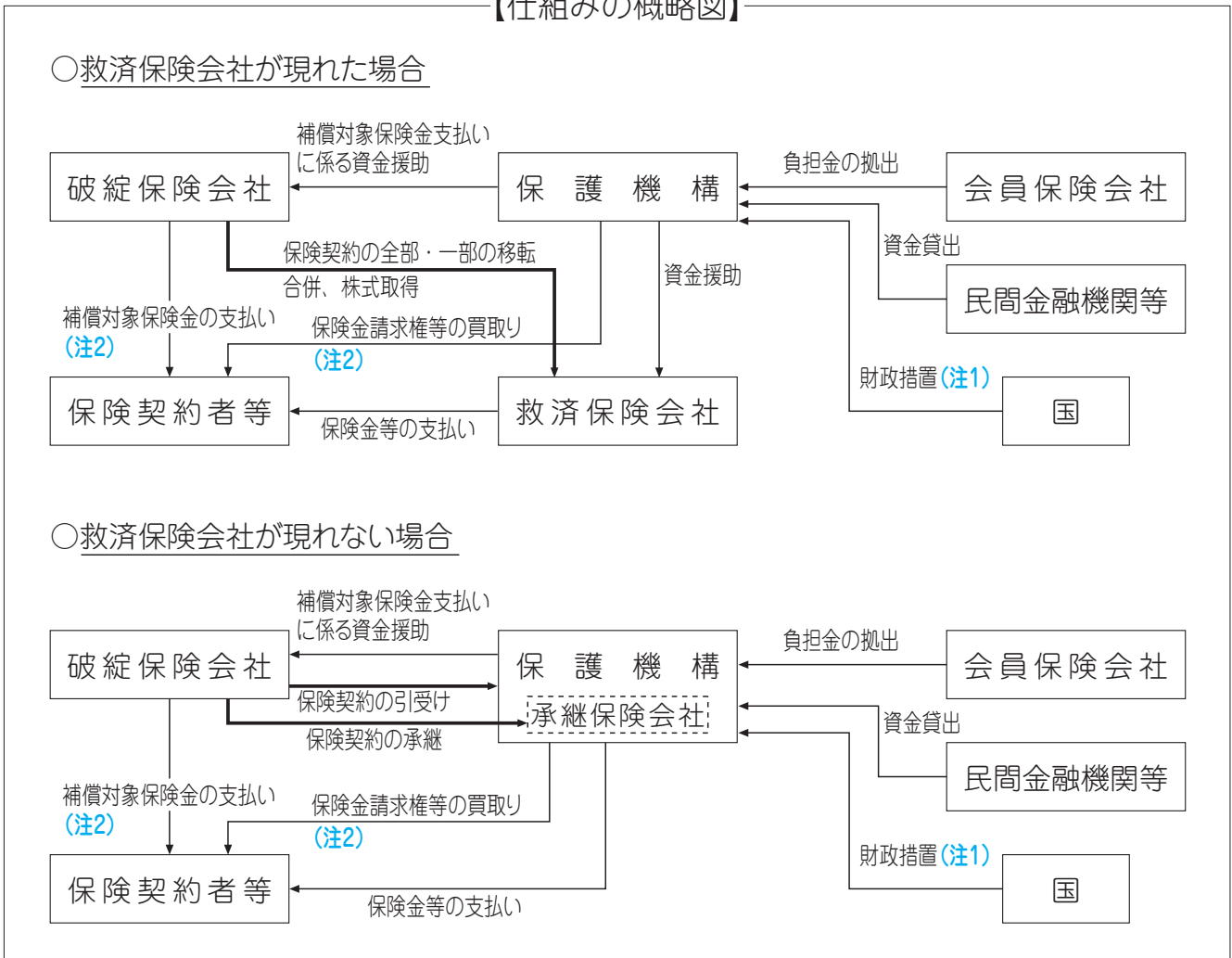
「生命保険契約者保護機構」（以下「保護機構」といいます）の概要は以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
 - 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
 - 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（注1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（注2）を除き、責任準備金等（注3）の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金、年金等の90%が補償されるものではありません。（注4））。
 - なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額、年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。
- （注1）** 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続きにおいては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続きの中で確定することとなります。）。
- （注2）** 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（*1）を超えていた契約を指します（*2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
- $$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率}) \text{の総和} \div 2\}$$
- （*1）** 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、朝日生命または保護機構のホームページで確認できます。
- （*2）** 一つの保険契約において、主契約、特約の予定利率が異なる場合、主契約、特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立した保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

(注3) 責任準備金等とは、将来の保険金、年金、給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

(注4) 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

【仕組みの概略図】



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の抛出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、前ページ(注2)に記載の率となります。）。

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取り扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

9. 告知について

ご契約をお引き受けするかどうかを決めるための重要なことについておたずねします。

1. 告知義務について

- 保険契約者（被保険者）には健康状態などについて告知をしていただく必要があります。これを告知義務といいます。

生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。

そのため、健康状態の悪い方や危険度の高い職業の方などのお申し込みを無条件でお引き受けしますと、保険契約者間の保険料負担の公平性は保たれません。

ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名、治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態等について「告知書」（電子機器上の告知画面を含みます。以下、「告知書等」といいます）で朝日生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。

- 告知をお受けできる権利（告知受領権）は、朝日生命（告知書等に記入いただく場合）が有しています。生命保険募集人には告知をお受けできる権利がないため、生命保険募集人に口頭でお話ししても告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

- 生命保険募集人が、傷病歴や健康状態などについて事実を告知いただかないよう誘導することはありません。

- 「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入」をご検討されている方は次のことにご留意ください。

一般のご契約と同様に告知義務があります。したがって「現在のご契約の解約、減額を前提とした新たなご契約へのご加入」の場合は、「新たなご契約の責任開始の時」から告知義務違反による解除の規定が適用されます。また、詐欺による契約の取り消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。そのため、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約のお引き受けができなかったり、その告知をしなかったために解除または取り消しとなることもあります。

2. 告知義務違反について

- 事実を告知しなかったり事実と違うことを告知した場合には、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただくことからは、告知書等に記載しています。これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、責任開始の日または復活の日から2年以内（注1）であれば、朝日生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。

- ご契約または特約を解除したときは、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いしません（注2）。

また、保険料払込免除事由が発生していても、お払込みを免除しません（注2）。

- ご契約または特約を解除するときは、返戻金があれば保険契約者にお支払いします。

- 告知にあたり、生命保険募集人が、告知することを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、朝日生命はご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、朝日生命が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、朝日生命はご契約または特約を解除することができます。

○ご契約または特約の解除以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金等をお支払いできないこと、または保険料のお払込みを免除できないことがあります。

(例) 現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往歴・現病歴について故意に告知しなかった場合など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後でも取り消しとなることがあります。また、すでにお払込みいただいた保険料は返金しません。

(注1) 責任開始の日または復活の日から2年を経過していても、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が2年以内に発生していた場合は、ご契約または特約を解除することがあります。

(注2) 「保険金等の支払事由または保険料の払込事由の発生」と「解除の原因となった事実」の因果関係によっては、保険金等のお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。

3. ご契約時のほかに告知が必要な場合

○ご契約される際のほか、効力を失ったご契約を復活される場合にも告知が必要です。

○告知義務違反があった場合は、その復活の日を基準にして前記と同様にご契約または特約を解除することがあります。

10. 保障の責任開始の時について

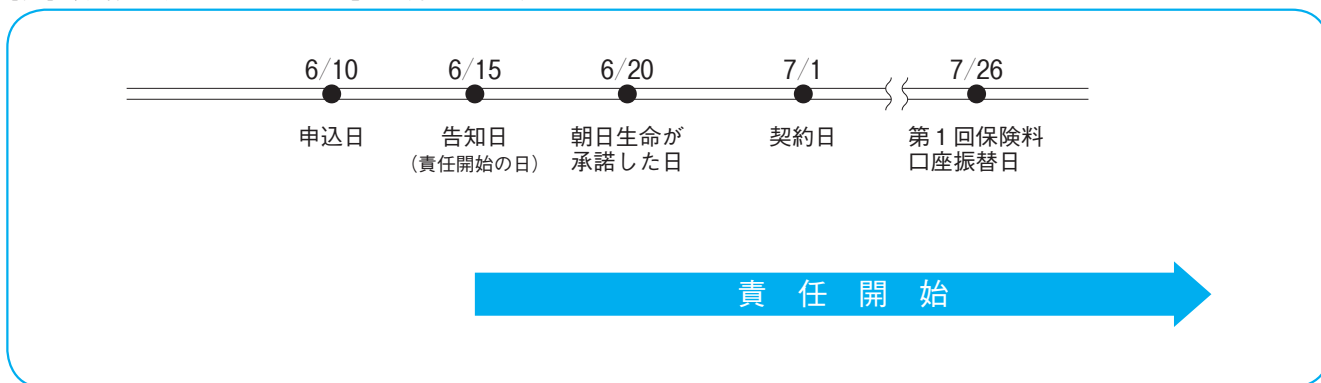
○保険契約は、保険契約者からのお申し込みを朝日生命が承諾したときに有効に成立します。承諾した場合、保障は以下の時から開始します。

「責任開始に関する特約」を付加した場合 (第1回保険料を口座振替でお支払いいただく場合)	お申し込みと告知(診査)がともに完了した時
上記以外の場合	お申し込み、告知(診査)ならびに第1回保険料相当額のお支払いが完了した時(注)

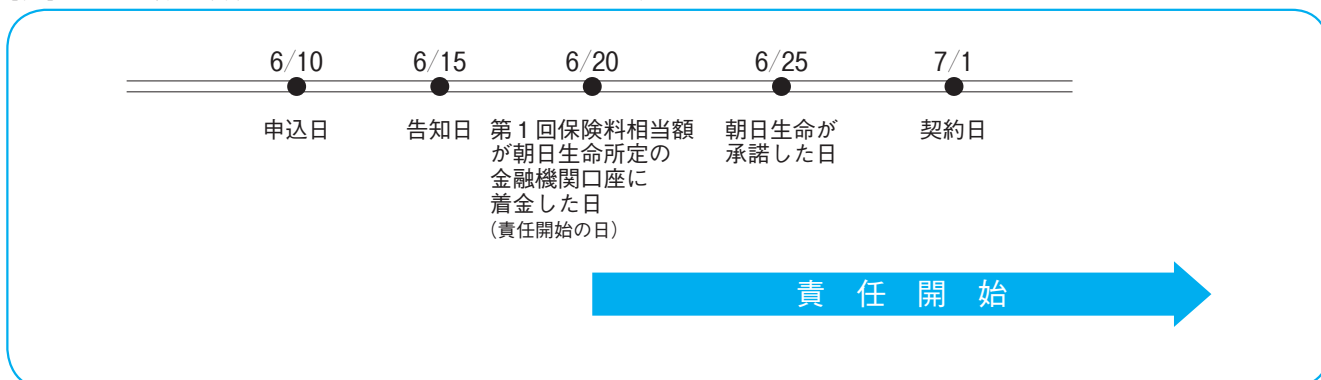
(注) 第1回保険料相当額のお支払いが完了した時は次のとおりです。なお、お申込内容等の変更に伴い、後日追加で保険料のお支払いをいただいた場合でも、当初のお支払いの時とします。

口座振込みでお支払いの場合	朝日生命所定の金融機関口座に着金した日
---------------	---------------------

[例] 「責任開始に関する特約」を付加した場合



[例] 第1回保険料相当額を口座振込みでお支払いの場合



11. ご契約内容等の確認制度について

朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者がご契約内容等の確認のため、電話や訪問をすることがあります。この確認制度は生命保険会社各社が行っています。

1. お申込時の契約確認について

ご契約のお申し込みにあたり、後日、朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者が、お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。お申込時に告知した内容が事実と相違したり、告知もれがありますと、将来、保険金等をお支払いできない場合があります。

2. 保険金等のご請求時の確認・照会について

保険金等のお支払いおよび保険料払込免除等のご請求に際して、朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者が保険金等をお支払いするための確認・照会（以下、「支払確認・照会」といいます）に、保険契約者等や医療機関・公的機関等を訪問させていただく場合があります。

この支払確認・照会にあたりましては、お客様のプライバシーの保護に関し細心の注意をもってお取り扱いさせていただきます。

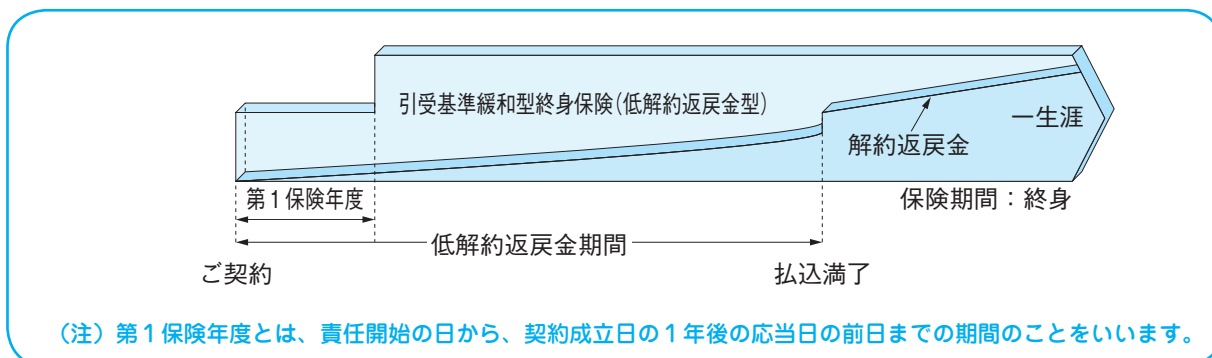
（注） 支払確認・照会に際し、保険契約者、被保険者または受取人が朝日生命からの支払確認・照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て支払確認・照会が終わるまで保険金等をお支払いしません。

12. 引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）の特徴としくみについて

1. 特徴としくみについて

被保険者が死亡された場合の一生の保障を一時金にてご準備いただける保険です。

- この保険は、健康上の理由（持病・既往歴）により、通常の保険にご加入いただけない方のために設計された引受基準緩和型の終身保険（低解約返戻金型）です。そのため、朝日生命の他の終身保険に比べて保険料が割高となっています。
- 健康状態によっては、当保険よりも保険料が割安な朝日生命の他の終身保険にご加入いただける場合があります。
- 第1保険年度（責任開始の日から契約成立日の1年後の応当日の前日までの期間）中に支払事由に該当した場合の保険金は、「責任開始以後の不慮の事故による傷害を直接の原因とする場合」または「責任開始以後の感染症を直接の原因とする場合」を除いて、保険金額の50%削減支払となります。
- 引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）には、満期保険金はありません。また、延長保険への変更、保険料払込期間の変更のお取り扱いはありません。



- この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金額の水準を低く設定することで、保険料を割安にしています。
- 低解約返戻金期間は保険料払込期間とします。ただし、保険料払込期間が終身の場合には、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日までの期間とします。
- 低解約返戻金期間経過後でも、次の場合には解約返戻金の金額を抑制します。
 - 保険料の払込方法が有期払の場合、保険料払込期間中の最終の保険料が払い込まれていないとき。
 - 保険料の払込方法が終身払の場合、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）を含む払込期月までの保険料が払い込まれていないとき。

お支払いする保険金	支払事由	受取人
死亡保険金	被保険者が責任開始の時以後保険期間中に死亡したとき ※第1保険年度中の死亡保険金は、「責任開始以後の不慮の事故による傷害を直接の原因とする場合」または「責任開始以後の感染症を直接の原因とする場合」を除いて、保険金額の50%削減支払となります。	死亡保険金受取人

2. 死亡保険金のお支払いについて

- 死亡保険金のお支払方法は、朝日生命の取り扱いの範囲内で一時支払、すえ置き支払を選択することができます。すえ置き支払は、死亡保険金の全部または一部を、実際にお使いになるまで朝日生命が所定の利息（すえ置き利率は金利水準等により変動します。）をつけてお預かりする方法です。

3. 特約の付加について

- 引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）には、リビング・ニーズ特約、指定代理請求特約（2016）を付加することができます。
くわしくは「リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いについて」（⇒13項：p.25）、「指定代理請求特約（2016）について」（⇒14項：p.27）をご確認ください。

13. リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いについて

リビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内と判断されるときに、特約保険金をお支払いします。

1. リビング・ニーズ特約の特長としくみについて

○リビング・ニーズ特約を付加されたご契約については、被保険者の「余命が6か月以内」(注)と判断される場合に、特約保険金受取人からのご請求により、死亡保険金の一部または全部に代えて、この特約による保険金を特約保険金受取人にお支払いします。

(注) 余命が6か月以内とは、日本で一般に認められた医療による治療を行っても、余命が6か月以内であることを意味します。

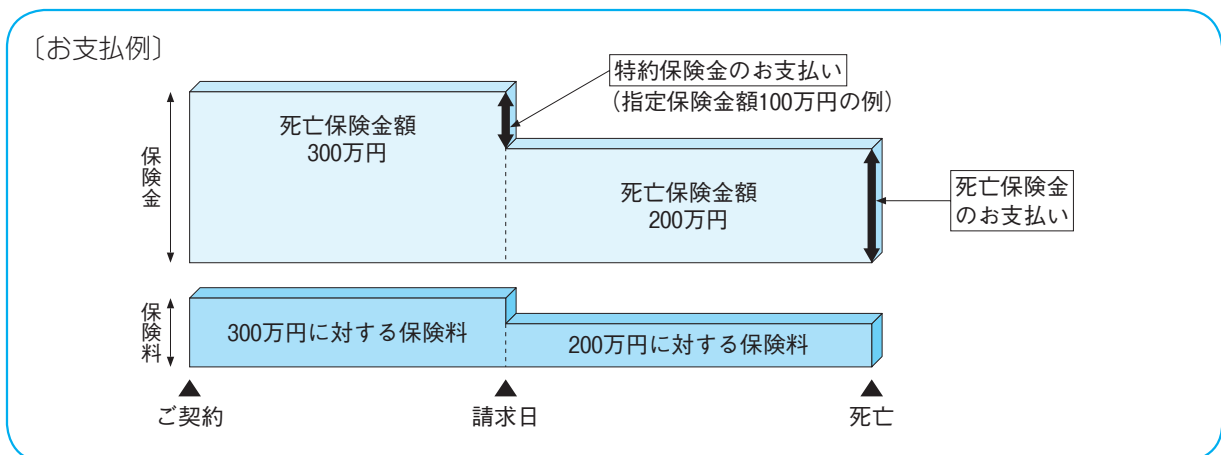
○特約保険金をお支払いしたときは、指定保険金額の部分については特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。なお、残った部分の保障は継続します。

○この特約の保険料は不要です。

○この特約を解約することはできませんが、返戻金はありません。

○引受基準緩和型終身保険(低解約返戻金型)に付加した場合、第1保険年度中のご請求はお取り扱いしません。

○この特約の付加には、朝日生命所定の要件があります。



2. 指定保険金額の指定および対象となる死亡保険金額について

(1) 指定保険金額の指定について

○リビング・ニーズ特約の特約保険金としてお支払いする金額は、特約保険金の請求時に指定された指定保険金額を基準とします。

○指定保険金額は、対象となる死亡保険金額の範囲内で、かつ同一被保険者を通算して3,000万円を限度とします。ただし、朝日生命は将来この限度額を変更することがあります。

(2) 指定保険金額の対象となる死亡保険金額について

○指定保険金額は、リビング・ニーズ特約を付加された引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）の死亡保険金額の範囲内で指定していただきます。

(3) お支払いする特約保険金額について

○リビング・ニーズ特約の特約保険金としてお支払いする金額は、朝日生命の定めるところにより特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する所定の「利息」および「保険料相当額」を、指定保険金額から差し引いた金額となります。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{特約保険金としてお支払いする金額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{指定保険金額} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \begin{array}{l} \text{(ア) 請求日から6か月間の指定保険金額に対する利息} \\ \text{+} \\ \text{(イ) 請求日から6か月間の指定保険金額に対する保険料相当額} \end{array} \\ \hline \end{array}$$

●特約保険金の請求日とは、朝日生命の定める必要書類が朝日生命に到着した日をいいます。

3. 特約保険金のご請求について

○ご請求に際しては、医師の診断書が必要となります。診断書には被保険者の余命が6か月以内であることに関して医師の意見を記入していただきますが、朝日生命において、被保険者の余命が6か月以内と判断できないときは、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いはいたしません。

○特約保険金のお支払前に保険金の支払事由が生じてその支払請求があったときは、リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いはいたしません。

4. お支払後のご契約について

○特約保険金をお支払いしたときは、ご契約は指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。

- 死亡保険金額等の全部が指定保険金額として指定され、特約保険金をお支払いした場合
 - ・特約保険金の請求日にさかのぼってご契約が消滅します。それにともない消滅したご契約に付加された特約も消滅します。
- 死亡保険金額等の一部が指定保険金額として指定され、特約保険金をお支払いした場合
 - ・指定保険金額として指定されなかった死亡保険金等部分についてのみ保障が継続します。
 - ・継続する死亡保険金等部分については、保険料のお払込みが必要です。

5. リビング・ニーズ特約の消滅について

○リビング・ニーズ特約は次の場合に消滅します。

- 特約保険金をお支払いしたとき（お支払いは1契約につき1回とし、お支払後、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。）
- ご契約が消滅したとき

14. 指定代理請求特約（2016）について

保険金等の受取人となる被保険者が保険金等をご請求できない事情があるときに、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等をご請求することができる特約です。

1. 代理請求できる場合

- 指定代理請求特約（2016）は、あらかじめ保険契約者が被保険者の同意を得て付加する必要があります。
- 保険金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が保険金等を自らご請求できないと朝日生命が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等をご請求することができます。

- ・ 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができない場合
- ・ 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていない場合
- ・ その他上記に準じる事情がある場合

2. 指定代理請求人について

- 指定代理請求人は1名とし、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定する必要があります。
- 指定代理請求人が保険金等を請求する場合は、その請求時に次のいずれかに該当する必要があります。

(1)次の範囲の者

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族
- ③被保険者の3親等内の血族
- ④被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

(2)次の範囲の者のうち、朝日生命所定の書類等によりその事実が確認でき、被保険者のために保険金等を請求する理由があると朝日生命が認める者

- ①被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている(1)以外の者
- ②被保険者と財産管理契約により財産管理を行っている者

- 保険契約者は、被保険者の同意と朝日生命の承諾を得て、指定代理請求人を変更できます。
- 保険契約者は、指定代理請求人の指定が不要となった場合には、被保険者の同意および朝日生命の承諾を得て、指定代理請求人の指定を取り消すことができます。この場合、指定代理請求特約（2016）は消滅します。

3. 代理請求の対象となる保険金等について

- 被保険者が受取人となる次の保険金等、および被保険者と保険契約者が同一の場合の保険料払込免除

- ・ リビング・ニーズ特約の特約保険金
- ・ 社員配当金

4. その他留意事項

- 指定代理請求人に保険金等をお支払いした場合、その後重複して保険金等の請求を受けてもお支払いしません。
- 指定代理請求人が保険金等を請求する場合は、その方が朝日生命の定める指定代理請求人に該当することが確認できる書類を提出いただきます。その書類等で朝日生命の定める指定代理請求人に該当すること、または保険金等を請求する適当な理由が確認できない場合は、保険金等をお支払いできないことがあります。
- 指定代理請求人が親族以外の場合にお支払いする保険金等は、原則、保険金等の受取人様ご本人の口座へ振込みます。
- 次の場合には、指定代理請求人は保険金等を請求できません。

- ・ 被保険者の法令に定める代理人に保険金等の請求の代理権等が付与されている登記がある場合
- ・ 指定代理請求人が故意に保険金等の支払事由を生じさせた場合
- ・ 指定代理請求人が故意に被保険者が保険金等を請求できない状態に該当させた場合

- 保険契約者が法人である場合、「指定代理請求特約（2016）」は付加することができません。

! ご留意ください

- 「指定代理請求特約（2016）」を付加したときは、指定代理請求人に支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。
- 指定代理請求人に保険金等をお支払いしても、保険契約者・被保険者にその旨をご連絡しません。そのため、保険契約者・被保険者が認識しないまま、保険契約の全部または一部が消滅する場合があります。
- 保険契約者または被保険者から契約内容について照会を受けたときは、保険金等をお支払いしていること、保険契約の全部または一部が消滅していることを回答せざるを得ない場合があります。そのため、被保険者をご自身の健康状態（被保険者の病名ががんであることなど）について知る可能性があります。

15. 保険料の払込免除について

次の事由が生じたときには、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月から保険料のお払込みを免除します。

- 被保険者が責任開始の時以後に生じた所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ保険料払込期間中に所定の高度障害状態（約款別表4）・身体障害の状態（約款別表4）になったとき

引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）：約款別表4 ⇨ p.75

！ ご注意ください

○以下の場合には保険料払込免除は取り扱いません。

- 次のいずれかによって高度障害状態または身体障害の状態になったとき
 - ・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
 - ・被保険者の犯罪行為
 - ・被保険者の精神障害を原因とする事故
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
 - ・地震、噴火または津波（注）
 - ・戦争その他の変乱（注）

（注）保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、保険料のお払込みを免除します。

お知らせを
お願い

「契約に際して

特徴としてくみ

保険料のお払込み

「契約後について

14 15 保険料の払込免除について
指定代理請求特約（2016）について

16. 保険金等をお受け取りいただけない場合について

保険金等をお受け取りいただけない場合について記載しています。

「保険金等をお受け取りいただける場合、お受け取りいただけない場合の具体的な事例について」6項⇒p.14もあわせてご確認ください。

1. 免責事由に該当した場合

(1) 死亡保険金について

○被保険者が次のいずれかによって死亡したとき

- 保険契約者または死亡保険金等受取人の故意
- 責任開始の日（復活の日）からその日を含めて**3年以内**の自殺
ただし、精神疾患などによる自殺については保険金等をお受け取りいただける場合もあります。
- 戦争その他の変乱（注）

（注）支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合には、保険金等の金額の一部または全部をお受け取りいただけます。

2. 告知義務違反によりご契約が解除された場合

○告知（注）いただいた内容が事実と相違し、ご契約を解除したとき

（注）くわしくは9項（⇒p.20）をご確認ください。

3. 重大事由によりご契約が解除された場合

○次のいずれかの重大事由が生じたとき

- 保険契約者、被保険者（注1）または保険金等の受取人が、保険金等を詐取る目的もしくは他人に詐取させる目的で事故招致（注2）をしたとき
- 保険金等の請求に関して、保険金等の受取人に詐欺行為（注2）があったとき
- 他のご契約との重複により、保険金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人が、次のいずれかに該当するとき

- ・ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること
- ・ 反社会的勢力に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
- ・ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
- ・ 保険契約者または保険金等の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
- ・ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

- 次の事由などにより、保険契約者、被保険者または保険金等の受取人に対する信頼が損なわれ、かつ、ご契約を継続することを期待しえない上記重大事由のいずれかと同等の事由があるとき

- ・ご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由により解除されたとき
- ・保険契約者、被保険者または保険金等の受取人のいずれかが他の保険会社等との間で締結したご契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

(注1) 死亡保険金の場合は、被保険者を除きます。

(注2) 未遂を含みます。

! ご留意ください

- 重大事由が生じた場合、朝日生命はご契約を解除します。
- 重大事由が生じた時からご契約の解除までの間に、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていても、朝日生命は保険金等のお支払いおよび保険料の払込免除を行いません。すでに保険金等をお受け取りいただいていた場合は、その返還を請求します。また、すでに保険料の払込を免除していた場合は、その保険料のお払込みを請求します。
- 重大事由によりご契約が解除された場合で、返戻金があるときは、その返戻金を保険契約者にお支払いします。

4. 詐欺による取り消しの場合

- 保険契約者または被保険者の詐欺によって朝日生命がご契約のお申し込みを承諾したとき

! ご留意ください

- 詐欺によりご契約のお申し込みを承諾した場合は、朝日生命はご契約を取り消し、お払込みいただいた保険料は返還しません。

5. 不法取得目的による無効の場合

- ご契約の加入状況、ご契約成立後の保険金等の請求状況などから判断して、保険契約者が保険金等を不法に取得する目的または他人に保険金等を不法に取得させる目的でご契約を締結（または復活等）したものと認められるとき

! ご留意ください

- 不法取得目的により締結（または復活）したご契約は無効とし、お払込みいただいた保険料は返還しません。

6. 第1回保険料のお払込みがないことによる無効について

- 責任開始に関する特約を付加したご契約で、第1回保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。

7. ご契約が失効した場合

- 「失効」について、くわしくは18項(⇒p.33)をご確認ください。

17. 保険料の払込方法について

保険料の払込方法は、朝日生命が提携している金融機関等で保険契約者が指定された口座から、保険料が自動的に振り替えられる口座振替扱となります。ついては振替日の前日までにご指定の口座に保険料をお預け入れください。なお、お払込みいただいた保険料について、保険料領収証は発行しません。

ご注意ください

生命保険募集人がお客様から現金をお預かりすることや、朝日生命の口座以外へのお振込みをご案内することはありません。

18. 保険料払込みの猶予期間と失効、失効取消、復活について

保険料のお払込みには猶予期間がありますが、お払込みが遅れますとご契約の効力が失われます。

1. 保険料払込みの猶予期間と失効について

保険料は払込期月中にお払込みください。払込期月中にお払込みがない場合でも、次の猶予期間がありますが、お払込みがないまま猶予期間を過ぎ、保険料のお立替え（保険料の振替貸付）（⇒19項：p.35）ができない場合、失効となり、ご契約の効力が失われます。

(1)年払契約の場合

払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までとなります。応当日（月単位）がない場合は、その月の末日までとします（ただし、契約成立日の応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までです。）。

(2)月払契約の場合

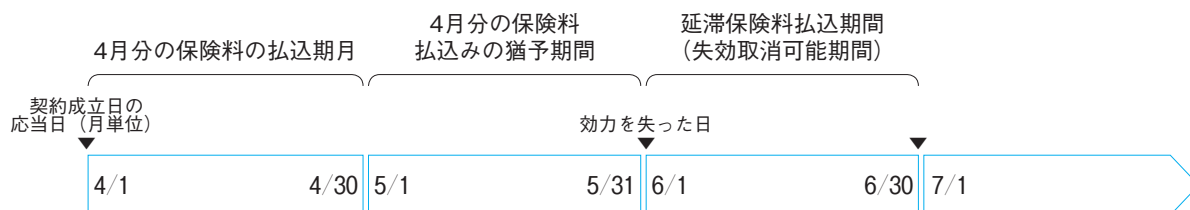
払込期月の翌月1日から末日までとなります。

2. ご契約の失効取消について

○ご契約が失効となり、効力が失われた場合でも、失効した日からその日を含めて**1か月以内**（以下、「延滞保険料払込期間（失効取消可能期間）」（注）といいます。）に延滞保険料等のお払込みがあり、かつ、朝日生命が認めたときは、ご契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。この取り扱いを「失効取消」といいます。

（注）延滞保険料払込期間（失効取消可能期間）は、ご契約が効力を失った日からその日を含めて、ご契約が効力を失った日を含む月の翌月のその日の応当日の前日までです。ただし、ご契約が効力を失った日を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日を含む月の翌月の末日までとします。

〔例〕月払（契約成立日の応当日（月単位）が1日）のご契約の場合



○延滞保険料払込期間（失効取消可能期間）中に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合で、延滞保険料払込期間（失効取消可能期間）中に延滞保険料等のお払込みがないときは、保険金等のお支払いまたは保険料の払込免除を行いません。（注）

（注）保険契約者と被保険者が同一人であるご契約で、延滞保険料払込期間（失効取消可能期間）中に被保険者が死亡した場合には、ご契約の効力が失われなかったものとして取り扱い、延滞保険料等を差し引いて保険金等をお支払いすることがあります。

! ご留意ください

○以下の場合、失効取消の取り扱いは行いません。

- 保険契約者が返戻金の請求をしたとき
- お立替元利合計額または契約者貸付金の元利合計額が返戻金を超過したことによりご契約の効力が失われたとき (⇒19項：p.35、23項：p.40)
- ご契約が無効となったとき
(例)「責任開始に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料の払込みが猶予期間までに行われなかったことによる無効

3. ご契約の復活について

ご契約が失効となり、効力が失われた場合でも、ご契約の復活ができます。

失効した日からその日を含めて**3か月以内**なら朝日生命の定めるお手続きをとっていただき、ご契約の復活をお申し込みすることができます。この場合には、復活に伴う所定の金額のお払込みに先立って、あらためて告知をしていただきます。なお、被保険者の健康状態などによっては、ご契約の復活をお断りすることがあります。朝日生命が復活のお申し込みを承諾したときは、その承諾した日を含む月の翌月末日までに所定の金額をお払込みいただきます。このお払込みのあった時からご契約は効力を復活するものとし、その日を復活の日といたします。

! ご留意ください

○復活に際して告知いただいた内容が事実と異なる場合には、保険金等をお支払いできない場合があります。
(⇒9項：p.20)

また、復活の日からその日を含めて**3年以内**に被保険者が自殺されたとき等、免責事由に該当する場合には、保険金等をお支払いできません。(⇒16項：p.30)

○以下の場合、復活の取り扱いは行いません。

- 保険契約者が返戻金の請求をしたとき
- ご契約が無効となったとき
(例)「責任開始に関する特約」を付加したご契約で、第1回保険料の払込みが猶予期間までに行われなかったことによる無効

19. 保険料のお払込みが困難になられたときの 継続方法について

保険料のお払込みが困難になられたときでも、次のような方法がありますのでご契約を有効にご継続いただけます。

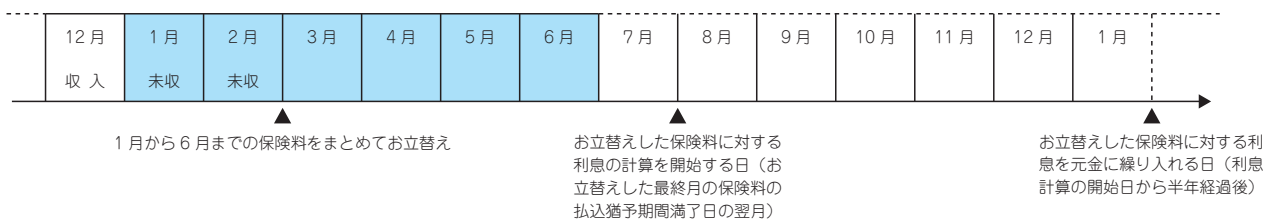
1. 一時的に保険料のお払込みの都合がつかない場合

保険料の振替貸付について

- 保険料が払込まれずに保険料払込猶予期間を過ぎたときは、保険契約者よりあらかじめお申出がない限り、朝日生命は返戻金の範囲内で保険料をお立替えします。
- お立替えした保険料に対して、朝日生命所定の利率で計算した利息を利息計算の開始日から一定期間経過するごとに、お立替えした保険料の元金に繰り入れます。

[しくみ]

保険料の払込方法（回数）が月払で、1月から6月までの6か月分を立替えた場合の例



※保険料の払込方法（回数）が年払の場合は、上記の例とは異なります。

- この利率は、次のとおり定期的に見直しを行っております。

毎年1月と7月の最初の営業日に、利率の見直しを行います。



見直した結果、直前の利率変更後の金利水準の変化およびその他相当の事由がある場合に、利率を変更することがあります。



利率を変更する場合、1月の見直しの場合は4月1日以後に到来する最初の貸付利息起算日から、7月の見直しの場合は10月1日以後に到来する最初の貸付利息起算日から変更後の利率を適用します。

(注) 利率は年8%（月払契約は月8/12%）を超えない範囲で変更します。

- 上記の貸付利率の見直し方式については、金利水準の変化、その他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- ご都合がつき次第、お立替えした保険料と利息をご返済ください。
- 保険金、返戻金等をお支払いするとき、払済引受基準緩和型終身保険に変更するときなどには、お立替元利金を差し引いて精算させていただきます。
なお、お立替元利金精算後の金額が朝日生命所定の金額に満たない場合は、払済引受基準緩和型終身保険への変更をお取り扱いできない場合があります。
- ご返済がない場合は、お立替元利合計額がご契約の返戻金を超過する場合があります。その際には、朝日生命より通知をお送りしますのでご返済ください。ご返済がない場合には、以降のお立替えが不能となり、ご契約の効力が失われることがあります。

○お立替えをご希望にならない場合には、書面でのお申出が必要になりますので、お客様サービスセンターへご連絡ください。

2. 保険料の負担を軽くしたい場合

保険金額の減額について

○保険金額を減額して保険料の負担を軽くすることができます。

3. 途中から保険料を支払わずにご契約を有効に続けたい場合

払済引受基準緩和型終身保険への変更について

○将来の保険料のお払込みを中止して、払済引受基準緩和型終身保険に変更することができます。

ただし、変更後の死亡保険金額が朝日生命の定める金額に満たないときは、このお取り扱いをしません。

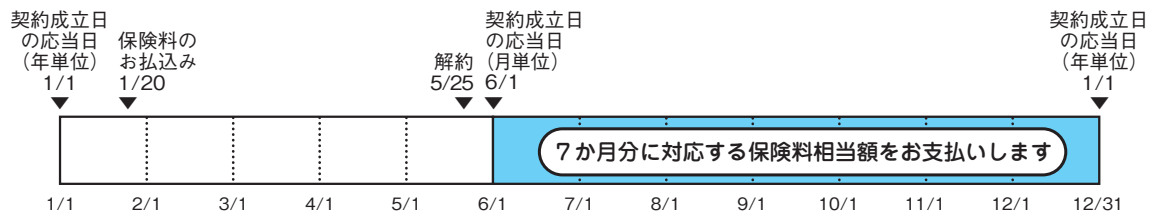
20. 保険料のお払込みが不要となった場合のお取り扱いについて

- 保険料の払込方法（回数）が年払のご契約（以下「年払契約」といいます）が消滅（注1）した場合、または保険料のお払込みが免除された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金があるときは、その返還金をお支払いします。
 - 保険料の未経過分に相当する返還金は、すでに払い込まれた保険料（注2）のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する契約成立日の応当日（月単位）から、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する契約成立日の応当日（年単位）の前日までの月数に対応する保険料相当額となります。
- （注1）ご契約の消滅、減額等を含みます。
（注2）保険料の一部のお払込みが不要となった場合は、その不要となった部分の保険料に限ります。

（例）契約成立日の応当日（年単位）が1月1日の年払契約について、1月20日に年払保険料のお払込み、5月25日に解約した場合

〔保険料の未経過分に相当する返還金〕

保険料のお払込みが不要となった日はご契約を解約した5月25日のため、その翌日以後最初に到来する契約成立日の応当日（月単位）は6月1日となります。そのため、6月1日から契約成立日の応当日（年単位）の前日となる12月31日までの7か月分に対応する保険料相当額を保険料の未経過分に相当する返還金としてお支払いします。



！ ご注意ください

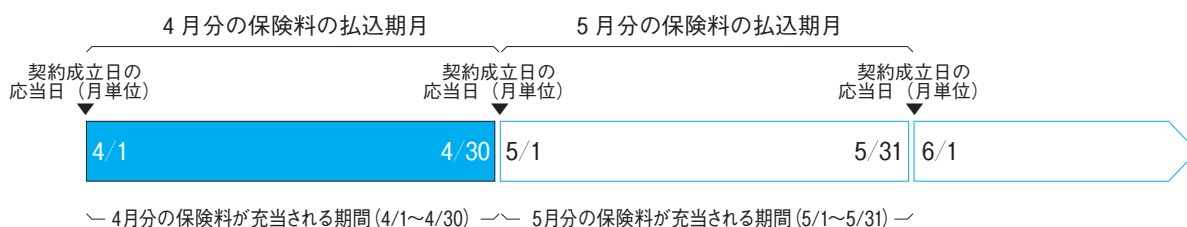
保険料の払込方法（回数）が月払のご契約については、保険料の未経過分に相当する返還金のお支払いはありません。

21. 保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときの保険料について

- 保険料は、払込期月ごとの契約成立日の応当日から次の払込期月の契約成立日の応当日の前日までの期間に充当され、払込期月中の契約成立日の応当日に払込まれるものとして計算されています。
- 保険料のお払込みがないまま、払込期月の契約成立日の応当日以後に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したときには、保険金等のお支払いの場合は保険金等からその未払込保険料を差し引き、保険料の払込免除の場合はその未払込保険料をお払込みいただきます。
- 猶予期間中の契約成立日の応当日以後に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、2か月分の保険料を保険金等から差し引くか、お払込みいただきます。

[例] 月払（契約成立日の応当日（月単位）が1日）のご契約の場合

4月分の保険料のお払込みがないまま、4月1日～4月30日に保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生したとき



[保険金等の支払事由が発生したとき]

4月分の未払込保険料を保険金等から差し引いて、保険金等をお支払いします。

[保険料の払込免除事由が発生したとき]

4月分の未払込保険料をお払込みいただきます。

22. 保険契約者、死亡保険金等の受取人の変更について

1. 保険契約者の変更について

- 保険契約者は、**被保険者の同意と朝日生命の承諾**を得て、保険契約者を変更できます。
- 保険契約者を変更した場合、保険契約上の権利義務（死亡保険金等の受取人を変更する権利、保険料のお支払い義務など）はすべて新しい保険契約者に引き継がれます。

2. 死亡保険金等の受取人の変更について

- 保険契約者は支払事由が発生するまでは、**被保険者の同意**を得て、死亡保険金等の受取人を変更できます。
- 死亡保険金等の受取人を変更する場合は、すみやかに朝日生命へ通知ください。新しい死亡保険金等の受取人への変更手続きをしていただきます。
- 保険契約者は支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により死亡保険金等の受取人を変更することもできます。この場合、保険契約者がお亡くなりになった後、保険契約者の相続人から朝日生命へ通知ください。
- 死亡保険金等受取人の変更は、**被保険者の同意**がなければ、受取人変更の効力を生じません。
- 死亡保険金等の受取人がお亡くなりになった場合は、すみやかに朝日生命へ通知ください。新しい死亡保険金の受取人への変更手続きをしていただきます。

! ご留意ください

受取人の変更に関する通知を朝日生命が受ける前に変更前の受取人に死亡保険金等をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の受取人から死亡保険金等の請求を受けても、朝日生命は死亡保険金等をお支払いしません。

23. 保険契約者に対する貸付について

保険契約者に対する貸付の制度をご利用することができます。

保険契約者に対する貸付について

- 契約者貸付金額は返戻金の所定の範囲内となります。
- 契約者貸付金の利息は、朝日生命所定の利率で、年複利で計算します。
- この利率は、次のとおり定期的に見直しを行っております。

毎年1月と7月の最初の営業日に、利率の見直しを行います。

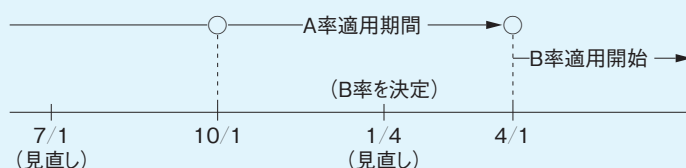


見直した結果、直前の利率変更後の経済情勢の変化およびその他相当の事由がある場合に、利率を変更することがあります。



利率を変更する場合は、すでに行われている貸付および新たに行う貸付について、1月の見直しのときは4月1日から、7月の見直しのときは10月1日から変更後の利率を適用します。

〔例〕7月の見直しで利率変更がなく、1月の見直しで利率変更を行う場合



7月1日を7月の最初の営業日とした場合、7月1日に利率の見直しを行い、「10月1日から3月31日までの貸付利率は変更しない」ことを決定します（A率とする）。

また、1月4日を1月の最初の営業日とした場合、1月4日に利率の見直しを行い「4月1日から9月30日までの貸付利率を変更する」ことを決定します（B率とする）。

したがって、上記の場合、「3月31日まで」がA率の適用となり、「4月1日から」がB率の適用となります。

- 上記の貸付利率の見直し方式については、経済情勢の変化、その他相当の事由がある場合には変更することがあります。
- 契約者貸付金のご返済は、一部のご返済あるいは利息のみのご返済もお取り扱いしています。
- ご返済がない場合は、契約者貸付金の元利合計額がご契約の返戻金を超過する場合があります。その際には、朝日生命より通知をお送りしますのでご返済ください。ご返済がない場合には、ご契約の効力が失われることがあります。
- 保険金、返戻金等をお支払いするとき、払済引受基準緩和型終身保険に変更するときなどには、契約者貸付の元利金を差し引いて精算させていただきます。
なお、契約者貸付元利金精算後の金額が朝日生命所定の金額に満たない場合は、払済引受基準緩和型終身保険への変更をお取り扱いできない場合があります。

24. 解約・減額と返戻金について

1. 解約・減額について

- ご契約の解約・減額はいつでもできますが、以後の保障はなくなります。
- ご継続を迷われたときはお気軽にご相談ください。

2. 返戻金について

- この保険契約の解約返戻金は以下のとおりです。

主契約

- ・この保険は、低解約返戻金期間中の解約返戻金額の水準を低く設定することで、保険料を割安にしています。
- ・低解約返戻金期間は保険料払込期間とします。ただし、保険料払込期間が終身の場合には、被保険者年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日までの期間とします。
- ・低解約返戻金期間経過後でも、次の場合には解約返戻金の金額を抑制します。
 - ・保険料の払込方法が有期払の場合、保険料払込期間中の最終の保険料が払い込まれていないとき。
 - ・保険料の払込方法が終身払の場合、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）を含む払込期月までの保険料が払い込まれていないとき。

3. 被保険者による保険契約者への解約の請求について

- 被保険者と保険契約者が異なるご契約の場合、次の事由に該当するときは、被保険者は保険契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。この場合、保険契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

- ①保険契約者が朝日生命に保険給付を行わせることを目的として保険金等の支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
- ②保険契約者が当該生命保険契約にもとづく保険給付の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合
- ③上記①②の他、被保険者の保険契約者に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
- ④保険契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者をご契約のお申し込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

4. 契約当事者以外の者による解約について

- 保険契約者の差押債権者、破産管財人等（以下「債権者等」といいます）によるご契約の解約は、解約の通知が朝日生命に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が朝日生命に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金等の受取人はご契約を存続させることができます。

- ①保険契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- ②保険契約者でないこと

- 保険金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が朝日生命に到達した日の翌日からその日を含めて1か月を経過する日までの間に以下のすべての手続きを行う必要があります。

- ①保険契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が朝日生命に到達した日に解約の効力が生じたとすれば朝日生命が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を朝日生命に対して通知すること（朝日生命への通知についても期間内に行うこと）

25. 配当金のお支払いについて

1. 配当金について

- 配当金は、資産の運用成果を5年ごとに通算して剰余金が生じた場合、保険契約者に公平に分配され、通常ご契約後6年目から5年ごとにお支払いします。
- ただし、下記のような場合について、5年ごとの配当金のお支払日以前でも、資産の運用成果に応じて配当金をお支払いすることがあります。
 - 保険金等のお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合
 - 解約、減額等をされる場合
- なお、配当金は、金利水準等により変動（増減）しますので、決算実績によっては配当金をお支払いできないことがあります。

2. 配当金のお支払方法について

配当金に朝日生命所定の利息をつけて積み立てておき、ご契約が消滅したときまたは保険契約者からご請求があったときにお支払いする積立方式となります。積み立てた配当金はいつでも自由に引き出せます。

3. 特別配当金について

上記のほかに、特別配当金をお支払いすることがあります。

! ご留意ください

- 契約成立日から2年以内に解約、減額をされる場合、配当金はありません。
- 解約、減額をされる場合にお支払いする配当金は、死亡保険金のお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。

26. 生命保険と税金について

生命保険には税制上の特典があります。

以降の記載は2023年2月現在の税制に基づいております。将来的に税制が変更され、取り扱いが変わる場合がありますのでご注意ください。くわしくは、所轄の税務署等にご確認ください。

1. 「生命保険料控除制度」について

「生命保険料控除制度」とは、お払込みいただいた保険料について、その一定額を契約者のその年の所得から控除し、所得税と住民税の負担を軽減する制度です。

(1) 契約日が2012年1月1日以降の生命保険に係る生命保険料控除について

- 「生命保険料控除」により所得から控除される金額は、お払込みいただいた保険料を主契約・特約の内容に応じて、「控除証明区分」ごと（「一般生命保険料」「個人年金保険料」「介護医療保険料」「その他保険料」）に区分し、それぞれの「控除証明区分」ごとに下表に基づいて算出します。（「その他保険料」については、「生命保険料控除」の対象外となります。）
- 契約日が2011年12月31日以前の生命保険については、取り扱いが異なりますので、当該生命保険にご加入された際の「ご契約のしおり一定款・約款」をご覧ください。ただし、次のお手続きを行った場合、契約日が2012年1月1日以降の生命保険に係る「生命保険料控除」が適用されます。

- | | |
|---|--------------|
| ・ 転換（一部転換の場合、存続契約は除きます） | ・ 保障見直し |
| ・ 主契約および特約の更新（更新中止した場合を除きます） | ・ 終身増額特約への変更 |
| ・ 払込満了後有効特約の終身変更 | ・ 特約の中途増額 |
| ・ 特約の中途付加（「その他保険料」に区分される特約のみを中途付加する場合を除きます） | 等 |

① 所得税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
20,000円以下	年間正味払込保険料の全額
20,000円超40,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 10,000\text{円}$
40,000円超80,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 20,000\text{円}$
80,000円超	一律40,000円

(注) 控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、120,000円が上限となります。

② 住民税の生命保険料控除

年間正味払込保険料	控除される金額
12,000円以下	年間正味払込保険料の全額
12,000円超32,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 6,000\text{円}$
32,000円超56,000円以下	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 14,000\text{円}$
56,000円超	一律28,000円

(注) 控除される金額は、それぞれの「控除証明区分」ごとに算出した金額を合算して、70,000円が上限となります。

③「控除証明区分」について

- 引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）の「控除証明区分」は**一般生命保険料**です。
- その他ご契約の保険料がいずれの「控除証明区分」に区分されるかについては、朝日生命ホームページ (<https://www.asahi-life.co.jp>) をご確認ください。

(2)社員配当金の取り扱いについて

- 契約ごとに「一般生命保険料」「介護医療保険料」「その他保険料」の比率に応じて按分した社員配当金を年間保険料から差し引いた金額が年間正味払込保険料となります。

(3)「生命保険料控除証明書」について

- 毎年10月頃に「生命保険料控除証明書」を郵送にてお届けしますので、申告のときまで大切に保管してください。

2. 保険金等の税制上のお取り扱いについて

保険金等にかかる税金は保険契約者、被保険者、受取人の関係によって異なります。

(1)死亡保険金をお受け取りの場合

①死亡保険金の税制のお取り扱いについて

契約内容	契約例			税の種類
	保険契約者	被保険者	受取人	
保険契約者と被保険者が同一の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人が保険契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税（一時所得） 住民税
	夫	子	夫	
保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

②相続税に関する死亡保険金の非課税金額について

保険契約者と被保険者が同一人で受取人が相続人の場合には、死亡保険金（ご契約が2件以上のときは合計します。）に対して相続税法上一定範囲で非課税扱いを受けることができます。

27. 保険金等のご請求に関する訴訟について

保険金等のご請求に関する訴訟については、朝日生命の本社の所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある朝日生命の支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。

お知らせをお願い

ご契約に際して

特徴としくみ

保険料のお払込み

ご契約後について

26 27 保険金等のご請求に関する訴訟について
生命保険と税金について

28. 諸請求に必要な書類について

1. 保険金等のご請求について

保険金等の支払事由に該当したときには、すみやかにお客様サービスセンターまでご連絡ください。

保険金等のご請求に必要な書類は約款、特約の別表に記載していますので、ご確認ください。

約款、特約名	ページ
5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款 別表3	P.75
リビング・ニーズ特約 別表	P.91
指定代理請求特約（2016） 別表	P.98

! ご留意ください

- 朝日生命は、別表に記載された書類以外の書類のご提出を求めること、別表に記載された書類の一部を省略して取り扱うこと、または別表に記載された書類の提出以外の朝日生命の定める方法を取り扱うことがあります。
- 保険金等のご請求に際し、朝日生命にご提出いただく書類の手配に関する諸費用は、お客様の負担となります。
- 代理人によるご請求の場合、別表に記載の必要書類の他に、受取人が保険金等をご請求できない事情を証明する書類があわせて必要となります。
- 保険金等のお支払いの判断にあたって、内容の確認にお伺いすることや朝日生命の指定した医師の診断をお受けいただく場合があります。
- 保険金等は、請求権者が権利を行使できるようになった時から3年間をすぎると、ご請求の権利がなくなります。
- 成年後見（補助、保佐、後見）開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合は、朝日生命にその登記事項証明書をご提出ください。

2. 其他のご請求について

保険契約に関する諸請求の際には、次の書類をご提出いただきます。

請求に必要な書類 請求する事項	朝日生命所定の 請 求 書	保険契約者の 印 鑑 証 明 書	朝日生命所定の 告 知 書
保険契約の復活 (⇒18項 : p.33)	●		●
保険契約者に対する貸付 (⇒23項 : p.40)	●	●	
保険金額の減額 (⇒24項 : p.41)	●	●	
解約 (⇒24項 : p.41)	●	●	
保険契約者の変更 (⇒22項 : p.39)	●	●	
死亡保険金等受取人の変更 (⇒22項 : p.39)	●	●	

お手続きについてはお客様サービスセンターまでご連絡ください。

! ご留意ください

- 朝日生命は、上記以外の書類のご提出を求めること、上記書類の一部を省略して取り扱うこと、または上記書類の提出以外の朝日生命の定める方法を取り扱うことがあります。
- ご契約に関する諸請求に際し、朝日生命にご提出いただく書類の手配に関する諸費用は、保険契約者の負担となります。
- 成年後見（補助、保佐、後見）開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合は、朝日生命にその登記事項証明書をご提出ください。

29. 保険金等のお支払期限について

○保険金等のご請求があった場合、朝日生命は、必要書類が朝日生命に到着した日（注）の翌日から、その日を含めて5営業日以内に保険金等をお支払いします。ただし、保険金等をお支払いするための確認・照会が必要な場合は、以下のとおりとします。

	保険金等をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
1	保険金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 (1) 保険金等の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 (2) 保険金等の免責事由に該当する可能性がある場合 (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合 (4) 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	必要書類が朝日生命に到着した日（注）の翌日からその日を含めて45日以内にお支払いします。
2	上記1の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 (1) 弁護士法にもとづく照会その他法令にもとづく照会が必要な場合 (2) 研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合 (3) 保険契約者、被保険者または保険金等の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合 (4) 日本国外における調査が必要な場合	必要書類が朝日生命に到着した日（注）の翌日からその日を含めて180日以内にお支払いします。

（注）必要書類が朝日生命に到着した日とは、完備された必要書類が朝日生命に到着した日をいいます。

○やむを得ず上記期限をこえてお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。

○保険金等をお支払いするための上記1・2の確認に際し、保険契約者・被保険者または保険金等の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、朝日生命はこれによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等をお支払いしません。

定款・約款

定款 は、朝日生命の組織や事業運営の基本となる規則などを定めています。

約款 は、ご契約のとりきめを記載しています。

定 款

(実施 1947.7 / 改正 2019.7)

第1章 総 則

第1条 名称

当社は、朝日生命保険相互会社といい、英文では Asahi Mutual Life Insurance Company と表示する。

第2条 目的

当社は、次の業務を行うことを目的とする。

- (1) 生命保険業
- (2) 他の保険会社（外国保険事業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- (3) 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- (4) その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

第3条 本社の所在地

当社は、本社を東京都新宿区に置く。

第4条 機関

1. 当社は、社員総会に代わるべき機関として総代会を置く。
2. 当社は、次の機関を置く。
 - (1) 取締役
 - (2) 取締役会
 - (3) 監査役
 - (4) 監査役会
 - (5) 会計監査人

第5条 公告の方法

当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 基 金

第6条 基金の総額

当社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。以下同じ。）は2,570億円とする。

第7条 基金の拠出者の権利

1. 当社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約書の定めるところに従い、基金の償却を行う。ただし、当社は、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことがある。
2. 当社は、拠出期日の異なる基金がある場合は、後に拠出された基金の償却は、先に拠出された基金を全額償却した後に行う。
3. 当社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約に定める利率で基金利息を支払う。

第8条 基金の償却の方法

1. 当社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積み立てることができる。
2. 基金の償却は、取締役会の決議により行い、償却する金額に相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振り替える。
3. 前各項に定める方法によるほか、総代会の決議により第40条の剰余金処分において、基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。

第3章 社 員

第9条 社員の範囲

1. 当社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保険契約を除き、すべて社員となる。
2. 剰余金の分配のない保険契約に係る保険料の総額は、全保険契約に係る保険料の総額の100分の20をこえないものとする。ただし、その計算方法は、保険業法施行規則第33条第3項に従うものとする。

第10条 社員の責任

社員は、保険契約により既に払い込んだ保険料をこえて責任を負わない。

第11条 社員の権利義務の承継

社員は、当社の承諾を得て、他人にその権利義務を承継させることができる。

第12条 退社員の権利

退社した社員は、保険約款に定めたもののほか、当社に対して権利を有しない。

第4章 総 代 会

第13条 総代会の構成

総代会は、社員の中から選出された総代で、これを構成する。

第14条 総代の定数

総代の定数は150名とする。

第15条 総代の任期

総代の任期は4年とし、その再任を妨げない。ただし、通算8年を限度とする。

第16条 選挙による総代の選出

1. 総代の選出は、社員による選挙で、これを行う。
2. 社員の総代を選挙すべき権利は1人1個とし、選挙権は、他の社員に委任してこれを行わせることができる。

第17条 選挙に代わる総代の選出

1. 総代の選出は、前条の社員による選挙に代えて、第18条の総代候補者選考委員会が社員の中から総代候補者を選考して推薦に関する公告を行い、各総代候補者に対して社員が信任を可としない場合に投票権を行使する方法によることができる。

2. 前項による場合、社員の投票権は1人1個とし、公告の日の属する事業年度中の8月1日における社員をもって投票権を有する社員とみなす。
3. 信任を可としない投票を行った社員の数が、投票権を有する社員の10分の1に満たない総代候補者は、総代に選出されたものとする。
4. 信任を可としない投票を行った社員の数が、投票権を有する社員の10分の1以上に達した総代候補者があるときは、その員数について改めて総代の選挙を行う。ただし、その員数が、総代候補者総数の10分の1を超えないときは、この限りでない。
5. 前項の選挙または第19条の補欠選挙を本条の規定によって行うときは、当社は、投票権を有する社員に関する事項を公告する。

第18条 総代候補者選考委員会

1. 当社に総代候補者選考委員会を置く。
2. 選考委員会は、社員の中から総代会で選任された選考委員で、これを構成する。
3. 選考委員の定数は12名以内とし、その任期は選任された時から推薦による選出の終了の時までとする。
4. 選考委員の選任される回数は4回を限度とする。

第19条 補欠総代の選出

1. 総代に欠員を生じても定数の半数を下らない間は、補欠選挙を行わないことができる。
2. 補欠総代の任期は前任者の残期間とし、当該期間は第15条の通算限度に算入しないものとする。

第20条 選挙細則および推薦細則

1. 総代の選挙細則および推薦細則は別にこれを定める。
2. 前項の細則を変更するには、総代会の決議を要する。

第21条 定時総代会の開催

定時総代会は毎事業年度終了後4カ月以内にこれを開く。

第22条 総代会の議長

総代会の議長は社長がこれに当たり、社長を欠きまたは社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれに当たる。

第23条 総代の議決権

1. 総代会における総代の議決権は1人1個とする。
2. 総代は他の総代を代理人としてその議決権を行使することができる。

第24条 決議の方法

総代会の決議は、法律または本定款に別段の定めがある場合のほか、総代の2分の1以上が出席し、出席した総代の過半数により決する。

第5章 評議員会

第25条 評議員会

1. 当社には、評議員会を置く。
2. 評議員会は、社員から提出された会社経営に関する意見および取締役会が付議した事項を審議する。

3. 当社は、前項の規定により審議した事項について、次の総代会に報告する。
4. 評議員会は、社員および学識経験者等の中から総代会で選任された評議員で、これを構成する。
5. 評議員の員数は、15名以内とする。
6. 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終了の時までとし、再任を妨げない。ただし、再任の場合は原則として3期を超えることはできない。
7. 評議員会細則は別にこれを定める。
8. 前項の細則を変更するには、総代会の決議を要する。

第6章 役員等

第26条 取締役および監査役の員数

当社の取締役は15名以内とし、監査役は5名以内とする。

第27条 取締役および監査役の選任

取締役および監査役は、総代会において選任する。

第28条 取締役および監査役の任期

1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終了の時までとし、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終了の時までとする。ただし、共に再任を妨げない。
2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残期間とする。

第29条 役付取締役

取締役会の決議で、会長1名、社長1名、副社長若干名、専務取締役若干名および常務取締役若干名を選定することができる。

第30条 代表取締役

代表取締役は取締役会の決議でこれを選定する。

第31条 常勤の監査役および常任監査役

1. 監査役会は、その決議により常勤の監査役1名以上を選定する。
2. 監査役会は、その決議により常任監査役1名を選定することができる。

第32条 取締役会および監査役会の招集通知

取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、監査役会の招集通知は、各監査役に対して、それぞれ会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときはこれを短縮することができる。

第33条 取締役会の決議の省略

当社は、保険業法第53条の16において準用する会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第34条 取締役会および監査役会の規則

取締役会および監査役会の規則は別にこれを定める。

第35条 取締役および監査役の報酬等

取締役および監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、それぞれ総代会の決議によって定める。

第36条 取締役および監査役の責任免除

1. 当会社は、取締役会の決議をもって、保険業法第53条の33第1項の取締役（取締役であった者を含む。）および監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。
2. 当会社は、社外取締役および社外監査役との間に、保険業法第53条の33第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定められた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第37条 会計監査人の責任免除

当会社は、会計監査人との間に、保険業法第53条の33第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第7章 計 算

第38条 事業年度

当会社の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第39条 損失てん補準備金

当会社は、損失てん補準備金を基金の総額まで積み立てるものとする。

第40条 剰余金の処分

1. 決算において生じた剰余金は、基金利息を控除した後、損失てん補準備金、基金償却積立金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金、別途準備金、その他に処分することができる。
2. 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に積み立てる金額の合計額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額の100分の20以上とする。

第41条 社員配当金

社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従ってこれを配当する。ただし、その全部または一部を次年度に繰り越すことができる。

第42条 損失てん補の順序

決算において不足を生じたときは、別途準備金、その他の積立金、社員配当平衡積立金、社員配当準備金、損失てん補準備金、基金償却積立金の順序でこれをてん補する。

第8章 雑 則

第43条 定款変更

この定款の変更は、総代の2分の1以上出席した総代会において、出席した総代の4分の3以上の多数により決する。

附則

第1条 平成27年度の基金の拠出者の権利に関する事項

1. 平成27年度の基金の拠出者に対しては、第7条第1項の基金の償却を、保険業法第55条第2項の範囲内で、基金拠出契約後10年経過後の償却期限の到来日までに行う。
2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。この場合において、次条を自動的に繰り上げる。

第2条 平成28年度の基金の拠出者の権利に関する事項

1. 平成28年度の基金の拠出者に対しては、第7条第1項の基金の償却を、保険業法第55条第2項の範囲内で、基金拠出契約後10年経過後の償却期限の到来日までに行う。
2. 本条は、前項の基金の償却の時をもって自動的に削除する。

約款のレイアウトについて

「約款」をお読みになる際は、以下を参考にしてください。

1 **〈本文〉**
この約款の「本文」です。

2 **〈補足説明〉**
・「本文」に記載した用語について、説明しています。
（例：* 1、* 2…）
・補足説明の中でさらに補足を加えている場合もあります。
（例：A、B…）
※補足説明も約款の一部ですので、本文とあわせてお読みください。

【記載例】

3 給付金等の支払いについて

第4条 給付金・祝金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、給付金または祝金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して給付金または祝金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。なお、給付金または祝金の支払いに関しては、第1条（保険契約の型）の規定により選択された保険契約の型に定められている給付金・祝金の種類に限ります。

支払事由（給付金等を支払う場合）	金額	受取人
入院給付金 被保険者が、保険期間中に次のすべてを満たす入院（別表1*）をしたとき (1) 責任開始の時*1以後に生じた傷害*2または疾病*3が直接の原因とする入院 (2) (1)の傷害*2または疾病*3の治療を直接の目的とする入院 (3) 病院または診療所（別表3*）への入院 (4) 入院日数が1日*4以上の入院	1回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数）	入院給付金受取人
入院初期重点給付金 被保険者が、保険期間中に入院給付金が支払われる入院（別表1*）をしたとき	1回の入院につき、 （入院給付金日額） × （入院日数） （注）入院開始から入院日数30日分を限度として入院給付金に加えて支払います。	

第4条 補足説明

***3 疾病**
 公的医療保険制度（別表5*）による療養の給付の対象となる異常分娩を含み、**薬物依存A**を含みません。なお、責任開始の時*1以後に生じた、「不慮の事故（別表2*）以外の外因」を直接の原因とする傷害については、**疾病のみ**なして取り扱います。
A: 平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。

★別表1（P.368参照）、別表2（P.368参照）、別表3（P.369参照）、別表4（P.369参照）、別表5（P.369参照）、別表6（P.369参照）、別表7（P.369参照）、別表8（P.369参照）、別表9（P.370参照）、別表10（P.370参照）、別表12（P.371参照）

3 **〈脚注〉**
「別表」や「ご契約のしおり」などを参照している部分について、その参照先のページを記載しています。
※脚注は約款ではありません。

※約款中の文言の後ろの条文の番号は、その文言について規定されている箇所を表しています。

【例】 免責事由（第5条）

なお、同じ条文中にその文言が2回以上ある場合は、2回目以降の記載は省略します。

5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款目次

この保険の特色	55	12 告知義務と解除について	
1 用語の意義について		第23条 告知義務	65
第1条 用語の意義	55	第24条 告知義務違反による解除	65
2 低解約返戻金期間について		第25条 告知義務違反による解除ができないとき	66
第2条 低解約返戻金期間	55	第26条 重大事由による解除	66
3 保障の開始について		13 保険契約者に対する貸付について	
第3条 責任開始の時	55	第27条 保険契約者に対する貸付	67
4 保険金の支払いについて		14 契約内容の変更について	
第4条 死亡保険金の支払い	56	第28条 保険料払込方法の変更	68
第5条 免責事由	56	第29条 保険料払込期間の変更	68
第6条 災害死亡の場合の取扱い	57	第30条 払済引受基準緩和型終身保険への変更	68
5 保険金の支払請求手続について		第31条 死亡保険金額の減額	68
第7条 死亡保険金の支払請求手続	58	15 解約等について	
第8条 死亡保険金の支払時期	58	第32条 保険契約の解約	69
6 保険金の支払方法の選択について		第33条 返戻金	69
第9条 死亡保険金の支払方法の選択	59	第34条 保険料の未経過分に相当する返還金	69
7 保険料の払込免除について		第35条 死亡保険金の受取人による保険契約の存続	70
第10条 保険料の払込免除	59	16 保険金の受取人および保険契約者について	
第11条 保険料の払込免除の免責事由	60	第36条 会社への通知による死亡保険金の受取人の 変更	70
8 保険料の払込免除の請求手続について		第37条 遺言による死亡保険金の受取人の変更	70
第12条 保険料の払込免除の請求手続	61	第38条 死亡保険金の受取人の死亡	70
9 保険料の払込みについて		第39条 保険契約者の権利義務の承継	70
第13条 保険料の払込み	61	第40条 保険契約者の代表者および死亡保険金の受 取人の代表者	71
第14条 保険料の払込方法（経路）	61	17 契約年齢の計算等について	
第15条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等 が生じた場合の取扱い	62	第41条 契約年齢の計算	71
第16条 保険料の前納および予納	62	第42条 契約年齢の誤りの処理	71
第17条 保険料の振替貸付	63	第43条 性別の誤りの処理	71
10 失効、失効取消および復活について		18 社員配当金（保険契約者への配当）について	
第18条 保険契約の失効	64	第44条 社員配当金の割当ておよび支払い	71
第19条 保険契約の失効取消	64	19 その他	
第20条 保険契約の復活	64	第45条 被保険者の業務の変更、転居および旅行	72
11 取消しと無効について		第46条 保険契約者の住所の変更	72
第21条 詐欺による取消し	65	第47条 契約内容の登録	73
第22条 不法取得目的による無効	65	第48条 時効	73
		第49条 管轄裁判所	73
別表1 対象となる不慮の事故			74
別表2 感染症			74
別表3 死亡保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類			75
別表4 保険料払込免除の対象となる高度障害状態および身体障害の状態			75

5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）普通保険約款

(実施 2014.10.2 / 改正 2023.4.1)

この保険の特色	
目的・内容	死亡に対する保障
保険金の種類	死亡保険金
配当タイプ	5年ごと利差配当
備考	保険契約者のこの保険契約の継続に資するため、一定期間の返戻金の水準を低く設定し、これを保険料に反映します。

1 用語の意義について

第1条 用語の意義

この普通保険約款において使用する用語は、次に定めるとおりとします。

用語	意義
保険年度	第3条の2. に規定する責任開始の日から契約成立日の1年後の応当日の前日までの期間を第1保険年度とし、以後、契約成立日の応当日（年単位）*1ごとに1年を加えて計算します。

第1条 補足説明

*1 契約成立日の応当日（年単位）

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

2 低解約返戻金期間について

第2条 低解約返戻金期間

低解約返戻金期間は、返戻金（第33条）の水準を低く設定している期間をいい、保険料払込期間とします。ただし、保険料払込期間が終身の場合には、契約成立日（第3条）から被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日までの期間とします。

3 保障の開始について

第3条 責任開始の時

1. この保険契約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、この保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時
(2) 会社が、第1回保険料相当額を受け取った後にこの保険契約の申込みを承諾した場合	次のいずれか遅い時 ① 被保険者に関する告知（第23条）を受けた時 ② 第1回保険料相当額を受け取った時

- 本条の1. に規定する責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日★とします。契約年齢（第41条）の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- この保険契約の申込みに対して会社が承諾したときは、次の事項を記載した保険証券を発行します。

(1) 会社名
(2) 保険契約者の氏名または名称
(3) 被保険者の氏名その他の被保険者を特定するために必要な事項
(4) 受取人の氏名または名称
(5) 支払事由
(6) 保険期間
(7) 保険給付の額
(8) 保険料およびその払込方法
(9) 契約成立日
(10) 保険証券を作成した年月日

★「契約成立日」⇒「ご契約のしおり」の「主な保険用語の説明」に掲載しています（P.6参照）。

4 保険金の支払いについて

第4条 死亡保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2.の規定のとおり、死亡保険金の支払事由が生じたときは、その支払事由に対応して死亡保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第5条）に該当するときは支払いません。

	支払事由(死亡保険金を支払う場合)	金額	受取人				
死亡保険金	被保険者が、責任開始の時*1以後保険期間中に死亡したとき	死亡保険金の支払事由が生じた保険年度に応じ、死亡保険金の金額は、次のとおりとします。	死亡保険金受取人				
		<table border="1"> <tr> <th>第1 保険年度</th> <th>第2 保険年度以後</th> </tr> <tr> <td>死亡保険金額 × 50%</td> <td>死亡保険金額</td> </tr> </table>		第1 保険年度	第2 保険年度以後	死亡保険金額 × 50%	死亡保険金額
		第1 保険年度		第2 保険年度以後			
死亡保険金額 × 50%	死亡保険金額						

2. 死亡保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
被保険者の生死が不明のとき	会社が死亡したものと認めた場合には、被保険者が死亡した場合に準じて取り扱います。

第5条 免責事由

1. 支払事由（第4条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、死亡保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても死亡保険金を支払わない場合）
死亡保険金	被保険者が、次のいずれかによって死亡したとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 死亡保険金受取人の故意
	(3) 責任開始の日*1からその日を含めて3年以内の自殺
	(4) この保険契約の復活（第20条）が行われたときは最終の復活の日からその日を含めて3年以内の自殺
(5) 戦争その他の変乱	

第4条 補足説明

- *1 責任開始の時
第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

第5条 補足説明

- *1 責任開始の日
第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意に被保険者を死亡させたとき	故意に被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額は支払いません。なお、残額は他の受取人に支払います。
(2) 「戦争その他の変乱」によって死亡保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡保険金の金額の一部または全部を支払います。
(3) 免責事由に該当して死亡保険金を支払わないとき	① 保険契約者に責任準備金を支払います。ただし、保険契約者が故意に被保険者を死亡させたときは支払いません。 ② この保険契約は、被保険者が死亡した時に消滅します。

第6条 災害死亡の場合の取扱い

1. 被保険者が、第1保険年度中に、次のいずれかの事由に該当したときは、第4条（死亡保険金の支払い）の1.の規定にかかわらず、死亡保険金の金額について、50%の削減支払を行います。

- | |
|--|
| (1) 責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害*2を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき |
| (2) 責任開始の時*1以後に発病した感染症（別表2★）を直接の原因として死亡したとき |

2. 次のいずれかにより本条の1. -(1)または(2)の事由に該当したときは、会社は、本条の1. は適用しません。

- | |
|---|
| (1) 保険契約者の故意または重大な過失 |
| (2) 被保険者の故意または重大な過失 |
| (3) 死亡保険金受取人の故意または重大な過失 |
| (4) 被保険者の犯罪行為 |
| (5) 被保険者の精神障害を原因とする事故 |
| (6) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 |
| (7) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 |
| (8) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 |
| (9) 地震、噴火または津波 |
| (10) 戦争その他の変乱 |

3. 本条の2. に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 死亡保険金受取人が2人以上いる場合で、一部の受取人が故意または重大な過失により被保険者を死亡させたとき	故意または重大な過失により被保険者を死亡させた受取人が受け取るべき金額の部分については、次のとおり取り扱います。なお、残額については、50%の削減支払を行わずにその他の受取人に支払います。 ① 死亡保険金受取人が故意により被保険者を死亡させた場合は、第5条（免責事由）の2. -(1)および(3)の規定を適用します。 ② 死亡保険金受取人が重大な過失により被保険者を死亡させた場合は、第4条（死亡保険金の支払い）の1.の規定により算出した金額を支払います。

第6条 補足説明

*1 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。

*2 傷害

責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）を直接の原因とする傷害をいいます。

項目	内容
(2) 「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって死亡保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、死亡保険金の金額の一部または全部を支払います。

★別表1 (P.74参照)、別表2 (P.74参照)

5 保険金の支払請求手続について

第7条 死亡保険金の支払請求手続

- 死亡保険金の支払事由（第4条）が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
- 死亡保険金の支払事由が生じたときは、その受取人は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出してその支払いを請求することを必要とします。
- この保険契約が次の契約形態の場合で、死亡保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等*1として死亡退職金等*1の受給者への支払いに充当することが確認されているときは、死亡保険金受取人は死亡保険金の支払いを請求する際、次の(1)から(3)のすべての必要書類を提出することを必要とします。ただし、死亡退職金等*1の受給者が2人以上いるときは、そのうちの1人からの提出で取り扱います。

契約形態	
保険契約者	官公署・会社・工場・組合等の団体*2
死亡保険金受取人	当該団体*2
被保険者	当該団体*2から給与の支払いを受ける従業員

必要書類
(1) 死亡保険金の支払請求に必要な書類（別表3★）
(2) 次のいずれかの書類 <ol style="list-style-type: none"> 死亡退職金等*1の受給者の請求内容確認書 死亡退職金等*1の受給者に死亡退職金等*1を支払ったことを証明する書類
(3) 死亡退職金等*1の受給者本人であることを当該団体*2が確認した書類

★別表3 (P.75参照)

第8条 死亡保険金の支払時期

- 会社は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に、会社の本社で死亡保険金を支払います。
- 会社は、死亡保険金を支払うために確認が必要な次の(1)から(4)の場合において、保険契約の締結時から死亡保険金請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ(1)から(4)に定める事項の確認*1を行います。この場合、本条の1.の規定にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて45日を経過する日とします。

確認が必要な場合	確認事項
(1) 死亡保険金の支払事由（第4条）または第6条（災害死亡の場合の取扱い）の1.-(1)または(2)に定める事由発生の有無の確認が必要な場合	死亡保険金の支払事由または第6条（災害死亡の場合の取扱い）の1.-(1)または(2)に定める事由に該当する事実の有無

第7条 補足説明

- *1 死亡退職金等
遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金をいいます。
- *2 官公署・会社・工場・組合等の団体
団体の代表者を含みます。本条の3.において「当該団体」といいます。

第8条 補足説明

- *1 (1)から(4)に定める事項の確認
会社が指定した医師による診断を含みます。

確認が必要な場合	確認事項
(2) 死亡保険金支払いの免責事由（第5条）または第6条（災害死亡の場合の取扱い）の2. に定める事由に該当する可能性がある場合	死亡保険金の支払事由または第6条（災害死亡の場合の取扱い）の2. に定める事由が発生した原因
(3) 告知義務違反（第24条）に該当する可能性がある場合	告知義務違反の事実の有無および告知義務違反に至った原因
(4) この約款に定める重大事由（第26条）、詐欺（第21条）または不法取得目的（第22条）に該当する可能性がある場合	(2)、(3)に定める事項、第26条（重大事由による解除）の1. -(4)-①から⑤までに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは死亡保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは死亡保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から死亡保険金請求時までにおける事実

3. 本条の2. の確認をするため、次の(1)から(4)の事項についての特別な照会や調査が不可欠なときは、本条の1. および2. にかかわらず、死亡保険金を支払うべき期限は、必要書類（別表3★）が会社に到着した日の翌日から、その日を含めてそれぞれ次の(1)から(4)に定める日数*2を経過する日とします。

(1) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
(2) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
(3) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条の2. -(1)から(4)に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
(4) 本条の2. -(1)から(4)に定める事項についての日本国外における調査	180日

4. 本条の2. および3. の確認を行うときは、会社は、死亡保険金の受取人（死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者）に通知します。
5. 本条の2. および3. の確認に際し、保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*3は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は死亡保険金を支払いません。

★別表3（P.75参照）

6 保険金の支払方法の選択について

第9条 死亡保険金の支払方法の選択

死亡保険金が支払われるときは、死亡保険金の受取人は、会社の取扱いの範囲内で、死亡保険金*1について、一時支払に代えて年金支払またはすえ置き支払を選択することができます。

7 保険料の払込免除について

第10条 保険料の払込免除

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、保険料の払込免除事由が生じたときは、その事由が生じた日の直後に到来する払込期月（第13条）から、保険料の払込みを免除します。ただし、保険料の払込免除の免責事由（第11条）に該当するときは免除しません。

第8条 補足説明

*2 (1)から(4)に定める日数

(1)から(4)のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

*3 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

第9条 補足説明

*1 死亡保険金

死亡保険金とともに支払われる金銭を含みます。

保険料の払込免除事由（保険料の払込みを免除する場合）	
高度障害状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に高度障害状態（別表4★）になったとき
身体障害の状態による保険料の払込免除	被保険者が、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、保険料払込期間中に身体障害の状態（別表4★）になったとき

第10条 補足説明

*1 責任開始の時

第3条（責任開始の時）の規定により、会社がこの保険契約上の責任を開始する時をいいます。なお、この保険契約の復活（第20条）が行われた場合には、最終の復活の時とします。

2. 保険料の払込免除に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 責任開始の時*1前にすでに障害状態が生じていたとき	次のいずれかに該当するときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。 ① その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表4★）になったとき ② その障害状態に、責任開始の時*1以後に生じた不慮の事故（別表1★）による傷害を直接の原因とする障害状態が新たに加わって、その事故の日からその日を含めて180日以内に身体障害の状態（別表4★）になったときは、保険料の払込免除事由が生じたものとします。
(2) 保険料の払込みが免除されたとき	① 保険料の払込免除後の保険料について、第13条（保険料の払込み）の1. に規定する払込期月中の契約成立日（第3条）の応当日ごとに払い込まれたものとします。 ② 保険料の払込みが免除された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★別表1（P.74参照）、別表4（P.75参照）

第11条 保険料の払込免除の免責事由

1. 保険料の払込免除事由（第10条）が生じても、次の免責事由に該当するときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

保険料の払込免除の免責事由 （保険料の払込免除事由が生じても保険料の払込みを免除しない場合）	
高度障害状態または身体障害の状態による保険料の払込免除	保険料の払込免除事由が、次のいずれかによるとき (1) 保険契約者の故意または重大な過失 (2) 被保険者の故意または重大な過失 (3) 被保険者の犯罪行為 (4) 被保険者の精神障害を原因とする事故 (5) 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 (6) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 (7) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 (8) 地震、噴火または津波 (9) 戦争その他の変乱

2. 保険料の払込免除の免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
「地震、噴火または津波」または「戦争その他の変乱」によって保険料の払込免除事由が生じたとき	保険料の払込免除事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、保険料の払込みを免除します。

8 保険料の払込免除の請求手続について

第12条 保険料の払込免除の請求手続

1. 保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに会社に通知することを必要とします。
2. 保険料の払込免除事由が生じたときは、保険契約者は、必要書類（別表3★）をすみやかに会社に提出して保険料の払込免除を請求することを必要とします。
3. 保険料の払込免除については、本条の規定のほか、第8条（死亡保険金の支払時期）の規定を準用します。

★別表3（P.75参照）

9 保険料の払込みについて

第13条 保険料の払込み

1. 保険料の払込方法（回数）は、次の(1)から(3)のいずれかとし、第2回以後の保険料の払込期月および猶予期間は次のとおりとします。

保険料の払込方法（回数）	払込期月	猶予期間
(1) 年払	契約成立日（第3条）の応当日*1（年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から翌々月の契約成立日の応当日*1（月単位）までの期間*2
(2) 半年払	契約成立日の応当日*1（半年単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間
(3) 月払	契約成立日の応当日*1（月単位）を含む月の1日から末日までの期間	払込期月の翌月1日から末日までの期間

2. 第2回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回第14条（保険料の払込方法（経路））の1. に定める払込方法（経路）に従い、本条の1. に定める払込期月中に払い込むことを必要とします。なお、本条の1. に定める猶予期間があります。

第14条 保険料の払込方法（経路）

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、次のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

- (1) 会社の派遣した集金人に払い込む方法*1
- (2) 会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
- (3) 会社の指定したクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法
- (4) 所属団体または集団を通じ払い込む方法*2
- (5) 会社の指定した振替口座または預金口座に送金することにより払い込む方法
- (6) 会社の本社または会社の指定した場所に持参して払い込む方法

第13条 補足説明

*1 契約成立日の応当日

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。なお、契約成立日の応当日がない月の場合には、その月の末日とします。

*2 翌々月の契約成立日の応当日（月単位）までの期間

払込期月の契約成立日の応当日*1が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日までの期間とします。

第14条 補足説明

*1 会社の派遣した集金人に払い込む方法

保険契約者の住所またはその指定する保険料払込場所が会社の定める地域内にある場合に限り選択することができます。

*2 所属団体または集団を通じ払い込む方法

所属団体または集団と会社との間に団体協約、集団協約等が締結されている場合に限り選択することができます。

2. 保険料の払込方法（経路）について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 本条の1. -(1)の方法において、払込期月（第13条）中に保険料が払い込まれなかったとき	<p>① 保険契約者は、未払込保険料を猶予期間満了日（第13条）までに会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは、猶予期間（第13条）中でも集金人を派遣します。</p> <p>② 月払契約の場合には、猶予期間中の未払込保険料が払い込まれた後、払込期月の保険料を集金します。</p>
(2) 本条の1. -(1)から(4)の方法において、この保険契約が会社の定める保険料の払込方法（経路）に関する取扱いの範囲外となったとき	<p>① 保険契約者は、保険料の払込方法（経路）を他の方法に変更することを必要とします。</p> <p>② 変更を行うまでの間の保険料は、会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。</p>

第15条 払込期月中または猶予期間中に支払事由等が生じた場合の取扱い

1. 保険料が払込期月（第13条）の契約成立日（第3条）の応当日*1の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに次のいずれかに該当したときは、会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（死亡保険金を支払うときはその受取人）に払い戻します。

- | |
|----------------------|
| (1) この保険契約が消滅したとき |
| (2) 保険料の払込みが不要となったとき |

2. 保険料が払い込まれないまま、払込期月の契約成立日の応当日*1以後猶予期間満了日（第13条）までに、死亡保険金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じたときは、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 死亡保険金を支払うとき	未払込保険料を差し引いて支払います。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、未払込保険料をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第16条 保険料の前納および予納

1. 保険契約者は、第2回以後の保険料について、会社の取扱いの範囲内で、次のとおり、将来の保険料を前納または予納することができます。ただし、半年払契約または月払契約において保険料を前納するときは、保険料の払込方法（回数）（第13条）を年払に変更することを必要とします。

項目	内容
(1) 年払契約における前納	<p>保険料の前納について、次のとおり取り扱います。</p> <p>① 保険料の前納は、2年分以上の保険料とします。</p> <p>② 前納する保険料は、会社の定める率で割り引きます。</p> <p>③ 保険料の前納金に対して会社の定める利率による利息をつけて、これを前納金に繰り入れます。</p> <p>④ 保険料の前納金は、契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに保険料に充当します。</p>
(2) 月払契約における予納	<p>保険料の予納について、次のとおり取り扱います。</p> <p>① 保険料の予納は、当月分を含めて3か月分以上12か月分以内の保険料とします。</p> <p>② 会社の定める率で保険料を割り引きます。</p>

第15条 補足説明

*** 1 契約成立日の応当日**

保険期間中の契約成立日に対応する日をいいます。

第16条 補足説明

*** 1 契約成立日の応当日（年単位）**

保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

2. 前納期間が満了した場合、または保険料の払込みが不要となった場合で、保険料の前納金または予納保険料の残額があるときは、その残額については次のとおり取り扱います。

- (1) 死亡保険金を支払う場合には、その受取人に支払います。
 (2) (1)以外の場合には、保険契約者に支払います。

第17条 保険料の振替貸付

1. 保険料が払い込まれずに猶予期間（第13条）が満了したときは、あらかじめ保険契約者から反対の申出がない限り、会社は、次の金額を保険契約者に貸し付けて、保険料に充当します。

- (1) 年払契約および半年払契約の場合には、保険料に相当する金額
 (2) 月払契約の場合には、6か月分の保険料に相当する金額。ただし、本条の2.-(1)の規定により6か月分の保険料に相当する金額の貸付ができないときは、貸付ができる範囲で最も多い月数分の保険料に相当する金額とします。

2. 保険料の振替貸付について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 貸付金とその利息との合計額が返戻金額*1を超えるとき	本条の規定による貸付は行いません。
(2) 貸付金の利息	<p>① 年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日（第13条）の翌日以後、年8%以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後1年経過するごとに元金に繰り入れます。</p> <p>② 半年払契約の場合 未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後、半年4%以下の会社の定める利率で計算し、未払込保険料の払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過するごとに元金に繰り入れます。</p> <p>③ 月払契約の場合 保険料*2の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後、月8/12%以下の会社の定める利率で計算し、保険料*2の払込期月に対応する払込猶予期間満了日の翌日以後半年経過するごとに元金に繰り入れます。ただし、本条の規定による貸付が行われた後に、新たに本条の規定による貸付が行われる場合で、直前の貸付金の利息を元金に繰り入れる前に新たな貸付金の利息が起算されるときは、直前の貸付金の利息は、新たな貸付金の利息の起算日に元金に繰り入れます。</p>
(3) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額*3が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
(4) 会社が(3)の通知を發した日を含む月の翌月末日までに、貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(3)の通知を發した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。

第17条 補足説明

*1 返戻金額

本条の1. に規定する金額を保険料として払い込んだものとみなして第33条（返戻金）の規定により計算し、本条または第27条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

*2 保険料

本条の規定による貸付金により充当される最終の月の保険料とします。

*3 本条の規定による貸付金とその利息との合計額

第27条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含んだ金額とします。

項目	内容
(5) 貸付金の精算	<p>会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。</p> <p>① 死亡保険金が支払われるとき</p> <p>② 死亡保険金額が減額（第31条）されたとき</p> <p>③ ①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき</p>
(6) 本条の規定による貸付を行わなかったものとするとき	<p>本条の規定による貸付が行われた場合でも、猶予期間満了日の翌日からその日を含めて3か月以内に保険契約者から次のいずれかの請求があったときは、本条の規定による貸付を行わなかったものとして、その請求による取扱いを行います。</p> <p>① この保険契約の解約（第32条）</p> <p>② 払済引受基準緩和型終身保険への変更（第30条）。ただし、この保険契約が効力を失っている場合（第18条）を除きます。</p>

10 失効、失効取消および復活について

第18条 保険契約の失効

1. 保険料が払い込まれなかったときは、この保険契約は、第13条（保険料の払込み）の1. に規定する猶予期間の満了をもって効力を失います。
2. 本条の1. の規定によりこの保険契約が効力を失った場合で、返戻金（第33条）があるときは、保険契約者は、この返戻金の支払いを請求することができます。
3. 本条の2. の規定により返戻金の支払請求があったときは、会社は、この返戻金の支払請求に必要な書類が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

第19条 保険契約の失効取消

1. 第18条（保険契約の失効）の規定によってこの保険契約が効力を失った場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料等*2の払込みがあり、かつ会社が認めたときは、会社は、この保険契約の効力が失われなかったものとして取り扱います。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第33条）の支払いを請求したときは、この取扱いを行いません。
2. 本条の1. の場合、保険契約者が延滞保険料等*2の払込みをした時に保険契約者から本条の1. の取扱いの請求があったものとみなします。
3. 延滞保険料払込期間*1中に死亡保険金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた場合で、延滞保険料払込期間*1中に延滞保険料等*2が払い込まれないときは、会社は、保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
4. 本条の3. の規定にかかわらず、保険契約者と被保険者が同一人である場合で、延滞保険料等*2が払い込まれないまま、延滞保険料払込期間*1中に被保険者が死亡したときは、保険契約の効力が失われなかったものとして、次のとおり取り扱います。

項目	内容
延滞保険料払込期間*1中に死亡保険金の支払事由（第4条）が生じたとき	死亡保険金を支払うときは、延滞保険料等*2を会社の支払うべき金額から差し引きます。

第20条 保険契約の復活

1. 保険契約者は、第18条（保険契約の失効）、第17条（保険料の振替貸付）の2. - (4) または第27条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によってこの保険契約が効力を失ったときは、効力を失った日*1からその日を含めて3か月以内であれば、必要書類*を提出してこの保険契約の復活*2の申込みをすることができます。

第19条 補足説明

*1 延滞保険料払込期間

保険契約が効力を失った日*3からその日を含めて、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月のその日の応当日の前日までの期間をいいます。ただし、保険契約が効力を失った日*3を含む月の翌月にその日の応当日がないときは、効力を失った日*3を含む月の翌月の末日までとします。

*2 延滞保険料等

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいい、その金額は、保険契約が効力を失った日*3までに払込期月（第10条）が到来している未払込保険料の合計額とします。なお、第17条（保険料の振替貸付）の1. の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含みます。

*3 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

第20条 補足説明

*1 効力を失った日

猶予期間満了日（第10条）の翌日をいいます。

*2 保険契約の復活

効力を失った保険契約を有効な状態に戻すことをいいます。

す。この場合、告知義務（第23条）および告知義務違反による解除（第24条）の規定を適用します。ただし、この保険契約が効力を失った後、保険契約者が返戻金（第33条）の支払いを請求したときは、この保険契約の復活*2の申込みをすることはできません。

2. 会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾したときは、保険契約者は、会社がこの保険契約の復活*2の申込みを承諾した日を含む月の翌月末日までに、延滞保険料等*3を払い込むことを必要とします。また、第27条（保険契約者に対する貸付）の(3)の規定によって効力を失った保険契約を復活させるときは、別に貸付元利金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。
3. この保険契約は、本条の2. の払込みがあった時から効力を復活するものとし、その払込みがあった日を復活の日とします。
4. この保険契約が復活された場合でも、保険証券は発行しません。

★「必要書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.46参照）。

第20条 補足説明

*3 延滞保険料等

本条の取扱いをするために保険契約者が払い込むべき未払込保険料のことをいいます。なお、第17条（保険料の振替貸付）の1. の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を含みます。

11 取消しと無効について

第21条 詐欺による取消し

保険契約者または被保険者の詐欺によって、会社がこの保険契約の申込みまたは復活（第20条）の申込みを承諾したときは、会社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

第22条 不法取得目的による無効

保険契約者が次のいずれかの目的をもってこの保険契約を締結または復活（第20条）したときは、この保険契約は無効とします。この場合、それまでに会社に払い込まれた保険料は払い戻しません。

- (1) 死亡保険金を不法に取得する目的
- (2) 他人に死亡保険金を不法に取得させる目的

12 告知義務と解除について

第23条 告知義務

1. 会社は、この保険契約の締結または復活（第20条）の際に、保険契約者と被保険者に対して被保険者に関する告知を書面（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示を含みます。以下同じとします。）で求めることができます。
2. 告知を求められた保険契約者または被保険者は、死亡保険金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）の発生の可能性に関する重要な事項のうち書面で告知を求められた事項について、その書面で告知することを必要とします。

第24条 告知義務違反による解除

1. この保険契約の締結または復活（第20条）にあたって、保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたときは、会社は、この保険契約を将来に向かって解除することができます。
2. 会社は、死亡保険金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、告知義務違反によりこの保険契約を解除することができます。この場合、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 死亡保険金の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに死亡保険金を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

- 3. 本条の2.の規定にかかわらず、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人が証明したときは、会社は、死亡保険金の支払いまたは保険料の払込免除を行います。
- 4. 告知義務違反によりこの保険契約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次のいずれかの場合には、被保険者または死亡保険金の受取人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその住所もしくは居所が不明の場合
- (2) (1)のほか、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

- 5. 告知義務違反によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第33条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。

第25条 告知義務違反による解除ができないとき

- 1. 会社は、次のいずれかに該当するときは、第24条（告知義務違反による解除）の規定によりこの保険契約を解除することはできません。

- (1) この保険契約の締結、復活（第20条）の申込みに対して会社が諾否の決定を行う際、会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者が第23条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者*1が、保険契約者または被保険者に対し、第23条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 会社が解除の原因を知った日からその日を含めて1か月以内に解除しなかったとき
- (5) 責任開始の日*2からその日を含めて2年以内に死亡保険金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じないで、その期間を経過したとき

- 2. 本条の1. -(2)および(3)の場合に、それぞれに規定する保険媒介者*1の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第23条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、本条の1. は適用しません。

第26条 重大事由による解除

- 1. 会社は、次のいずれかの重大事由が生じたときは、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

第25条 補足説明

*1 保険媒介者

会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者であって、会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除きます。

*2 責任開始の日

第3条（責任開始の時）に規定する責任開始の日をいいます。なお、この保険契約の復活の際の告知義務違反による解除に関しては、復活の日とします。

- (1) 保険契約者または死亡保険金の受取人が保険金*1を詐取る目的もしくは他人に保険金*1を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- (2) 保険金*1の請求に関し、保険金*1の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき
- (4) 保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人が、次のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 保険契約者または死亡保険金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 次の①、②の事由などにより、会社の保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人に対する信頼を損ない、かつ、この保険契約を継続することを期待しえない(1)から(4)と同等の事由があるとき
 - ① この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由により解除されたとき
 - ② 保険契約者、被保険者または死亡保険金の受取人のいずれかが他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき

2. 会社は、死亡保険金の支払事由（第4条）または保険料の払込免除事由（第10条）が生じた後でも、重大事由によりこの保険契約を解除することができます。この場合、本条の1. に規定する重大事由が生じた時から解除までの間に、死亡保険金の支払事由または保険料の払込免除事由が生じていたときは、その死亡保険金の支払いまたは保険料の払込免除について、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 死亡保険金*2の支払いも保険料の払込免除も行いません。
- (2) すでに死亡保険金*2を支払っていたときは、その返還を請求します。
- (3) すでに保険料の払込みを免除していたときは、免除しなかったものとしてその保険料の払込みを請求します。

3. 重大事由による解除の通知については、第24条（告知義務違反による解除）の4. の規定を準用して取り扱います。
4. 重大事由によりこの保険契約が解除された場合で、返戻金（第33条）があるときは、会社は、この返戻金を保険契約者に支払います。
5. 本条の4. の規定にかかわらず、本条の1. -(4)の規定によってこの保険契約を解除した場合で、死亡保険金の一部の受取人に対して本条の2. -(1)または(2)の規定を適用し死亡保険金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない死亡保険金に対応する部分については本条の4. の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者に支払います。

13 保険契約者に対する貸付について

第27条 保険契約者に対する貸付

保険契約者は、返戻金額*1のうち会社の定める限度内で、貸付を受けることができます。この場合、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 貸付金の利息	会社の定める利率で計算します。

第26条 補足説明

*1 保険金

この保険契約の死亡保険金または保険料の払込免除をいいます。

*2 死亡保険金

本条の1. -(4)のみに該当した場合で、本条の1. -(4)-①から⑤までに該当したのが死亡保険金の受取人のみであり、その死亡保険金の受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金のうち、その受取人に支払われるべき死亡保険金をいいます。

第27条 補足説明

*1 返戻金額

第33条（返戻金）の規定により計算し、第17条（保険料の振替貸付）または本条の規定による貸付金があるときは、貸付元利金を差し引いた残額とします。

項目	内容
(2) 本条の規定による貸付金とその利息との合計額*2が返戻金額を超えたとき	保険契約者は、貸付元金と返戻金額の差額以上の金額を払い込むことを必要とします。この場合、会社は、その旨を保険契約者に通知します。
(3) 会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌月末日までに、貸付元金と返戻金額の差額以上の金額が払い込まれないとき	この保険契約は、会社が(2)の通知を発した日を含む月の翌々月1日から効力を失います。
(4) 貸付金の精算	会社は、次のときに、支払うべき金額から貸付元金を差し引きます。 ① 死亡保険金が支払われるとき ② 死亡保険金額が減額（第31条）されたとき ③ ①以外の事由によってこの保険契約が消滅したとき

第27条 補足説明

*2 本条の規定による貸付金とその利息との合計額

第17条（保険料の振替貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元金を含んだ金額とします。

14 契約内容の変更について

第28条 保険料払込方法の変更

1. 保険契約者は、会社の取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の払込方法について、第13条（保険料の払込み）および第14条（保険料の払込方法（経路））に規定する範囲内で変更することができます。
2. 保険料の払込方法（回数）（第13条）を月払から年払または半年払に変更するときは、保険契約者は、会社が指定した日までに、その保険年度の最終月までの保険料を一時に払い込むことを必要とします。この場合、次の保険年度から払込方法（回数）を年払または半年払とします。

第29条 保険料払込期間の変更

この保険契約の保険料払込期間の変更は取り扱いません。

第30条 払済引受基準緩和型終身保険への変更

1. 保険契約者は、将来の保険料の払込みを中止して、この保険契約を払済引受基準緩和型終身保険に変更★することができます。ただし、変更後の死亡保険金額が会社の定める金額に満たないときは、この取扱いをしません。
2. 払済引受基準緩和型終身保険への変更について、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 変更後の死亡保険金額	返戻金額*1によって定めます。
(2) 払済引受基準緩和型終身保険に変更されたとき	① 払済引受基準緩和型終身保険に変更された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。 ② 第33条（返戻金）の規定にかかわらず、払済引受基準緩和型終身保険に変更後の返戻金額は抑制しません。

★「払済引受基準緩和型終身保険への変更の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.46参照）。

第30条 補足説明

*1 返戻金額

第33条（返戻金）の規定により計算し、第17条（保険料の振替貸付）または第27条（保険契約者に対する貸付）の規定による貸付金があるときは、貸付元金を差し引いた残額とします。

第31条 死亡保険金額の減額

1. 保険契約者は、将来に向かって死亡保険金額を減額★することができます。ただし、会社は、減額後の死亡保険金額が会社の定める限度を下回る減額は取り扱い

ません。

2. 死亡保険金額が減額されたときは、会社は、次のとおり取り扱います。

- (1) 減額分に対応する返戻金（第33条）があるときは、この返戻金を保険契約者に支払います。この場合、第8条（死亡保険金の支払時期）の1.の規定を準用します。
- (2) 将来払い込むべき保険料があるときは、この保険料を変更します。
- (3) 死亡保険金額が減額された旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「減額の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.46参照）。

15 解約等について

第32条 保険契約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この保険契約の解約を請求することができます。
2. この保険契約が解約された場合で、返戻金（第33条）があるときは、会社は、この保険契約の解約の請求に必要な書類★が会社に到着した日の翌日から、その日を含めて5営業日以内に会社の本社でこの返戻金を支払います。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.46参照）。

第33条 返戻金

1. 返戻金は、保険料を払い込んだ年月数により計算します。なお、低解約返戻金期間中の返戻金額は、返戻金を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合*1を乗じた金額とします。
2. 本条の1.にかかわらず、保険契約の解約（第32条）等*2の時期が低解約返戻金期間経過後にある場合でも、次のいずれかのときは、返戻金額は、返戻金を抑制しない場合の金額に低解約返戻金割合*1を乗じた金額とします。

- (1) 低解約返戻金期間を保険料払込期間とする場合には、保険料払込期間中の最終の保険料が払い込まれていないとき
- (2) 低解約返戻金期間を契約成立日（第3条）から被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）の前日までの期間とする場合には、被保険者の年齢が85歳となる契約成立日の応当日（年単位）を含む払込期月の保険料が払い込まれていないとき

3. 返戻金額は、この保険契約の締結の際に作成する保険証券を発行するときに、会社の定める経過年数に応じて計算した金額を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第34条 保険料の未経過分に相当する返還金

この保険契約が次のいずれかに該当して消滅*1した場合または保険料の払込みが免除（第10条）された場合で、保険料の未経過分に相当する返還金*2があるときは、保険契約者にこれを支払います。ただし、死亡保険金を支払うときはその受取人に支払います。

- (1) 死亡保険金の支払事由（第4条）または免責事由（第5条）に該当したとき（保険契約者が故意に被保険者を死亡させた場合は除きます。）
- (2) 告知義務違反（第24条）または重大事由（第26条）によりこの保険契約が解除されたとき
- (3) 減額（第31条）または解約（第32条）されたとき

第33条 補足説明

*1 低解約返戻金割合

低解約返戻金期間中の返戻金の支払割合をいい、70%とします。

*2 保険契約の解約（第32条）等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 保険契約の解約（第32条）
- (2) 保険契約の失効（第19条）
- (3) 告知義務違反による解除（第24条）
- (4) 重大事由による解除（第26条）
- (5) 払済引受基準緩和型終身保険への変更（第30条）
- (6) 死亡保険金額の減額（第31条）

第34条 補足説明

*1 消滅

保険契約の一部が消滅するとき、その消滅する部分とします。

*2 保険料の未経過分に相当する返還金

保険料の払込方法（回数）（第13条）が年払または半年払の場合で、会社の定める方法により計算した保険料の未経過分に相当する返還金をいいます。ただし、1か月未満の端数は切り捨てます。

第35条 死亡保険金の受取人による保険契約の存続

1. 保険契約者以外の者で保険契約の解約（減額を含みます。本条において以下同じ。）をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）によるこの保険契約の解約は、解約の通知が会社に到達した日の翌日から、その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。
2. 本条の1. の解約が通知された場合でも、その通知の時に次のもので満たす死亡保険金の受取人は、保険契約者の同意を得て、本条の1. の期間が経過するまでの間に、会社が債権者等に支払うべき金額*1を債権者等に支払い、かつ会社にその旨を通知したときは、本条の1. の解約はその効力を生じません。

- | |
|------------------------------------|
| (1) 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること |
| (2) 保険契約者と異なる者であること |

3. 本条の1. の解約の通知が会社に到達した日以後、その解約の効力が生じたまたは本条の2. の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡保険金の支払事由（第4条）が生じ、会社が死亡保険金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、本条の2. の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡保険金の受取人に支払います。

第35条 補足説明

*1 会社が債権者等に支払うべき金額

その解約の通知が会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば会社が債権者等に支払うべき金額とします。

16 保険金の受取人および保険契約者について

第36条 会社への通知による死亡保険金の受取人の変更

1. 保険契約者は、死亡保険金の支払事由（第4条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知*により、死亡保険金の受取人を変更することができます。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の死亡保険金の受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金の受取人から死亡保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.46参照）。

第37条 遺言による死亡保険金の受取人の変更

1. 第36条（会社への通知による死亡保険金の受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由（第4条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金の受取人を変更することができます。
2. 本条の1. の死亡保険金の受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による死亡保険金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第38条 死亡保険金の受取人の死亡

1. 死亡保険金の受取人が死亡保険金の支払事由（第4条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金の受取人とします。
2. 本条の1. の規定により死亡保険金の受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1. の規定により死亡保険金の受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金の受取人を死亡保険金の受取人とします。
3. 本条の1. および2. により死亡保険金の受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

第39条 保険契約者の権利義務の承継

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得てそのすべての権利義務を第三

者に承継させることができます。

2. 本条の1.の規定により保険契約者の権利義務を第三者に承継させたときは、会社は、その旨を権利義務を承継した第三者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第40条 保険契約者の代表者および死亡保険金の受取人の代表者

1. 保険契約者が2人以上いるときは、代表者1人を定めることを必要とします。この場合、その代表者は、他の保険契約者を代理するものとします。
2. 本条の1.の代表者が定まらない場合、またはその所在が不明の場合には、会社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
3. 保険契約者が2人以上いるときは、その責任は連帯とします。
4. 死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、本条の1. および2. に準じて取り扱います。

17 契約年齢の計算等について

第41条 契約年齢の計算

1. 被保険者の契約年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6か月以下のものは切り捨て、6か月を超えるものは1年とします。
2. 被保険者の契約後の年齢は、本条の1. に規定する契約年齢に契約成立日（第3条）の応当日（年単位）*1ごとに1歳加えて計算します。

第42条 契約年齢の誤りの処理

被保険者の契約年齢（第41条）に誤りがあった場合で、契約成立日（第3条）および誤りの事実が発見された日における実際の年齢が、会社がこの保険契約の締結を取り扱う年齢の範囲外のときは、会社は、この保険契約を取り消すことができるものとし、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。その他のときは、実際の年齢に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または死亡保険金額を調整して処理します。

第43条 性別の誤りの処理

被保険者の性別に誤りがあったときは、実際の性別に基づき、会社の定める方法により、保険料の過不足を調整のうえ保険料を変更し、または死亡保険金額を調整して処理します。

18 社員配当金（保険契約者への配当）について

第44条 社員配当金の割当ておよび支払い

1. 会社は、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の(1)から(4)の保険契約に対して、会社の定める方法により、利差配当を社員配当金として割り当てることがあります。この場合、(4)に該当する保険契約については、(3)に該当する保険契約に対して割当てを行った金額を下回る金額とします。割り当てた社員配当金は、次のとおり支払います。

第41条 補足説明

- *1 契約成立日の応当日（年単位）
保険期間中の毎年の契約成立日に対応する日をいいます。

割当ての対象となる保険契約	支払方法
(1) 次の事業年度中に契約成立日*1(第3条)の5年ごとの応当日*2が到来する保険契約	① その5年ごとに応当日*2から、社員配当金の全額を会社の定める利率による利息をつけて積み立てます。ただし、保険料払込期間中においては、その5年ごとに応当日*2の前日までの保険料がすべて払い込まれている場合に限りです。 ② ①により積み立てられた社員配当金は、次のとおり支払います。 ア. 死亡保険金を支払うときは、その受取人に支払います。 イ. 死亡保険金の支払以外により保険契約が消滅するときは、保険契約者に支払います。 ウ. 保険契約者から請求があったときは、保険契約者に支払います。
(2) 次の事業年度中に保険契約の転換により消滅する保険契約	返戻金に加えて取り扱います。
(3) 次の事業年度中に契約成立日*1および直前の5年ごとに応当日*2からその日を含めて1年を経過して、死亡保険金の支払いにより消滅する保険契約	死亡保険金とともにその受取人に支払います。
(4) 次の事業年度中に契約成立日*1からその日を含めて2年および直前の5年ごとに応当日*2からその日を含めて1年を経過して、(2)または(3)以外の事由により消滅する保険契約*3	保険契約者に支払います。

2. 会社は、本条の1.の規定によるほかに、特別配当金を割り当てて、これを支払うことがあります。
3. 保険契約者からの請求により社員配当金または特別配当金を支払うときは、第8条(死亡保険金の支払時期)の1.の規定を準用します。

19 その他

第45条 被保険者の業務の変更、転居および旅行

この保険契約の継続中、被保険者がどのような業務に従事しても、またはどのような場所に転居し、もしくは旅行しても、会社は、この保険契約の解除も保険料の変更もしません。

第46条 保険契約者の住所の変更

1. 保険契約者は、住所または通知先を変更したときは、すみやかに会社の本社または会社の指定した場所★に通知することを必要とします。
2. 保険契約者が本条の1.に規定する通知をしなかった場合で、保険契約者の住所または通知先を会社が確認できなかったときは、会社の知った最終の住所または通知先に発した通知は、通常必要とする期間を経過した時に保険契約者に着いたものとみなします。

★「会社の指定した場所」⇒最寄りの店舗またはお客様サービスセンター(フリーダイヤル:0120-714-532)となります。

第44条 補足説明

*1 契約成立日

保険料払込期間満了後は、保険料払込期間満了日の翌日とします。

*2 契約成立日の5年ごとの応当日

保険料払込期間満了日の翌日を含みます。本条において「5年ごとに応当日」といいます。

*3 消滅する保険契約

保険契約の一部が消滅するとき、その消滅する部分とします。

第47条 契約内容の登録

1. 会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を一般社団法人生命保険協会（以下「協会」といいます。）に登録します。

- (1) 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
- (2) 死亡保険金の金額
- (3) 契約成立日*1（第3条）
- (4) 当会社名

2. 本条の1. の登録の期間は、契約成立日*1から5年*2以内とします。
3. 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）は、本条の1. の規定により登録された被保険者について、死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約の申込み*4を受けたとき、または更新日において被保険者が満15歳未満の場合に死亡保険金*3のある保険契約もしくは特約が更新されるときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会することができます。この場合、協会からその結果の連絡を受けます。
4. 各生命保険会社等は、本条の2. の登録の期間中に死亡保険金*3のある保険契約または特約の申込み*4があったときは、本条の3. によって連絡された内容を死亡保険金*3のある保険契約または特約の承諾*5の判断の参考とすることができます。
5. 各生命保険会社等は、契約成立日*6から5年*7以内に死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条の1. の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払いの判断の参考とすることができます。
6. 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾*5の判断または支払いの判断の参考とする以外に用いません。
7. 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しません。
8. 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
9. 本条中、被保険者、保険契約、死亡保険金、災害死亡保険金、保険金額、高度障害保険金とあるのは、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ、被共済者、共済契約、死亡共済金、災害死亡共済金、共済金額、後遺障害共済金と読み替えます。

第48条 時効

死亡保険金（第4条）、保険料の払込免除（第10条）、返戻金（第33条）または社員配当金（第44条）を請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年以内に請求がない場合には消滅します。

第49条 管轄裁判所

1. この保険契約における死亡保険金の請求に関する訴訟については、会社の本社の所在地または死亡保険金の受取人*1の住所地と同一の都道府県内にある支社*2の所在地を管轄する地方裁判所を合意による管轄裁判所とします。
2. この保険契約における保険料の払込免除の請求に関する訴訟については、本条の1. の規定を準用します。

第47条 補足説明

*1 契約成立日
復活（第20条）が行われたときは、最終の復活の日とします。

*2 契約成立日から5年
契約成立日*1において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*1から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

*3 死亡保険金
災害死亡保険金を含みます。

*4 申込み
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込みを含みます。

*5 承諾
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

*6 契約成立日
復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加が行われたときは、それぞれ最終の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

*7 契約成立日から5年
契約成立日*6において被保険者が満15歳未満の場合には、契約成立日*6から5年または被保険者が満15歳に達する日までの期間のうちいずれか長い期間とします。

第49条 補足説明

*1 死亡保険金の受取人
死亡保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

*2 同一の都道府県内にある支社
同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、急激かつ偶発的な外来の事故とし、急激、偶発および外来の定義は表1によるものとします。

表1

用語	定義
急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。 (注) 慢性、反復性または持続性の強いものは該当しません。
偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。 (注) 被保険者の故意にもとづくもの、および故意か偶発か不明なものは該当しません。
外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。 (注) 疾病または体質的な要因によるものは該当しません。また、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは、その軽微な外因によるものは該当しません。

注 次の1. から10. は対象となる不慮の事故には該当しません。

1. 医療行為、医薬品等の使用および処置のうち、疾病の診断、治療を目的としたもの
2. 吐物の吸入・嚥下による気道閉塞・窒息
3. 疾病による呼吸障害、嚥下障害もしくは精神および行動の障害・神経障害の状態にある者の食物・その他の物体の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息
4. 入浴中の溺水
5. 熱中症（日射病・熱射病）、高圧・低圧および気圧の変化によるもの（高山病・潜水病・潜函病を含みます。）、乗り物酔いならびに飢餓・渴
6. 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎
7. 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎
8. 細菌性食中毒ならびにアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎および大腸炎
9. 過度の肉体行使、無重力環境への長期滞在、環境的原因による騒音暴露および振動によるもの
10. 処刑

表2 対象となる不慮の事故に該当する具体例

<p>次のような事故は、表1の定義をすべて満たす場合には、対象となる不慮の事故に該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通事故 ・火災 ・転倒・墜落 ・海・川での溺水 ・落雷・感電

別表2 感染症

「感染症」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ<Crimean-Congo>出血熱	A98.0
マールブルグ<Marburg>ウイルス病	A98.3
エボラ<Ebola>ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群[SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り、)	

注 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り、）である感染症をいいます。）は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項（一類感染症）、第3項（二類感染症）、第4項（三類感染症）、第7項第3号（新型コロナウイルス感染症）または第8項（指定感染症）の疾病に該当している間に支払事由が生じた場合に限り、「感染症」に含めます。

別表3 死亡保険金の支払いおよび保険料の払込免除の請求に必要な書類

項目	必要書類
1. 死亡保険金の支払い	(1) 死亡保険金支払請求書 (2) 医師の死亡診断書または検案書 (3) 不慮の事故（別表1）を原因とするときは、不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (4) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (5) 死亡保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (6) 死亡保険金の受取人の印鑑証明書 (7) 最終の保険料の払込みを証明する書類
2. 保険料の払込免除	(1) 保険料払込免除請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 不慮の事故（別表1）であることを証明する書類 (4) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	
(2) 死亡保険金の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。	

別表4 保険料払込免除の対象となる高度障害状態および身体障害の状態

高度障害状態	対象となる高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの（注2） (3) 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの（注4） (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたは両上肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (5) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたは両下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用を全く永久に失ったもの（注6(1)） (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの（注6(1)）
身体障害の状態	対象となる身体障害の状態とは次のいずれかの状態をいいます。 (1) 1眼の視力を全く永久に失ったもの（注1） (2) 両耳の聴力を全く永久に失ったもの（注3） (3) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの（注5） (4) 1上肢を手関節以上で失ったもの (5) 1下肢を足関節以上で失ったもの (6) 1上肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (7) 1下肢の用または3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの（注6） (8) 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったかまたは10手指の用を全く永久に失ったもの（注7(1)、(2)、(3)） (9) 10足指を失ったもの（注7(4)）

注

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込みのない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 耳の障害（聴力障害）

- (1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオーディオ・メータで行います。
- (2) 「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500、1,000、2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれa、b、cデシベルとしたとき、

$$\frac{1}{4} (a + 2b + c)$$

の値が、90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解し得ないもの）で回復の見込みのない場合をいいます。

4. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが全く自分ではできず、常にすべてにわたり他人の介護を要する状態をいいます。

5. 脊柱の障害

(1) 「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

(2) 「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動の他動運動範囲のうち2種以上の運動の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。ただし、付随した筋力に障害がある場合には、2種以上の運動の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

6. 上・下肢の障害

(1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で回復の見込みのない場合をいいます。

(2) 「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

7. 指の障害

(1) 手指の障害については、5手指をもって1手として取り扱い、個々の手指の障害につきそれぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

(2) 「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

(3) 「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の他動運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。ただし、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）に付随した筋力に障害がある場合には、手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の自動運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込みのない場合をいいます。

(4) 「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

リビング・ニース特約目次

1 保障の開始について		10 特則について	
第1条 特約の責任開始の時……………	78	第19条 主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則……………	82
2 保険金の支払いについて		第20条 保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則……………	82
第2条 特約保険金の支払い……………	78	第21条 主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則……………	83
第3条 免責事由……………	79	第22条 主契約に災害入院特約（06）等が付加されている場合の特則……………	83
3 保険料の払込みについて		第23条 保険契約の保険料が前納または予納されている場合の特則……………	83
第4条 特約の保険料の払込み……………	80	第24条 主契約が更新または変更される場合の特則……………	83
第5条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い……………	80	第25条 連生終身保険契約に付加する場合の特則……………	83
4 失効、失効取消および復活について		第26条 特定疾病保障終身保険契約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則……………	84
第6条 特約の失効……………	80	第27条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則……………	84
第7条 特約の失効取消……………	80	第28条 就業不能保障保険に付加する場合の特則……………	84
第8条 特約の復活……………	80	第29条 主契約に中途一時払特約が付加されている場合の特則……………	85
5 復旧について		第30条 長期生活保障保険契約等に付加する場合の特則……………	85
第9条 特約の復旧……………	80	第31条 介護・特定疾病終身保険契約または5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則……………	85
6 解約等について		第32条 5年ごと利差配当付逓減定期保険契約に付加する場合の特則……………	86
第10条 特約の解約……………	81	第33条 5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合の特則……………	86
第11条 特約の消滅……………	81	第34条 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合の特則……………	86
第12条 返戻金……………	81	第35条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則……………	87
7 特約保険金受取人について		第36条 5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則……………	88
第13条 会社への通知による特約保険金受取人の変更……………	81	第37条 5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加する場合の特則……………	89
第14条 遺言による特約保険金受取人の変更……………	81	第38条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則……………	90
第15条 特約保険金受取人の死亡……………	82		
8 社員配当金について			
第16条 社員配当金の特別取扱い……………	82		
9 その他			
第17条 管轄裁判所……………	82		
第18条 普通保険約款の規定の準用……………	82		
別表 特約保険金の支払請求に必要な書類……………	91		

リビング・ニーズ特約

(実施 1994.4.2 / 改正 2023.4.1)

1 保障の開始について

第1条 特約の責任開始の時

1. この特約の保障は、次の責任開始の時に開始します。

承諾の時期	責任開始の時
(1) 会社が、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結の際にこの特約を付加することを承諾した場合	主契約の責任開始の時
(2) 会社が、主契約の締結後にこの特約を付加することを承諾した場合	会社が承諾した日

2. 主契約の締結後に、被保険者の同意を得て、この特約を付加したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金の支払いについて

第2条 特約保険金の支払い

1. 会社は、次の表および本条の2. の規定のとおり、特約保険金の支払事由が生じ、その支払請求があったときは、その支払事由に対応して特約保険金をその受取人に支払います。ただし、免責事由（第3条）に該当するときは支払いません。

	支払事由 (特約保険金を支払う場合)	金額	受取人
特約保険金	被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき*1	主契約の死亡保険金額のうち、会社の定める特約保険金額の限度内*で特約保険金受取人が特約保険金の請求時に指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。）から、会社の定める方法により計算する次の金額を差し引いた金額 (1) 必要書類（別表*）が会社に到着した日（以下「特約保険金の請求日」といいます。）から6か月間の指定保険金額に対応する利息 (2) 特約保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する保険料相当額	特約保険金受取人

第2条 補足説明

*1 被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき

この判断は、医師の診断に基づき、特約保険金の請求時における被保険者の状態について会社が判断するものとします。また、次の場合などは「被保険者の余命が6か月以内と判断されるとき」に該当しません。

- (1) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、身体の状態が回復した等の理由によって、特約保険金の請求時においては余命が6か月以内ではなくなったと判断される場合
- (2) 被保険者の余命が6か月以内と医師により診断された後、特約保険金の請求日の前に被保険者が死亡した場合

2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ① 必要書類（別表★）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ② 特約保険金の請求日が主契約の保険期間満了の時*2前1年以内であるときは、特約保険金を支払いません。
(2) 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者とし、主契約の高度障害保険金受取人と同一とします。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。
(3) 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。 ③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。 ④ 特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。
(4) 特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
(5) 普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

★別表（P.91参照）

★「会社の定める特約保険金額の限度内」⇒「ご契約のしおり」の「リビング・ニーズ特約による保険金のお支払いについて」に掲載しています（P.25参照）。

第3条 免責事由

1. 支払事由（第2条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）	
特約 保 険 金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 被保険者の故意
	(3) 指定代理請求人の故意
	(4) 被保険者の自殺行為
	(5) 被保険者の犯罪行為
(6) 戦争その他の変乱	

2. 免責事由に関して、次のとおり取り扱います。

第2条 補足説明

*2 主契約の保険期間満了の時の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 普通保険約款の規定により更新される場合には、更新後契約の保険期間満了の時とします。
(2) 普通保険約款の規定により変更される場合には、変更後契約の保険期間満了の時とします。

項目	内容
「戦争その他の変乱」によって特約保険金の支払事由が生じたとき	支払事由に該当した被保険者数の増加が保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないときは、その程度に応じ、特約保険金の金額の一部または全部を支払います。

3 保険料の払込みについて

第4条 特約の保険料の払込み

この特約は、保険料の払込みを必要としません。

第5条 払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに支払事由が生じた場合の取扱い

主契約および主契約に付加されている特約の保険料が払い込まれないまま、払込期月の主契約の契約成立日の応当日以後猶予期間満了日までに、この特約による特約保険金の支払事由（第2条）が生じたときは、会社は、その支払うべき金額から主契約および主契約に付加されている特約の未払込保険料を差し引きます。

4 失効、失効取消および復活について

第6条 特約の失効

主契約が効力を失ったときは、この特約も同時に将来に向かって効力を失います。

第7条 特約の失効取消

1. 普通保険約款の失効取消*1の規定により、主契約が効力を失わなかったものとして取り扱われるときは、この特約についても効力が失われなかったものとして取り扱います。
2. 主契約の延滞保険料払込期間中にこの特約による保険金の支払事由（第2条）が生じた場合で、主契約の延滞保険料が主契約の延滞保険料払込期間中に払い込まれないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。

第8条 特約の復活

1. 主契約の復活*1の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復活*1の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復活*1を承諾したときは、普通保険約款の復活*1の規定を準用して、この特約の復活*1の取扱いをします。

5 復旧について

第9条 特約の復旧

1. 主契約の復旧の申込みの際に別段の申出がないときは、この特約についても同時に復旧の申込みがあったものとしします。
2. 会社は、本条の1. の規定によって申し込まれたこの特約の復旧を承諾したときは、普通保険約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。
3. この特約の復旧が行われたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

第7条 補足説明

*1 失効取消

保険契約または特約が効力を失わなかったものとして取り扱うことをいいます。

第8条 補足説明

*1 復活

効力を失った保険契約・特約を有効な状態に戻すことをいいます。

6 解約等について

第10条 特約の解約

1. 保険契約者は、いつでも将来に向かって、この特約の解約を請求★することができます。
2. この特約が解約されたときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

★「解約の請求に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.46参照）。

第11条 特約の消滅

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- (1) 特約保険金を支払ったとき
- (2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき
- (3) 主契約が延長保険に変更されたとき
- (4) 主契約に年金移行特約等*1が付加されている場合で、主契約の全部が年金支払、夫婦年金支払または介護保障に移行されたとき
- (5) 主契約の高度障害保険金受取人が特約保険金受取人以外の者に変更されたとき

第12条 返戻金

この特約には返戻金はありません。

7 特約保険金受取人について

第13条 会社への通知による特約保険金受取人の変更

1. 保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人と主契約の高度障害保険金受取人は同一とします。
2. 本条の1. の通知が会社に到達する前に変更前の特約保険金受取人が特約保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の特約保険金受取人から、特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.46参照）。

第14条 遺言による特約保険金受取人の変更

1. 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人と主契約の高度障害保険金受取人は同一とします。
2. 本条の1. の特約保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
3. 本条の1. および2. による特約保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が会社に通知しなければ、これを会社に対抗することができません。

第11条 補足説明

*1 年金移行特約等

次の(1)から(6)をいいます。

- (1) 年金移行特約
- (2) 夫婦年金移行特約
- (3) 介護保障移行特約
- (4) 5年ごと利差配当付年金移行特約
- (5) 5年ごと利差配当付夫婦年金移行特約
- (6) 5年ごと利差配当付介護保障移行特約

第15条 特約保険金受取人の死亡

1. 特約保険金受取人が特約保険金の支払事由（第2条）の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を特約保険金受取人とします。
2. 本条の1.の規定により特約保険金受取人となった者が死亡した場合で、この者に法定相続人がいないときは、本条の1.の規定により特約保険金受取人となった者のうち生存している他の特約保険金受取人を特約保険金受取人とします。
3. 本条の1.および2.により特約保険金受取人となった者が2人以上いるときは、その受取割合は均等とします。

8 社員配当金について

第16条 社員配当金の特別取扱い

1. 会社は、特約保険金を支払うときは、普通保険約款および主契約に付加されている特約の社員配当金の支払いに関する規定により、指定保険金額の部分に対応する社員配当金を支払います。この場合、支払うべき社員配当金は、特約保険金とともにその受取人に支払います。
2. 会社は、特約保険金を支払うときは、社員配当金を一時払保険料とする生存保険について、次のとおり取り扱います。

- (1) 生存保険は、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合で消滅するものとします。この場合、会社は、消滅した部分に対応する返戻金を支払いません。
- (2) (1)の場合、特約保険金の支払後における主契約の社員配当金は、利息をつけて積み立てる方法により取り扱います。

3. 会社は、特約保険金を支払うときは、社員配当金により増額された保険金額のうち、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合に相当する金額を、特約保険金の請求日から6か月間のその部分に対応する利息を差し引いて、特約保険金とともにその受取人に支払います。

9 その他

第17条 管轄裁判所

この特約における特約保険金の請求に関する訴訟については、普通保険約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第18条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

10 特則について

第19条 主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合の特則

主契約に社員配当金特殊支払特則が適用されている場合で、その保険期間中に特約保険金を支払うときは、買増保険の死亡保険金額のうち、指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合に相当する金額を、特約保険金とともにその受取人に支払います。

第20条 保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された保険契約に特別条件特約が付加され、保険金の削減支払の条件が適用されている場合で、保険金の削減期間中に特約保険金の請求があったときは、会社は、第2条（特約保険金の支払い）の1.の保険金額に特約保険金の請求日における特別条件特約に定める所定の割合を乗じた金額を支払います。

第21条 補足説明

* 1 定期保険特約等

次の(1)から(21)をいいます。

- (1) 定期保険特約
- (2) 生存給付金付定期保険特約
- (3) 養老保険増額特約
- (4) 終身保険増額特約
- (5) 特定疾病保障終身保険増額特約
- (6) 逡減定期保険特約
- (7) 長期生活保障特約
- (8) 特定疾病保障定期保険特約
- (9) 介護・特定疾病定期保険特約
- (10) 介護・特定疾病終身保険特約
- (11) 5年ごと利差配当付定期保険特約
- (12) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険特約
- (13) 5年ごと利差配当付養老保険増額特約
- (14) 5年ごと利差配当付終身保険増額特約
- (15) 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険増額特約
- (16) 5年ごと利差配当付逡減定期保険特約
- (17) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- (18) 5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険特約
- (19) 5年ごと利差配当付介護・特定疾病定期保険特約
- (20) 5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険特約
- (21) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

* 2 各特約の保険期間満了の時

次の(1)および(2)のとおり取り扱

第21条 主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則

主契約に定期保険特約等*1が付加されているときは、次のとおり取り扱います。ただし、付加された定期保険特約等*1について各特約の保険期間満了の時*2前1年間は、この特則を適用しません。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の1.、2. - (3)、第16条（社員配当金の特別取扱い）の2. - (1)、3. および第19条（主契約に社員配当金特殊支払特約が適用されている場合の特則）の主契約の死亡保険金額は、主契約の死亡保険金額に定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3を加えた額とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. の指定保険金額は、特約保険金の請求日における主契約の死亡保険金額および定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3のそれぞれの割合に応じて、主契約の死亡保険金額および定期保険特約等*1の特約死亡保険金額*3から指定されたものとします。
- (3) この特則による特約保険金の支払いについては、第2条（特約保険金の支払い）の規定を準用して取り扱います。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. - (3)の規定によって遡減定期保険特約等*4の全部または一部が消滅するときは、遡減定期保険特約等*4は、指定保険金額の(1)に定める主契約の死亡保険金額に対する割合で消滅します。

第22条 主契約に災害入院特約（06）等が付加されている場合の特則

1. 主契約に付加されている災害入院特約（06）等*1にあつては、各特約の被保険者が、各特約の保険期間中に各特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の入院とみなします。
2. 主契約に付加されている通院特約（06）または無配当通院特約にあつては、各特約の被保険者が、主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含む通院期間中に通院をしたときは、その通院期間中の通院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の通院とみなします。また、各特約の被保険者が、各特約の保険期間中に各特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことにより各特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院の退院後の通院期間中の通院について、各特約の消滅後も各特約の保険期間中の通院とみなします。
3. 主契約に付加されている5年ごと利差配当付健康支援特約にあつては、その特約の被保険者が、その特約の保険期間中にその特約に規定する入院を開始した場合で、その入院が主契約の全部が消滅したことによりその特約が消滅する日を含んで継続したときは、その継続した入院およびその入院に対する退院について、その特約の消滅後もその特約の保険期間中の入院および退院とみなします。
4. 本条の1. から3. に定める特約のほか、会社の定める他の特約についても、本条の1. から3. の規定を準用します。

第23条 保険契約の保険料が前納または予納されている場合の特則

この特約が付加された保険契約の保険料が前納または予納されている場合で、特約保険金を支払うときは、消滅した部分について保険料の前納金または予納保険料の残額があれば、特約保険金とともにその受取人に支払います。

第24条 主契約が更新または変更される場合の特則

主契約が更新または変更されるときは、保険契約者から別段の申出がない限り、この特約は、引き続きその主契約に付加されます。

第25条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

います。

- (1) 特約の規定により更新される場合には、更新後特約の保険期間満了の時とします。
- (2) 特約の規定により変更される場合には、変更後特約の保険期間満了の時とします。

*** 3 定期保険特約等の特約死亡保険金額**

次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 遡減定期保険特約または5年ごと利差配当付遡減定期保険特約については、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の特約死亡保険金額とします。
- (2) 長期生活保障特約、5年ごと利差配当付長期生活保障特約または5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約については、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の特約一時金額とします。

*** 4 遡減定期保険特約等**

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 遡減定期保険特約
- (2) 長期生活保障特約
- (3) 5年ごと利差配当付遡減定期保険特約
- (4) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約
- (5) 5年ごと利差配当付介護・長期生活保障特約

第22条 補足説明*** 1 災害入院特約（06）等**

次の(1)から(14)をいいます。

- (1) 災害入院特約（06）
- (2) 手術給付金付疾病入院特約（06）
- (3) 成人病入院特約（06）
- (4) 女性入院特約（06）
- (5) 長期入院特約（07）
- (6) 新女性医療特約
- (7) 入院初期給付特約
- (8) 無配当災害入院特約
- (9) 無配当手術給付金付疾病入院特約
- (10) 無配当成人病入院特約
- (11) 無配当女性入院特約
- (12) 無配当長期入院特約
- (13) 無配当新女性医療特約
- (14) 無配当入院初期給付特約

- (1) 主契約に定期保険特約等*1を付加することを必要とします。ただし、この特約の責任開始の日において、第1被保険者もしくは第2被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていた場合を除きます。
- (2) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「主契約の第1被保険者（この特約の責任開始の日において、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていたときは第2被保険者）」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. - (2)の規定にかかわらず、特約保険金受取人は被保険者に限るものとし、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）、第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）および第15条（特約保険金受取人の死亡）の規定は適用しません。
- (4) 第1被保険者もしくは第2被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払っていた場合に限り、主契約の死亡保険金額を指定保険金額の対象とし、第21条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）の適用にあたって連生終身保険増額特約を含んで取り扱います。
- (5) 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。
 - ① 主契約の第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったとき
 - ② (1)により付加を必要とする定期保険特約等*1のすべてが消滅したとき

第26条 特定疾病保障終身保険契約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を特定疾病保障終身保険契約または5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険契約に付加するときは、第11条（特約の消滅）の(3)中、「延長保険」とあるのを「延長特定疾病保障保険」と読み替えます。

第27条 個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を個人年金保険契約または新個人年金保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 主契約に定期保険特約等*1を付加することを必要とします。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の2. - (2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の年金受取人」と読み替えます。
- (3) 第11条（特約の消滅）の(3)中、「延長保険」とあるのを「払済年金保険」と読み替えます。
- (4) 第21条（主契約に定期保険特約等が付加されている場合の特則）の適用にあたって、主契約の死亡給付金額は指定保険金額の対象とはしません。
- (5) (1)の定期保険特約等*1のすべてが消滅したときは、この特約は消滅します。

第28条 就業不能保障保険に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険に付加するときは、次のとおり取り扱います。

第25条 補足説明

*1 定期保険特約等

次の(1)から(10)をいいます。

- (1) 定期保険特約
- (2) 生存給付金付定期保険特約
- (3) 養老保険増額特約
- (4) 終身保険増額特約
- (5) 特定疾病保障終身保険増額特約
- (6) 逓減定期保険特約
- (7) 長期生活保障特約
- (8) 特定疾病保障定期保険特約
- (9) 介護・特定疾病定期保険特約
- (10) 介護・特定疾病終身保険特約

第27条 補足説明

*1 定期保険特約等

次の(1)から(9)をいいます。

- (1) 定期保険特約
- (2) 生存給付金付定期保険特約
- (3) 養老保険増額特約
- (4) 特定疾病保障終身保険増額特約
- (5) 逓減定期保険特約
- (6) 長期生活保障特約
- (7) 特定疾病保障定期保険特約
- (8) 介護・特定疾病定期保険特約
- (9) 介護・特定疾病終身保険特約

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)および(4)中、「普通保険約款に定める保険金」とあるのをすべて「普通保険約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」と読み替えます。
- (2) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約」とあるのをすべて「就業不能保障保険特別条件特約」と読み替えます。
- (3) 被保険者が、主契約の保険期間中に就業不能状態に該当し、主契約の全部が消滅する日を含んで引き続いて就業不能状態にあるときは、その日以後の就業不能状態を、主契約の保険期間中の就業不能状態とみなします。
- (4) 主契約に保険料の一部一時払の特約が適用されている場合で、特約保険金が支払われるときは、主契約の一時払保険部分および平準払保険部分の死亡保険金額のそれぞれの割合に応じて、指定保険金額が指定されます。

第29条 主契約に中途一時払特約が付加されている場合の特則

主契約に中途一時払特約が付加されている場合で、特約保険金が支払われるときは、その特約による取扱いを受ける主契約および主契約に付加された特約それぞれの一時払部分および分割払部分の死亡保険金額のそれぞれの割合に応じて、指定保険金額が指定されます。

第30条 長期生活保障保険契約等に付加する場合の特則

この特約を長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付介護・長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付新長期生活保障保険契約、5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険契約または5年ごと利差配当付特定生活障害年金保険（10年確定年金）契約に付加するときは、この特約中の主契約の死亡保険金額は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の一時金額とし、次のとおり読み替えます。

- (1) 年金の種類が保証期間付終身年金の場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡年金」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の高度障害年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-①中、「指定保険金額の部分について」とあるのを「指定保険金額の主契約の死亡保険金額に対する割合で」と読み替えます。
- (5) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-②中、「保険金」とあるのを「一時金」と読み替えます。
- (6) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-③中、「保険金の支払事由」とあるのを「第1回年金の支払事由」と、「保険金」とあるのを「第1回年金または一時金」とそれぞれ読み替えます。
- (7) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(4)中、「保険金」とあるのをすべて「第1回年金」と読み替えます。
- (8) 第11条（特約の消滅）の(2)を次のとおり読み替えます。
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき。ただし、第1回年金が支払われる場合を含みます。
- (9) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回年金の削減」と読み替えます。

第31条 介護・特定疾病終身保険契約または5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加する場合の特則

この特約を介護・特定疾病終身保険契約または5年ごと利差配当付介護・特定疾病終身保険契約に付加するときは、第11条（特約の消滅）の(3)中、「延長保険」とあるのを「延長介護・特定疾病保険」と読み替えます。

第32条 5年ごと利差配当付逡減定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付逡減定期保険契約に付加するときは、この特約中の主契約の死亡保険金額は、特約保険金の請求日の6か月後の応当日の保険金額とします。

第33条 5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護終身年金保険契約に付加する場合には、次のとおり読み替えます。

- (1) この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡給付金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「死亡保険金額」とあるのを「死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の介護年金受取人」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)中、「主契約の死亡保険金額」とあるのを「主契約の死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (5) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-①中、「主契約は、指定保険金額の部分について」とあるのを「第1回介護年金額について、主契約は、指定保険金額の主契約の死亡給付金の金額に対する割合で」と読み替えます。
- (6) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-②中、「主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。」とあるのを「主契約の死亡給付金が支払われたものとして取り扱います。」と読み替えます。
- (7) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(3)-③中、「保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金」と読み替えます。
- (8) 第2条（特約保険金の支払い）の2. -(4)中、「保険金」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金」と読み替えます。
- (9) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約が付加」とあるのをすべて「特別条件特則*1が適用」と、「保険金の削減」とあるのをすべて「第1回介護年金または死亡給付金の削減」と、「特別条件特約に定める」とあるのを「特別条件特則*1に定める」とそれぞれ読み替えます。

第33条 補足説明

*1 特別条件特則

普通保険約款に定める特別条件をつける場合の特則をいいます。

第34条 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付介護一時金保険契約に付加する場合には、次のとおり読み替えます。

- (1) この特約の特色中、「死亡保険金」とあるのを「死亡給付金」と読み替えます。
- (2) 第2条（特約保険金の支払い）の1. 中、「死亡保険金額」とあるのを「死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (3) 第2条（特約保険金の支払い）の2. - (2)、第11条（特約の消滅）の(5)、第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. および第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. 中、「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのをすべて「主契約の介護保険金受取人」と読み替えます。
- (4) 第2条（特約保険金の支払い）の2. - (3)中、「主契約の死亡保険金額」とあるのを「主契約の死亡給付金の金額」と読み替えます。
- (5) 第2条（特約保険金の支払い）の2. - (3)-①中、「主契約は、指定保険金額の部分について」とあるのを「介護保険金額について、主契約は、指定保険金額の主契約の死亡給付金の金額に対する割合で」と読み替えます。
- (6) 第2条（特約保険金の支払い）の2. - (3)-②中、「主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。」とあるのを「主契約の死亡給付金が支払われたものとして取り扱います。」と読み替えます。
- (7) 第2条（特約保険金の支払い）の2. - (3)-③中、「保険金」とあるのをすべて「介護保険金または死亡給付金」と読み替えます。
- (8) 第2条（特約保険金の支払い）の2. - (4)中、「保険金」とあるのをすべて「介護保険金または死亡給付金」と読み替えます。
- (9) 第20条（保険契約に特別条件特約が付加されている場合の特則）中、「特別条件特約が付加」とあるのをすべて「特別条件特則*1が適用」と、「保険金の削減」とあるのをすべて「介護保険金等*2の削減」と、「特別条件特約に定める」とあるのを「特別条件特則*1に定める」とそれぞれ読み替えます。

第34条 補足説明

*1 特別条件特則

普通保険約款に定める特別条件をつける場合の特則をいいます。

*2 介護保険金等

次の(1)から(3)をいいます。

- (1) 介護保険金
- (2) 介護見舞金
- (3) 死亡給付金

第35条 契約成立日が平成20年4月1日以前の主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていない場合の特則

契約成立日が平成20年4月1日以前のこの特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されていないときは、次の(1)から(8)のとおり取り扱います。ただし、この特約が付加された主契約に指定代理請求特約または指定代理請求特約（2016）が付加されたことがあるときは、この取扱いをしません。

- (1) 特約保険金受取人が被保険者の場合で、特約保険金受取人が特約保険金を請求できない特別な事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した者（以下「指定代理請求人」といいます。）が特約保険金受取人の代理人としてその支払いを請求することができます。この場合、指定代理請求人は次のいずれかの条件を満たしている者に限ります。

- ① 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者
- ② 請求時において、被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

- (2) (1)の規定により、指定代理請求人が特約保険金の支払いを請求するときは、特別な事情の存在を証明する書類および必要書類（別表★）（被保険者の住民票、受取人の戸籍謄本または戸籍抄本および受取人の印鑑証明書を除きます。）に加えて、次の書類を提出することを必要とします。ただし、会社は次の書類以外の書類の提出を求め、または次の書類の一部の省略を認めることがあります。

- ① 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本
- ② 指定代理請求人の印鑑証明書
- ③ 指定代理請求人の住民票
- ④ 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し

- (3) 保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し、または変更することができます。ただし、指定代理請求人は(1)に規定する者に限りません。
- (4) (3)の規定により指定代理請求人を指定し、または変更したときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続して

いる情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。)を受けることを必要とします。

- (5) 指定代理請求人は、主契約および付加特約を通じて同一人であることを必要とします。
- (6) (1)の規定により会社が特約保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその特約保険金の請求を受けても、会社はこれを支払いません。
- (7) 特約保険金を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*1は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は特約保険金を支払いません。
- (8) この特約が付加された保険契約が普通保険約款もしくは主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除または重大事由による解除の規定によって解除される場合で、通知すべき保険契約者またはその住所や居所が不明のとき、その他正当な事由によって保険契約者に通知できないときは、会社は、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

第35条 補足説明

***1 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき**

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

★別表 (P.91 参照)

第36条 5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付引受基準緩和型定期保険（非更新型）契約または5年ごと利差配当付引受基準緩和型終身保険（低解約返戻金型）契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の2. を次のとおり読み替えます。
2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ① 必要書類（別表★）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ② 特約保険金の請求日が次のいずれかの期間にあるときは、特約保険金を支払いません。 ア. 主契約に定める第1保険年度中 イ. 主契約の保険期間満了の時前1年以内
(2) 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者に限ります。ただし、保険契約者とするとときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。
(3) 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。 ② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。 ③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じても、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。 ④ 特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

項目	内容
(4) 特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
(5) 普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

- (2) 第11条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。
 第11条（特約の消滅）
 次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

(1) 特約保険金を支払ったとき
(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき

- (3) 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。
 1. 保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知★により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。
- (4) 第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。
 1. 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

★別表（P.91参照）

★「受取人の変更に必要な書類」⇒「ご契約のしおり」の「諸請求に必要な書類について」に掲載しています（P.46参照）。

第37条 5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付災害死亡重点保障型定期保険契約に付加するときは、次の(1)から(4)のとおり読み替えます。

- (1) 第2条（特約保険金の支払い）の2. を次のとおり読み替えます。
 2. 特約保険金の支払いに関して、次のとおり取り扱います。

項目	内容
(1) 特約保険金の支払い	次のとおり取り扱います。 ① 必要書類（別表★）が会社に到着しない限り、特約保険金を支払いません。 ② 特約保険金の請求日が次のいずれかの期間にあるときは、特約保険金を支払いません。 ア. 主契約に定める第1保険期間中 イ. 主契約の保険期間満了の時前1年以内
(2) 特約保険金受取人	被保険者または保険契約者に限ります。ただし、保険契約者とするときは、保険契約者は、被保険者の同意を得ることを必要とします。

項目	内容
(3) 主契約の死亡保険金額の全部または一部が指定保険金額として指定され、特約保険金が支払われたとき	<p>① 主契約は、指定保険金額の部分について、特約保険金の請求日にさかのぼって消滅します。</p> <p>② ①の場合、主契約の消滅した部分は、主契約の保険金が支払われたものとして取り扱います。ただし、主契約の一部が消滅したときは、主契約に付加されている会社の定める特約は消滅しません。</p> <p>③ ①の場合、普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、会社は、特約保険金を支払ったことにより消滅した部分については、普通保険約款に定める保険金を支払いません。</p> <p>④ 特約保険金を支払ったことにより、主契約の一部が消滅したときは、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。</p>
(4) 特約保険金の支払事由が生じた場合で、その支払前に普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じて、その支払請求があったとき	特約保険金の支払事由は生じないで普通保険約款に定める保険金の支払事由が生じたものとして取り扱い、特約保険金は支払いません。
(5) 普通保険約款に規定する貸付金があるとき	支払うべき金額から貸付元利金を差し引きます。

(2) 第11条（特約の消滅）を次のとおり読み替えます。

第11条（特約の消滅）

次のいずれかに該当したときは、この特約は消滅します。

- | |
|---|
| <p>(1) 特約保険金を支払ったとき</p> <p>(2) 主契約が(1)以外の事由によって消滅したとき</p> |
|---|

(3) 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。

1. 保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、被保険者の同意を得たうえで、会社に対する通知により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

(4) 第14条（遺言による特約保険金受取人の変更）の1. を次のとおり読み替えます。

1. 第13条（会社への通知による特約保険金受取人の変更）に定めるほか、保険契約者は、特約保険金の支払事由（第2条）が発生するまでは、法律上有効な遺言により、特約保険金受取人を変更することができます。ただし、特約保険金受取人は保険契約者または被保険者に限ります。

★別表（P.91参照）

第38条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

主契約に保険契約者代理特約が付加されているときは、第3条（免責事由）の1. を次のとおり読み替えます。

1. 支払事由（第2条）が生じて、次の免責事由に該当するときは、会社は、特約保険金を支払いません。

	免責事由（支払事由が生じても特約保険金を支払わない場合）
特約 保 険 金	支払事由が次のいずれかによるとき
	(1) 保険契約者の故意
	(2) 被保険者の故意
	(3) 保険契約者代理人の故意
	(4) 指定代理請求人の故意
	(5) 被保険者の自殺行為
	(6) 被保険者の犯罪行為
	(7) 戦争その他の変乱

別表 特約保険金の支払請求に必要な書類

項目	必要書類
特約保険金の支払い	(1) 特約保険金支払請求書 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者の住民票、戸籍謄本、戸籍抄本のいずれか (4) 特約保険金の受取人の戸籍謄本または戸籍抄本 (5) 特約保険金の受取人の印鑑証明書 (6) 最終の保険料の払込みを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。 (2) 保険金の支払いの判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。 (3) 被保険者と受取人が同一のときは、被保険者の住民票を省略します。	

指定代理請求特約（2016）目次

1 特約の付加について	6 その他
第1条 特約の付加…………… 93	第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用…………… 95
2 保険金等の請求について	第9条 普通保険約款の規定の準用…………… 95
第2条 特約の対象となる保険金等…………… 93	第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則…………… 95
第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き…………… 93	第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則…………… 96
3 指定代理請求人の変更等について	第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則…………… 96
第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し…………… 94	第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則…………… 96
4 保険契約等の解除に関する取扱いについて	第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則…………… 96
第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い…………… 94	第15条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則…………… 97
第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知…………… 95	
5 特約の消滅について	
第7条 この特約の消滅…………… 95	

別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類…………… 98	

指定代理請求特約（2016）

（実施 2016.4.4 / 改正 2023.4.1）

1 特約の付加について

第1条 特約の付加

- この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約の締結の際または主契約の締結後、会社が承諾したときに主契約に付加します。
- 本条の1. にかかわらず、主契約または主契約に付加されている特約（この特約を除き、以下「付加特約」といいます。）に、第2条（特約の対象となる保険金等）に定める保険金等がないときは、この特約を付加することはできません。
- この特約を付加するときは、保険契約者は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を1人指定することを必要とします。
- この特約の効力は、次のいずれかの日から開始します。

付加の時期	この特約の効力が開始する日
(1) 主契約の締結の際にこの特約を付加したとき	主契約の責任開始の日
(2) 主契約の締結後にこの特約を付加したとき	会社が承諾した日

- 主契約の締結後にこの特約を付加したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）します。

2 保険金等の請求について

第2条 特約の対象となる保険金等

この特約の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、この特約が付加された主契約および付加特約における次のものとします。

- 被保険者が受け取ることとなる次の給付*1
 - 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - 社員配当金
 - すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除

第3条 指定代理請求人による保険金等の請求手続き

- 保険金等の受取人となる被保険者に次のいずれかの事情があるため、被保険者が保険金等を自ら請求できないと会社が認めたときは、指定代理請求人が被保険者に代わって保険金等を請求することができます。

- 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと
- 治療上の都合により、傷病名または余命の告知を受けていないこと
- その他(1)または(2)に準じた状態であること

第2条 補足説明

*1 被保険者が受け取ることとなる次の給付

被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を含みます。また、給付とともに支払われる金銭を含みます。

2. 指定代理請求人が本条の1. の請求を行う場合には、指定代理請求人は請求時において、次のいずれかに該当することを必要とします。

- (1) 次の範囲内の者
- ① 被保険者の戸籍上の配偶者
 - ② 被保険者の直系血族
 - ③ 被保険者の3親等内の血族
 - ④ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
- (2) 次の範囲内の者のうち、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために保険金等を請求すべき適当な理由があると会社が認める者
- ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている(1)以外の範囲の者
 - ② 被保険者との財産管理契約により財産管理を行っている者

3. 本条の1. にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、指定代理請求人は保険金等を請求することができません。

- (1) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記があるとき
- (2) 指定代理請求人が故意に保険金等の支払事由*1を生じさせたとき
- (3) 指定代理請求人が故意に保険金等の受取人を本条の1. -(1)から(3)の状態に該当させたとき

4. 指定代理請求人は、保険金等の請求をする際に、次のすべての書類を提出することを必要とします。

- (1) 被保険者が保険金等を請求できない事情があることを証明する書類
- (2) 別表*に定める必要書類

5. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認を行うときは、会社は、指定代理請求人に通知します。
6. 普通保険約款に規定する保険金等を支払うための確認に際し、指定代理請求人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき*2は、会社は、これによりその確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行いません。
7. 本条の1. から6. の規定により、会社が保険金等を指定代理請求人に支払ったときは、その後重複してその保険金等の請求を受けても、会社はこれを支払いません。

★別表 (P.98参照)

第3条 補足説明

*1 保険金等の支払事由

保険料の払込免除事由を含みません。

*2 正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき

会社が指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。

3 指定代理請求人の変更等について

第4条 指定代理請求人の変更および指定の取消し

1. 保険契約者は、被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます。
2. 本条の1. の規定により指定代理請求人の変更等を行うときは、保険契約者は、その旨を会社に通知して、会社からの通知（電気通信回線に接続している情報処理の用に供する機器上に設けられた画面表示による提供を含みます。）を受けることを必要とします。
3. 本条の1. および2. の規定による指定代理請求人の変更等を行った後は、変更等を行う前に請求可能な保険金等があっても、変更等を行う前の指定代理請求人はその保険金等を請求することはできません。

4 保険契約等の解除に関する取扱いについて

第5条 告知義務違反による解除に関する取扱い

主契約または付加特約に定める告知義務違反による解除の規定によって、この特

約が付加された主契約または付加特約を解除する場合でも、保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人が証明したときは、会社は、保険金等の支払いまたは保険料の払込免除を行います。

第6条 告知義務違反または重大事由による解除の通知

主契約または付加特約に定める告知義務違反または重大事由による解除の規定によって、この特約が付加された主契約または付加特約を解除するときは、会社は、保険契約者に対して通知します。ただし、次の場合には、被保険者、保険金等の受取人または指定代理請求人に通知します。

- (1) 保険契約者またはその居所もしくは住所が不明の場合
- (2) (1)の他、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合

5 特約の消滅について

第7条 この特約の消滅

次のいずれかのときは、この特約は消滅します。

- (1) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の規定により指定代理請求人の指定を取り消したとき
- (2) 保険金等の受取人の変更により、この特約の対象となる保険金等がなくなったとき

6 その他

第8条 この特約が付加された主契約または付加特約の代理請求に関する規定の不適用

この特約が付加された主契約の普通保険約款または付加特約に定める次の規定は、第7条（この特約の消滅）の規定によりこの特約が消滅した後も含めて、適用しません。

- (1) 指定代理請求人が、保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定
- (2) 死亡保険金等の受取人が、高度障害保険金・介護保険金等の受取人の代理人としてその支払いを請求することができる旨の規定

第9条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのない場合は、普通保険約款の規定を準用します。

第10条 連生終身保険契約に付加する場合の特則

1. この特約を連生終身保険契約に付加するときは、次のとおり取り扱います。

- (1) この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。
- (2) 第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払ったときは、この特約は消滅します。

2. 本条の1. にかかわらず、第1被保険者が死亡し、または高度障害状態になって見舞金を支払った時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、この特約中、「被保険者」とあるのをすべて「第2被保険者」と読み替えます。

第11条 生存給付金付定期保険契約または5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、被保険者が変更されたときは、指定代理請求人の指定は取り消され、この特約は消滅します。

- (1) 生存給付金付定期保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付生存給付金付定期保険契約

第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、次の(1)から(5)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（特約の対象となる保険金等）中、(1)および(2)について、次のとおり読み替えます。

- (1) 保険契約者が受け取ることとなる次の給付
 - ① 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
 - ② 社員配当金
 - ③ すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）
- (2) 保険料の払込免除

- (2) 第3条（指定代理請求人による保険金等の請求手続き）の1. から4. および別表★中、「被保険者」とあるのをすべて「保険契約者」と読み替えます。
- (3) 第1条（特約の付加）の規定にかかわらず、指定代理請求人は保険契約者の死亡時以後の教育資金受取人とします。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合には、第1条（特約の付加）の3. の規定により指定代理請求人を指定することを必要とします。
- (4) 第4条（指定代理請求人の変更および指定の取消し）の1. 中、「被保険者の同意と会社の承諾を得て、指定代理請求人を変更すること、または指定代理請求人の指定を取り消すことができます」とあるのを「指定代理請求人の指定を取り消すことができます」と読み替えます。ただし、保険契約者の死亡または高度障害状態該当により保険契約者の権利義務が承継された時以後の保険契約にこの特約を付加する場合を除きます。
- (5) 普通保険約款の規定により保険契約者の権利義務が承継されたときは、この特約は消滅します。

★別表（P.98参照）

第13条 長期生活保障保険契約または5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を次の保険契約に付加する場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障保険契約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障保険契約

第14条 この特約が付加された主契約に長期生活保障特約または5年ごと利差配当付長期生活保障特約が付加されている場合の特則

この特約が付加された主契約に次の特約が付加されている場合で、年金種類が保証期間付終身年金のときは、「被保険者」とあるのをすべて「第1被保険者」と読み替えます。

- (1) 長期生活保障特約
- (2) 5年ごと利差配当付長期生活保障特約

第15条 主契約に保険契約者代理特約が付加されている場合の特則

1. 第2条（特約の対象となる保険金等）中、(1)および(2)について、次のとおり読み替えます。

被保険者が受け取ることとなる次の給付*1

- (1) 保険金、年金、給付金（名称の如何を問いません。）
- (2) 社員配当金
- (3) すえ置かれた保険金、給付金（名称の如何を問いません。また、この特約が付加された主契約の消滅後にすえ置かれている場合を含みます。）

2. 主契約が新こども保険の場合は、次のとおり取り扱います。

- (1) 新こども保険に保険契約者代理特約を付加するときは、この特約を付加することはできません。
- (2) この特約が付加されている主契約に保険契約者代理特約が付加されたときは、この特約は消滅します。

第15条 補足説明

*1 被保険者が受け取ることとなる次の給付

給付とともに支払われる金銭を含みます。ただし、被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受け取ることとなる給付を除きます。

別表 指定代理請求人による保険金等の請求に必要な書類

項目	必要書類
保険金等の代理請求	(1) 普通保険約款および各特約に定める保険金等の請求書類 (2) 会社所定の様式による医師の診断書 (3) 被保険者と指定代理請求人との戸籍謄本または戸籍抄本 (4) 指定代理請求人の印鑑証明書 (5) 指定代理請求人の住民票 (6) 被保険者または指定代理請求人の健康保険被保険者証の写し (7) 指定代理請求人が被保険者の財産管理を行っている者であるときは、契約書および財産管理状況の報告書の写しなどその事実を証明する書類 (8) 最終の保険料の払込みを証明する書類 (9) 被保険者について、法令に定める代理人に、保険金等の請求に関する代理権または同意権が付与されている登記がないことを証明する書類
(1) 会社は、上記以外の書類の提出を求めること、上記の書類の一部の省略または上記の書類の提出以外の会社の定める方法を認めることがあります。	(2) 保険金等の支払いまたは保険料の払込免除の判断にあたって、事実の確認を行うこと、または会社が指定した医師に診断を行わせることがあります。

保険料口座振替特約

(実施 1983.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

- この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに付加します。
- この特約を付加するときは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- 保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が会社の指定する金融機関等（以下「取扱金融機関」といいます。）に設置してあること
- 保険契約者が取扱金融機関に対し、指定口座から会社の口座へ保険料の口座振替を委託すること

第2条 契約成立日

- この特約による取扱いを行う月払契約では、普通保険約款の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- 本条の1.の規定にかかわらず、普通保険約款に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、普通保険約款に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

第3条 保険料率

この特約による取扱いを行う月払契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。ただし、普通保険約款の規定により保険料の予納が行われるときは、普通保険料率とします。

第4条 保険料の払込み

- 第2回以後の保険料は、払込期月中の会社の定めの日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とし、以下「振替日」といいます。）に指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
- 本条の1.に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
- 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

第5条 保険料の口座振替が不能の場合の取扱い

- 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第4条（保険料の払込み）の1.の規定による保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

- 年払契約および半年払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- 月払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

- 本条の1.の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社

第2条 補足説明

*1 責任開始の時

次の(1)から(8)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- 無配当がん医療保険契約
- 無配当新がん医療保険契約
- 無配当生活習慣病保険契約
- 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

*2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

(1) 次の①から⑧の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- ① 無配当がん医療保険契約
 - ② 無配当新がん医療保険契約
 - ③ 無配当生活習慣病保険契約
 - ④ 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
 - ⑤ 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
 - ⑥ 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
 - ⑦ 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
 - ⑧ 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付介護一時金保険契約の場合には、普通保険約款に定める介護見舞金の支払事由を除きます。

特約

保険料口座振替特約

の指定した場所に払い込むことを必要とします。

第6条 指定口座の変更

1. 保険契約者が指定口座を同一の取扱金融機関の他の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社およびその取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
2. 保険契約者が指定口座を他の取扱金融機関の口座に変更するときは、保険契約者は、あらかじめその旨を会社および変更後の取扱金融機関に申し出ることを必要とします。
3. 取扱金融機関が保険料の口座振替を停止したときは、会社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の取扱金融機関に変更することを必要とします。

第7条 振替日の変更

会社および取扱金融機関の事情により、会社は、将来に向かって振替日を変更することがあります。この場合、会社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第8条 保険料の予納

この特約による取扱いを行う月払契約について、保険料を予納するときは、会社の定める率により割り引きます。

第9条 保険料の前納

この特約による保険料の払込みについて、普通保険約款の保険料の前納に関する規定は適用しません。

第10条 社員配当金の支払い

保険契約が有効に継続している期間中、契約成立日*1を含む事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて、その割り当てた事業年度に始まる保険年度の保険料がすべて払い込まれている場合に支払う社員配当金について、この特約による月払契約において保険契約者が現金で支払う方法を選択したときは、普通保険約款の社員配当金の支払方法に関する規定にかかわらず、次のとおり社員配当金を支払います。

- (1) 社員配当金を割り当てた事業年度の次の事業年度に始まる保険年度の第7月目の保険料と社員配当金の全額を相殺します。
- (2) (1)の規定にかかわらず、支払うべき社員配当額がその保険年度の第7月目の保険料の額を超えるときは、その差額を指定口座に振り込むことにより支払います。

第11条 特約の失効

1. 次のいずれかに該当したときは、この特約は効力を失います。

- (1) この特約による保険契約が月払の場合で、保険料の振替貸付が行われたとき
- (2) 第1条（特約の付加）の2. に規定する条件に該当しなくなったとき
- (3) 第6条（指定口座の変更）に規定する諸変更の際に、その変更手続が行われないまま保険料の口座振替が不能となったとき
- (4) 保険契約者が、第7条（振替日の変更）の振替日の変更を承諾しないとき
- (5) 払い込むべき保険料がなくなったとき
- (6) 保険契約者が、保険料の払込方法（経路）をこの特約によらない方法に変更したとき

2. 本条の1. -(1)から(5)の規定によりこの特約が効力を失ったときは、普通保険約款の規定を適用します。

第10条 補足説明

*1 契約成立日

保険契約が更新されたときは、更新日とします。

第12条 普通保険約款の適用

この特約に定める事項以外は、すべて普通保険約款の規定を適用します。

第13条 変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加する場合の特則

この特約を変額保険（終身型）契約または変額保険（有期型）契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。

第14条 医療保障保険（個人型）契約に付加する場合の特則

この特約による取扱いを行う医療保障保険（個人型）の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。

第15条 就業不能保障保険契約に付加する場合の特則

この特約を就業不能保障保険契約に付加するときは、第10条（社員配当金の支払い）中、「事業年度の次の事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」とあるのを「事業年度以後毎事業年度末に割り当てて」と読み替えます。

第16条 第1回保険料から口座振替を行う場合の特則

この特約を付加し、第1回保険料*1から口座振替を行うときは、次の(1)および(2)のとおり読み替えます。

(1) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

1. 第1回保険料*1および第2回以後の保険料は、指定口座から保険料相当額を会社の口座に振り替える日として会社の定めた日（第2回以後の保険料については、払込期月中の会社の定めた日とし、その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の場合、会社は、第1回保険料*1の振替日をあらかじめ保険契約者に通知します。
3. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
4. 2月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第1回保険料*1の振替日が3月1日となる月払契約の場合で、かつ、その振替日が責任開始の日*2となる場合には、第2条（契約成立日）の1. の規定にかかわらず、その日を契約成立日とします。
5. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
6. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。

(2) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）

1. 振替日に第1回保険料*1の口座振替が不能のときは、保険契約者は、振替日を含む月の末日までに第1回保険料*1を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。この場合、第4条（保険料の払込み）の3. の規定にかかわらず、保険契約者が第1回保険料*1を払い込んだ時をもって、第1回保険料*1の払込みがあったものとみなします。
2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため第4条（保険料の払込み）の1. の規定による第2回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

第16条 補足説明***1 第1回保険料**

第1回保険料相当額を含みます。

***2 責任開始の日**

次の(1)から(7)の保険契約の場合には、保険期間開始の日とします。

- (1) 無配当がん医療保険契約
- (2) 無配当新がん医療保険契約
- (3) 無配当生活習慣病保険契約
- (4) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (6) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (7) 5年ごと利差配当付7大病病終身保険（低解約返戻金型）契約

- (1) 年払契約および半年払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

- 3. 本条の2. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。
- 4. 2月末日が取扱金融機関の休業日に該当するために、第1回保険料*1の振替日が3月1日となる保険契約の場合には、本条の1. の規定は適用しません。

第17条 利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

- 1. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第2条（契約成立日）の規定は適用せず、普通保険約款の規定によります。
- 2. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の月払契約の保険料率は、第3条（保険料率）の規定にかかわらず、普通保険料率とします。
- 3. この特約を利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加するときは、第11条（特約の失効）の1. -(1)の規定は適用しません。
- 4. この特約による取扱いを行う利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約の保険料が、猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、猶予期間満了以後、この特約による保険料の払込みの取扱いは行いません。ただし、保険契約者から申出があったときは、会社の取扱いの範囲内で、この特約による保険料の払込みの取扱いを行います。
- 5. この特約を利率変動積立型終身保険契約に付加するときは、第11条（特約の失効）の1. -(5)を次のとおり読み替えます。
 - (5) 第2保険期間が開始するとき

第18条 利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則

- 1. この特約を複数の指定契約*1に同時に付加する場合で、次のすべての要件を満たすときは、会社は、各指定契約*1の保険料のうち同一の払込期月の保険料について、指定口座から各指定契約*1の保険料相当額の合計を振り替える取扱いを行います。

- (1) 各指定契約*1に付加された保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約*2が同一であること
- (2) (1)の被指定契約*2の第1保険期間満了に伴いこの特約を各指定契約*1に付加すること
- (3) 各指定契約*1の保険料払込方法（回数）が月払であること
- (4) 各指定契約*1の保険契約者が同一であること
- (5) 各指定契約*1の指定口座が同一であること

第18条 補足説明

- * 1 複数の指定契約
 保険契約指定特約が付加された主たる保険契約をいい、本条において、それぞれの指定契約を「各指定契約」といいます。
- * 2 保険契約指定特約により指定された利率変動積立型終身保険契約
 本条の1. において「被指定契約」といいます。

2. 本条の1. の取扱いを行うときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 保険料払込方法（回数）が年払または半年払に変更された各指定契約*1については、以後、本条の1. の取扱いは行いません。
- (2) 各指定契約*1について保険契約者の権利義務の承継または指定口座の変更があったときは、以後、本条の1. -(4)および(5)の要件を満たす範囲内で本条の1. の取扱いを継続します。
- (3) 第4条（保険料の払込み）の3. を次のとおり読み替えます。
 3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約*3の保険料相当額を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
- (4) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）の1. -(2)を次のとおり読み替えます。
 - (2) 月払契約にあっては、その払込期月の翌月の振替日に各指定契約*1の2か月分の保険料の合計の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が各指定契約*1の2か月分の保険料の合計額未満で、かつ、各指定契約*1の1か月分の保険料の合計保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた各指定契約*1の1か月分の保険料の合計の口座振替を行います。

第19条 責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合、次の(1)から(4)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

 1. この特約による取扱いを行う保険契約では、責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
 2. 本条の1. の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1からその月の末日までの間に、保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由*2または保険料の払込免除事由が生じたときは、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時*1を含む日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
- (2) 第4条（保険料の払込み）を次のとおり読み替えます。

第4条（保険料の払込み）

 1. 第1回保険料*3および第2回以後の保険料は、払込期間中または払込期月中の会社の定めた日（その日が取扱金融機関の休業日に該当するときは翌営業日とします。以下「振替日」といいます。）に指定口座から会社の口座に振り替えることにより払い込むことを必要とします。
 2. 本条の1. に規定する保険料は、振替日をもって、払込みのあった日とします。
 3. 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替えるときは、保険契約者は、会社に対しその振替順序を指定できません。
 4. この特約により払い込まれた保険料については、保険料領収証は発行しません。
- (3) 第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）を次のとおり読み替えます。

第5条（保険料の口座振替が不能の場合の取扱い）

 1. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第1回保険料*3の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

第18条 補足説明

* 3 2件以上の保険契約

第18条（利率変動積立型終身保険契約の第1保険期間満了に伴い複数の指定契約に同時に付加する場合の特則）の1. の取扱いを行う各指定契約*1については、合わせて1件の保険契約とみなします。

第19条 補足説明

* 1 責任開始の時

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、保険期間開始の時とします。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

* 2 保険金、給付金、見舞金、年金もしくは一時金の支払事由

次の(1)から(5)の保険契約の場合には、普通保険約款に定めるがん給付の支払事由を除きます。

- (1) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (2) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (3) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (4) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）(2015)契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

* 3 第1回保険料

利率変動型積立保険約款に基づき、第1回保険料とともに払込むべき不定期払保険料があるときは、これを含みます。

- (1) 年払契約および半年払契約にあつては、責任開始に関する特約に規定する第1回保険料*3の猶予期間中の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあつては、責任開始に関する特約に規定する第1回保険料*3の猶予期間中の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた第1回保険料*3の口座振替を行います。

2. 振替日における指定口座の残高が払い込むべき保険料の金額に満たなかったため、第2回以後の保険料の払込みが行われなかったときは、次のとおり取り扱います。

- (1) 年払契約および半年払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に保険料の口座振替を行います。
- (2) 月払契約にあつては、その払込期月の翌月の振替日に2か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の残高が2か月分の保険料の額未満で、かつ、1か月分の保険料の額以上のときは、払込期月の過ぎた1か月分の保険料の口座振替を行います。

3. 本条の1. または2. の場合、その保険料の口座振替が不能のときは、保険契約者は、責任開始に関する特約または普通保険約款に規定する猶予期間満了日までに未払込保険料を会社の本社または会社の指定した場所に払い込むことを必要とします。

(4) 第16条（第1回保険料から口座振替を行う場合の特則）は適用しません。

第20条 責任開始に関する特約とあわせて利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

この特約を責任開始に関する特約とあわせて利率変動型積立保険契約に付加する場合には、第17条（利率変動積立型終身保険契約または利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則）の1. および第19条（責任開始に関する特約とあわせて主契約に付加する場合の特則）の(1)は適用せず、第2条（契約成立日）を次のとおり読み替えます。

第2条（契約成立日）

責任開始に関する特約の規定にかかわらず、責任開始に関する特約に規定する責任開始の時を含む月の翌月1日を契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。

責任開始に関する特約

(実施 2013.4.2 / 改正 2015.4.2)

第1条 特約の付加

この特約は、保険契約者から申出があり、かつ、会社が承諾したときに、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加します。

第2条 責任開始の時

1. 主契約の締結の際に、この特約を付加するときは、主契約の普通保険約款の責任開始の時の規定にかかわらず、保険契約者が主契約の申込みをした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を責任開始の時とし、責任開始の時を含む日を責任開始の日および契約成立日とします。なお、主契約に規定する契約年齢の計算にあたっては、契約成立日を基準とし、保険期間の計算にあたっては、契約成立日を算入します。
2. 特約の中途付加の際に、この特約を付加するときは、中途付加する特約の責任開始の時の規定にかかわらず、保険契約者が特約の申込みをした時または会社が被保険者に関する告知を受けた時のいずれか遅い時を特約の責任開始の時とし、特約の責任開始の時を含む日を特約の責任開始の日とします。

第3条 第1回保険料の払込みおよび猶予期間

1. 第1回保険料（特約の中途付加の際に、この特約を付加するときは、中途付加する特約の第1回保険料に相当する金額とします。また、利率変動型積立保険普通保険約款に基づき、第1回保険料とともに払い込むべき不定期払保険料があるときは、これを含みます。以下同じ。）は、払込期間中に払い込むことを必要とします。
2. 本条の1. の払込期間は、責任開始の日からその日を含めて責任開始の日を含む月の翌月末日までの期間とします。
3. 第1回保険料の払込みについては、本条の2. に定める払込期間の翌月1日から末日までの猶予期間があります。

第4条 第1回保険料の払込み前に支払事由等が生じた場合の取扱い

第1回保険料が払い込まれないまま、第1回保険料の猶予期間満了日（第3条）までに、保険金等*1の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、次のとおり取扱います。

項目	内容
(1) 保険金等*1を支払うとき	第1回保険料*2を差し引いて支払います。ただし、会社が支払うべき金額が第1回保険料*2に不足するときは、保険契約者は、その猶予期間満了日までに第1回保険料*2を払い込むことを必要とします。第1回保険料*2の払込みがないときは、会社は、支払事由の発生により支払うべき金額を支払いません。
(2) 保険料の払込みを免除するとき	保険契約者は、第1回保険料*2をその猶予期間満了日までに払い込むことを必要とします。第1回保険料*2が払い込まれないときは、会社は、保険料の払込みを免除しません。

第5条 第1回保険料の払込みがない場合の取扱い

1. 第1回保険料の猶予期間満了日（第3条）までに第1回保険料の払込みがないときは、主契約およびこれに付加された特約*1は無効とします。ただし、第4条の(1)に該当する場合は無効としません。
2. 本条の1. の規定によって主契約およびこれに付加された特約*1を無効とした場

第4条 補足説明

*1 保険金等

主契約の普通保険約款および主契約に付加された特約の規定に基づいて支払われる保険金・給付金・見舞金・年金をいい、その名称の如何を問いません。

*2 第1回保険料

第2回以後の保険料について、主契約の普通保険約款または主契約に付加された特約の規定に基づいて差引くべき未払込保険料があるときは第2回以後の払込保険料を含みます。

第5条 補足説明

*1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

特約

責任開始に関する特約

合、返戻金または責任準備金の払戻しはありません。

第6条 特約の解約

この特約のみの解約は取扱いません。

第7条 第1回保険料の払込み前の保険契約の返戻金

第1回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約*1には返戻金はありません。

第8条 第1回保険料の払込み前の保険契約の減額

普通保険約款の減額の規定にかかわらず、第1回保険料の払込み前の主契約およびこれに付加された特約*1は減額できません。

第9条 第1回保険料の払込み前の主契約に付加された特約の解約

主契約に付加された特約*1の解約の規定にかかわらず、第1回保険料の払込み前に、主契約に付加された特約*1を解約するときは、主契約と合わせて解約することを必要とし、主契約に付加された特約*1のみを解約することはできません。

第10条 普通保険約款の規定の準用

この特約に別段の定めのないときは、普通保険約款の規定を準用します。

第11条 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等に付加する場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等*1に付加するときは、次の(1)および(2)のとおり取り扱います。

- (1) 第2条（責任開始の時）中、「責任開始の時」とあるのを「保険期間開始の時」に、「責任開始の日」とあるのを「保険期間開始の日」に、それぞれ読み替えます。
- (2) 第3条（第1回保険料の払込みおよび猶予期間）の2. 中、「責任開始の日」とあるのを「保険期間開始の日」と読み替えます。

第12条 新こども保険契約に付加する場合の特則

この特約を新こども保険契約に付加するときは、第2条（責任開始の時）中、「被保険者」とあるのを「被保険者および保険契約者」と読み替えます。

第13条 利率変動型積立保険契約に付加する場合の特則

この特約を利率変動型積立保険契約に付加するときは、普通保険約款の規定にかかわらず、第1回保険料の払込み前の保険契約の保険料の変更はできません。

第7条 補足説明

*1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第8条 補足説明

*1 主契約およびこれに付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第9条 補足説明

*1 主契約に付加された特約

特約の中途付加の際に、この特約を付加したときは、中途付加した特約とします。

第11条 補足説明

*1 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約等

次の(1)から(5)をいいます。

- (1) 5年ごと利差配当付新がん保険（返戻金なし型）契約
- (2) 5年ごと利差配当付がん保険（返戻金なし型）（2015）契約
- (3) 無配当生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (4) 無配当3大疾病一時金付生活習慣病保険（返戻金なし型）契約
- (5) 5年ごと利差配当付7大疾病終身保険（低解約返戻金型）契約

朝日生命からのお願い

○転居、町名変更その他ご契約に関する諸手続き（名義変更、改姓など）の場合には、お手数ですがお客様サービスセンター（☎[0120-714-532](tel:0120-714-532)）まですみやかにお知らせください。

○ご契約に関するご照会やご通知の際には保険証券記号番号、保険契約者と被保険者のお名前およびご住所をお知らせください。

○ご契約をお引き受けした際にお送りする保険証券およびお受け取りいただいた振込金受取書は大切に保管してください。

○諸手続きをされる場合には、お申し出された方が保険金等の受取人、または保険契約者ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険証等）をご用意ください。

○保険契約についてのお問い合わせやご相談は、お客様サービスセンター（☎[0120-714-532](tel:0120-714-532)）にお申し出ください。

指定紛争解決機関について

- この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので必ずご一読いただき、内容を十分ご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただきますようお願いいたします。

- 特に● クーリング・オフ制度(ご契約のお申し込みの撤回等)について …… 12ページ
- 健康状態などの告知義務について …… 20ページ
 - 保障の責任開始の時について …… 22ページ
 - 保険金等をお受け取りいただけない場合について …… 30ページ
 - 保険料の払込方法について …… 32ページ
 - 保険料払込みの猶予期間と失効、失効取消、復活について …… 33ページ
 - 解約・減額と返戻金について …… 41ページ

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらです。ご説明の中でおわかりになりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。なお、この冊子は、ご契約成立後にお送りする保険証券とともに大切に保管して、ご活用ください。

朝日生命の職員または朝日生命から委託された担当者が確認のため、電話や訪問をすることがあります。その際には、ご協力くださいますようお願いいたします。なお、この確認制度は生命保険会社各社が行っております。

●お申込時の契約確認について

ご契約のお申し込みにあたり、後日、お申込内容や告知内容および重要書類の受領の確認のため、保険契約者等に電話や訪問をさせていただく場合があります。

●保険金等のご請求時の確認・照会について

保険金等のお支払いおよび保険料払込免除等のご請求に際して、後日、保険金等をお支払いするための確認・照会に、保険契約者等や医療機関・公的機関等を訪問させていただく場合があります。

保険金等のお支払いについて

保険金等の適切なお支払いには、お客様からのご連絡が重要な情報となりますので、保険金などのお支払事由が生じた場合(お支払いの可能性があるとされる場合や、ご不明な点が生じた場合等も含みます)は、すみやかにお客様サービスセンター(☎[®]0120-714-532)までご連絡ください。

保険金等のご請求に際し、必要書類の準備に費用が発生する場合は、お客様のご負担となります。

(募集代理店)

(引受保険会社)

 **朝日生命保険相互会社**

 **0120-714-532**

受付時間 月曜日～土曜日 9:00～17:00
(日曜日、祝日、年末年始を除きます。)

©朝日生命のホームページ <https://www.asahi-life.co.jp>